R7. 10. 8改訂版

令和7年度の入札・契約方針

国土交通省 中国地方整備局

目　次

- 令和7年度の主な改定点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P　2
- 入札方式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P　3
  - 競争参加資格要件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P　7
- 総合評価落札方式
  - 総合評価落札方式の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16
  - 多様な発注方式の取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 24
    - ○入札契約手続きにおける取り組み・・・・・・・・・・・・・・・ P 33
    - ○総合評価における取り組み
      - ・総合評価型式における取り組み・・・・・・・・・・・・・・・ P 58
      - ・企業・技術者能力評価に共通する取り組み・・・・・ P 62
      - ・企業能力評価における取り組み・・・・・・・・・・・・・・・ P 71
      - ・技術者能力評価における取り組み・・・・・・・・・・・・・ P 89
      - ・地域精通度・地域貢献度評価における取り組み・・P 95
  - 技術提案　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 97
  - 評価内容の担保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 106
- 施工体制確認型　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 107

令和7年度の入札・契約見直し方針

■担い手確保

No.	項目	現 状 と 課 題 等	見 直 し 概 要
1	地域要件の緩和 （広島県内事務所）	H30西日本豪雨により、広島県内事務所において不調不落が増加したため競争参加資格における地域要件を、地方生活圏から広島県内に拡大。	入札不調・不落など、災害前の状態に戻ったため、地域要件拡大の運用を終了する。
2	女性技術者活用促進型	・女性技術者を主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者として配置する場合に、総合評価で加点。	女性技術者又は、若手技術者（満年齢29歳以下）の配置で評価を行う。 （若手・女性技術者活用促進型）
3	雇用の確認	R6年12月に健康保険証が廃止されたため、技術者の雇用確認方法を見直す。	資格者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料によって建設業者との雇用関係を確認する。

■働き方改革

No.	項目	現 状 と 課 題 等	見 直 し 概 要
1	WLBの評価拡大	【対象工事】 ・一般土木工事A等級、B等級を対象とする工事 ・建築工事A等級、B等級を対象とする工事 ・技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約 ※B等級+C等級、C等級+B等級は対象外	【対象工事】 ・ワークライフバランス推進の更なる取り組み拡大のため、総合評価落札方式における全ての公共工事に適用する。

■品質確保

No.	項目	現 状 と 課 題 等	見 直 し 概 要
1	ICT活用工事の評価対象工事	ICT活用実績のある企業・技術者は、ICT活用証明書により評価	ICT土工、ICT河川浚渫は、R7年度以降に公告する工事から原則化されるため、ICT土工、ICT河川浚渫工事は評価の対象としない。

入札落札方式の経緯

	経緯	
明治22年	会計法制定	原則　一般競争方式（法29条の3）
明治33年	指名競争方式に転換	不良不適格業者の排除の徹底等
平成 5年	ゼネコン汚職	
	政府調達協定交渉	H7.12協定締結
平成 6年	一般競争方式の導入	WTO対象工事
平成11年	総合評価落札方式の試行	
平成12年	入札契約適正化法の制定	透明性の確保、公正な競争の促進
平成17年	公共工事品質確保法の制定	価格と品質が総合的に優れた調達
	総合評価落札方式の本格導入	
	橋梁談合	
	一般競争方式の拡大	H17年度：3億円以上の工事 H18年度：2億円以上の工事
平成18年	施工体制確認型の試行	
平成19年	水門談合	
	一般競争方式の拡大	H19年度：1億円以上の工事 H20年度：6千万円以上の工事
平成20年	総合評価落札方式の原則実施	
	施工体制確認型の試行拡大	
平成25年	二極化の全面試行	
平成26年	公共工事品質確保法の改正	H26.6.4　公布・施行
令和 元年	公共工事品質確保法の改正	R1.6.7　公布・施行
令和 6年	公共工事品質確保法の改正	R6.6.19　公布・施行

1．指名競争入札から一般競争入札へ

○明治33年に不良不適格業者の排除の観点から、指名競争入札方式が導入され、以降、指名競争入札が公共工事の入札の基本とされてきた。

○平成5年に、贈収賄事件により、客観性・透明性・競争性の高い入札・契約方式への改革が求められ、また、建設市場の国際化への要請もあり、政府調達協定対象の工事において、一般競争入札方式が導入された。

○その後、平成17年の橋梁談合、平成19年の水門談合の摘発を契機に、一般競争入札方式の適用対象工事が拡大され、平成20年度から、予定価格6千万円以上の工事については、原則、一般競争入札方式を適用されることとなり、現在に至る。

2．価格競争から総合評価落札方式へ

○平成17年に品確法が成立し、総合評価落札方式が本格的に導入され、以下の効果が期待された。

①必要な技術的能力を有する者が施工することによる公共工事の品質確保

②民間企業の高度な技術提案の活用による公共工事の効率的な執行

③価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境の整備

○平成20年度からは、総合評価落札方式を原則実施することとし、現在では、ほぼすべての工事で適用している。

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

WTO対象及び一般競争入札の拡大

■政府調達協定の対象工事

政府調達協定（WTO）の対象基準額は**令和6年度から8．1億円**

■一般競争入札の対象工事

	～H16	H17下半期～	H18	H19	H20
全国	WTO対象のみ	予定価格 3億円以上	予定価格 2億円以上	予定価格1億円以上 （水門設備工事については 原則すべて一般競争入札へ移行）	予定価格 0.6億円以上
中国地整	WTO対象のみ	予定価格 3億円以上	・下記を除く工事種別は原則実施 ・一般土木　0.6億円以上 ・建築等　1億円以上 ・機械設備（ｴﾚﾍﾞｰﾀ）　WTO案件	・下記を除く工事種別は原則実施 ・一般土木等　0.6億円以上 ・電気設備（土木）等　1億円以上 ・機械設備（ｴﾚﾍﾞｰﾀ）　WTO案件	原則実施

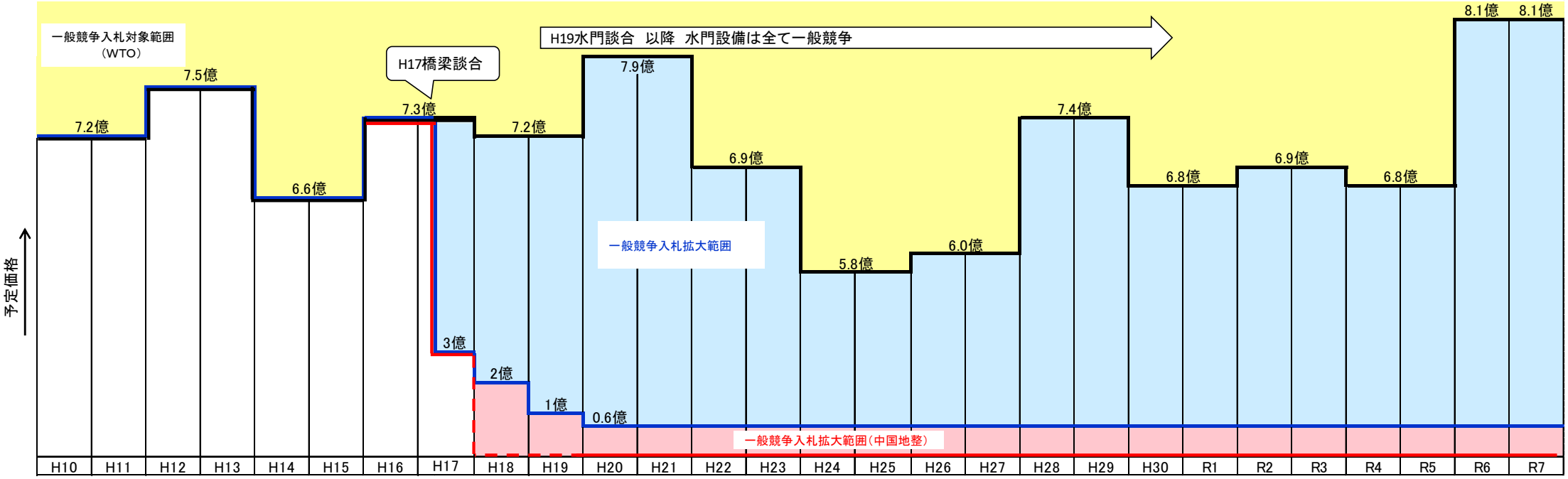

WTO工事における配置予定技術者の提出期限の変更

【新　規】

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

配置予定技術者の提出は申請書提出時に求めていたが、開札の約１週間前に提出することに変更。
この取組により、配置予定技術者の拘束期間が大幅に短縮。（約１００日程度）

●手続きの流れ

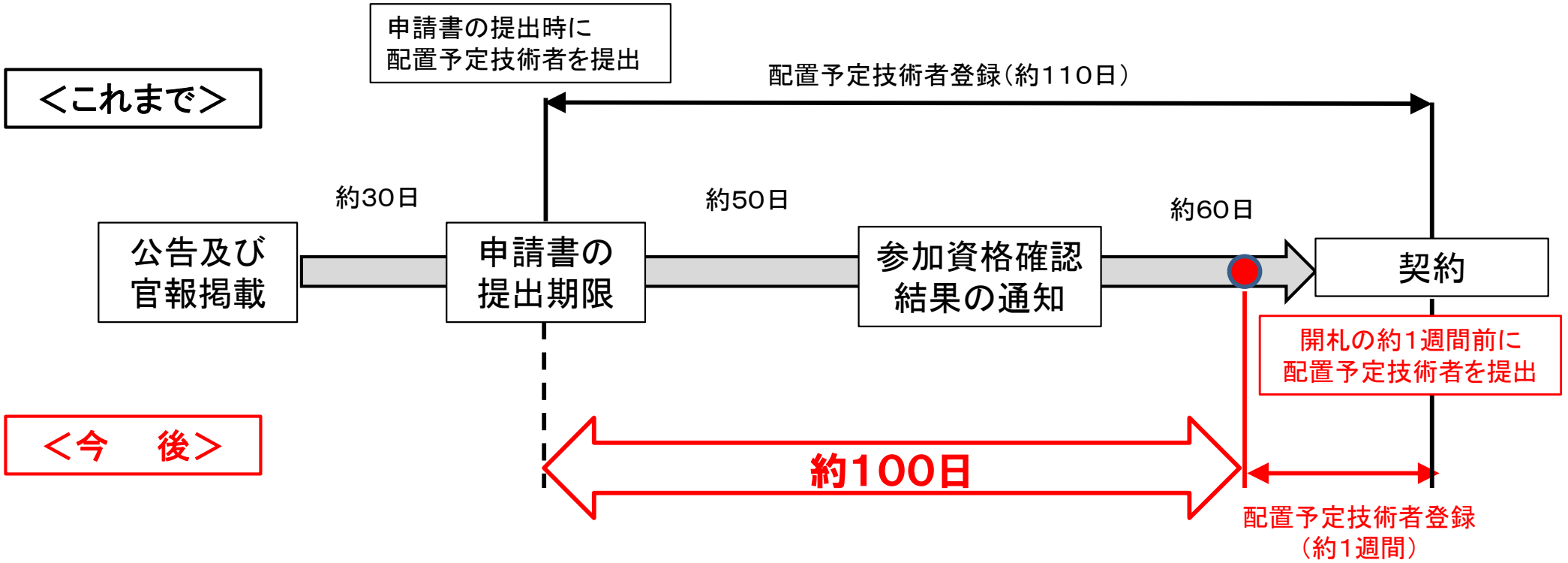

令和６年度から開札の約１週間前に、配置予定技術者の書類を提出してもらい審査を実施。
配置予定技術者の拘束期間を短縮。（令和６年度安芸津バイパス三津第１トンネル工事で実施）

今後発注するWTO工事ついても引き続き実施する。

一般競争入札について

会計法第二十九条の三　一般競争の原則

契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、**公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。**

② 前項の**競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。**

第三項　競争に付することが不利　⇒　指名競争
第四項　競争に付することが不利　⇒　随意契約

国の調達については、契約に関する公告を行い、一定の資格がある不特定多数の希望者すべてを競争入札に参加させることを原則としている。

【メリット】
- 広範囲な参加により、競争性が高まる。
- 発注者の恣意性を排除し易い
- 入札談合を行いにくくし得る。

【デメリット】
- 施工能力の劣る業者や不誠実な業者を排除することが困難。
- 入札審査等の事務量が増大する。

○不良・不適確業者を競争参加審査の対象から除外
○適切な競争参加条件（過去の工事実績及び成績、地域要件等）の設定

発注者が予め運用方針を定める事が必要

一般競争参加資格の要件

競争参加資格条件	◆予決令第70条（一般競争に参加させることができない者） ◆予決令第71条（一般競争に参加させないことができる者）	政府調達協定対象（WTO）	政府調達協定対象外（WTO以外）
① 予決令第70条及び第71条	予決令第70条及び第71条へ該当しない	○	○
② 一般競争参加資格の認定	一般競争参加資格の認定を受けている	○	○
	経営事項評価点数（一般土木、建築、電気設備及び暖冷房衛生設備）	○	
	対象工事種別に対する等級区分		○
③ 会社更生法・民事再生法	会社更生法又は民事再生法に基づく申立てがなされていない	○	○
④ 指名停止	指名停止を受けている期間中でない	○	○
⑤ 警察からの排除要請	警察当局から排除要請がない	○	○
⑥ 企業の施工実績等	同種工事の施工実績（65点未満のものを除く）を有する	○	○
⑦ 配置予定技術者	競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある	○	○
	配置予定技術者の資格	○	○
	同種工事の施工経験（65点未満のものを除く）を有する	○	○
⑧ 当該対象工事種別の施工実績	過去2年間の工事成績の平均が65点以上		○
⑨ 施工計画	施工計画が適正である	○ ※	○ ※
⑩ 地域要件	工事施工対象となる地域内に本店、支店又は営業所が所在する		○
⑪ 設計業務等の受託者との関連	設計業務等の関連業者でない	○	○
⑫ 入札参加者間の資本・人的関係等	入札に参加しようとする者の間に資本関係及び人的関係がない	○	○
⑬ 建設業退職金共済制度等の加入	建設業退職金共済制度等に加入している		○
⑭ 協力企業表彰を受けた企業の参入制限	協力企業表彰を受けた企業は当該工事の他の競争参加希望者の下請負人として参入を予定していないこと		○
⑮ 機器の製作・設置に関する体制及び能力	設計管理、工程管理、検査・試験を自らが実施できる体制と能力を有する（受変電設備工事及び通信設備工事に係る機器の製作）		○
⑯ 機器の引き渡し後の障害等の支援体制及び補修部分の供給体制	引き渡し後において、障害時の支援体制、補修部品の供給体制並びに発注者からの技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制を確保している（受変電設備工事及び通信設備工事に係る機器の製作）		○

※施工能力評価型（Ⅱ型）では、「施工計画」を求めないので「施工計画」を競争参加資格条件とはしない。

入札落札方式と工事種別毎の等級区分

【見直し】

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

■R3に新たな工事種別として「橋梁補修工事」を追加し、「造園」の等級区分を廃止。
■R6にWTO（政府調達協定対象）が8.1億円に変更。
■R7から、発注標準見直しにより、等級区分の予定価格が変更。

（予定価格）▲

R4～R5中国運用	R6～中国運用	負担行為担当官	01一般土木 / 05建築	02ｱｽﾌｧﾙﾄ	07電気設備 / 08暖冷房衛生設備	その他 ※ﾗﾝｸ無し
一般競争入札（政府調達協定対象） 施工実績等の条件を付して公告し、条件を満足している企業は全て入札に参加						
	8．1億円		Aランク 8.2億円		Aランク	03鋼橋上部 04造園 06木造建築 09Co舗装 10PC 11法面処理 12塗装 13維持修繕 14しゅんせつ 15グラウト 16杭打ち 17さく井 18ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ建築 19機械設備 20通信設備 21受変電設備 22橋梁補修
6．8億円		本官（局長）	Bランク	Aランク		
一般競争入札 政府調達協定対象に対し、等級区分、地域要件、工事成績、その他地整局長が必要と認める事項を新たに追加した条件を付して公告し、条件を満足している企業は全て入札に参加						
		3.4億円	3.4億円		2.3億円	
		分任官（事務所長） ただし官庁営繕に係るものは2.3億円未満	Cランク	1.4億円 Bランク	Bランク	
0．6億円	0．6億円				0.6億円 Cランク	
・原則、全て一般競争入札	・原則、全て一般競争入札					

（港湾空港関係を除く工事）

発注標準と地域要件【標準】

【見直し】

■競争参加資格要件は、工事種別毎に予定価格に対応する等級区分により定める。
■地域要件は、工事規模、工事内容等を勘案のうえ設定する。（整備局管内、県内、生活圏内等）
■なお、予定価格が3．4億円未満の維持修繕工事、一般土木工事等において、緊急時の初動体制の確保や地域への精通度を考慮する必要がある工事については、当該工事施工箇所周辺地域における本店に限定することができるものとする。

《発注等級区分の特例》

①一般土木、建築工事の場合

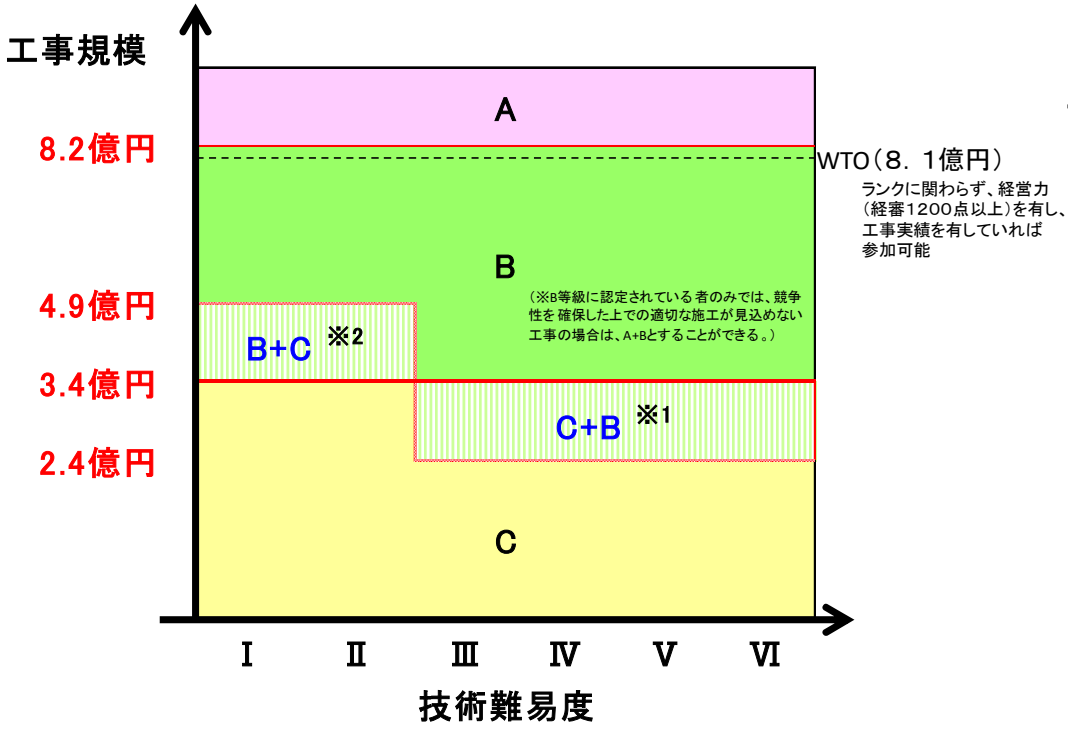

※1　事務処理要領第16三の規定により、C+Bとしている。
　　C等級の者の実績で競争性が十分確保できる場合はC等級のみとできるものとする。

※2　事務処理要領第16二の規定により、B+Cとしている。
　　B等級の者の実績で競争性が十分確保できる場合はB等級のみとできるものとする。

②電気設備及び暖冷房衛生設備の場合

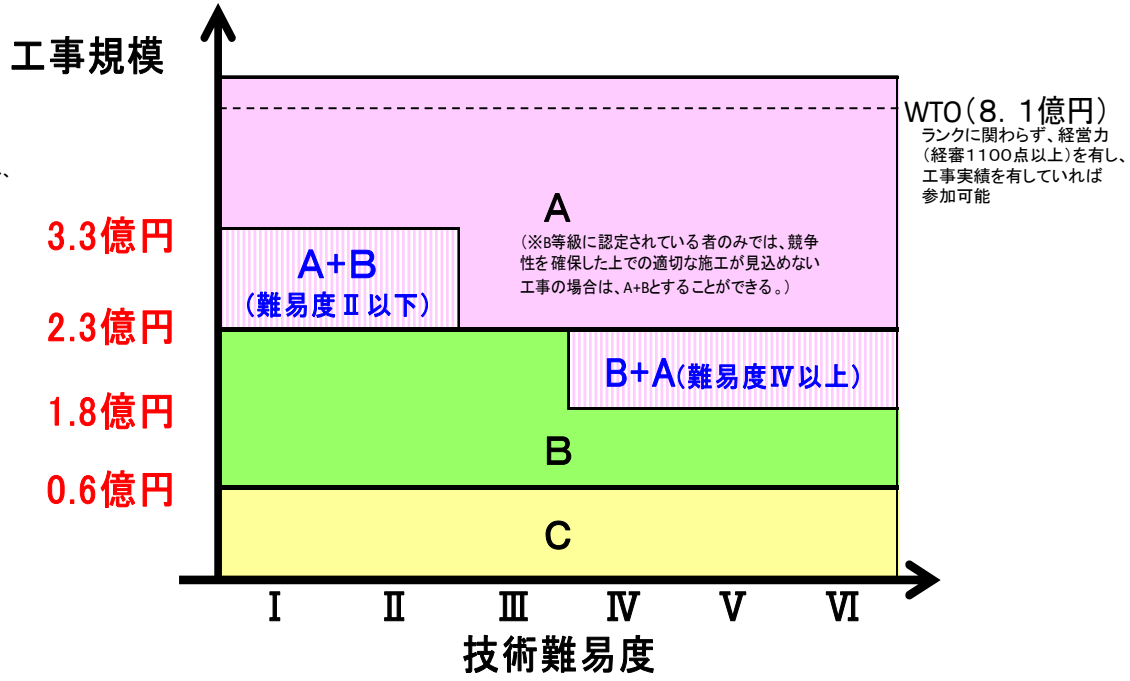

※　難易度Ⅲ以下で4.5億円を超えない工事については、会計事務取扱細則第22 条第1項第5号に係るものについて分任支出負担行為担当官が契約できる範囲を、細則第81条の特例（以下「分任官特例」という。）として取り扱うことができる規定としており、この規定を適用する場合の等級区分は「B等級＋C等級」とする。

発注等級区分の特例緩和

【見直し】

◇工事請負業者選定事務処理要領により、等級区分の緩和が可能。

■一般土木工事及び建築工事のうち、**入札参加者が少なく競争性の確保が見込めない工事**においては、工事請負業者選定事務処理要領に基づき**直近上位または下位等級を含めた発注**を行っている。

■その他の工事種別に関する特例（継続）

▸入札参加者が少なく競争性の確保が見込めない工事の場合、工事請負業者選定事務処理要領第16四を適用し、直近上位又は下位等級を含めて競争性の確保を図る。

■事務処理要領第16四の拡大例（アスファルト舗装（電線共同溝）の場合）

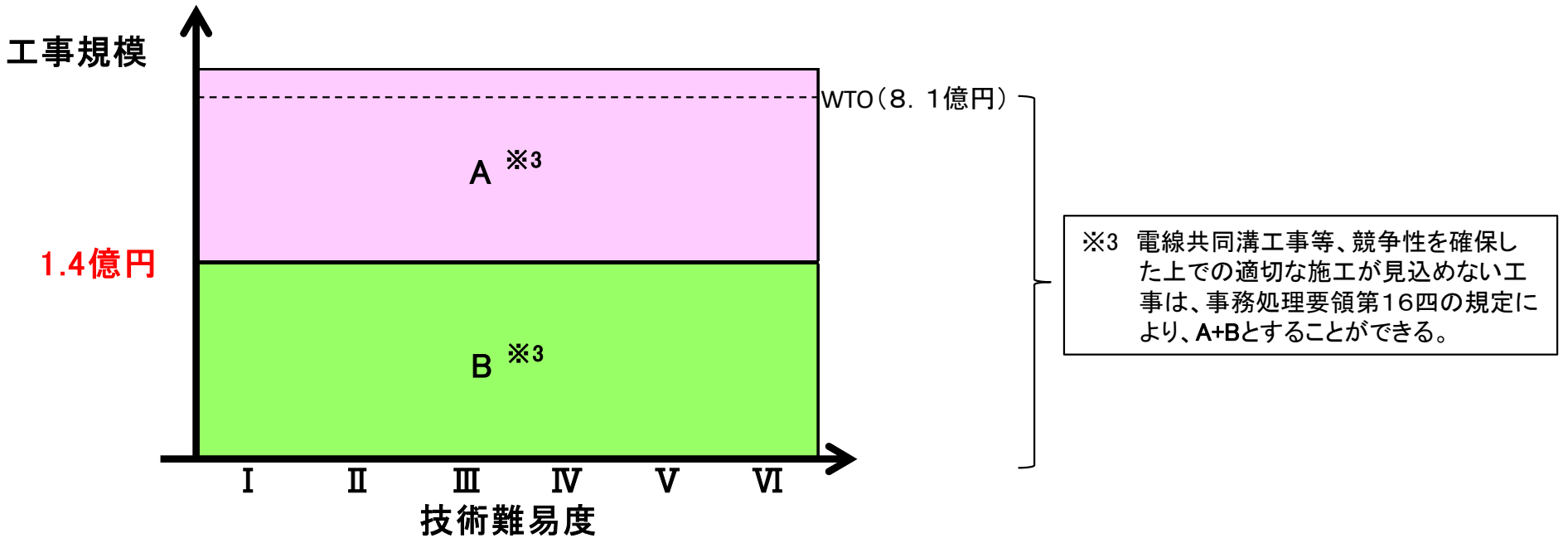

同種工事として求める実績要件

【見直し】

◇競争参加者数の拡大を図るため、同種工事として求める実績要件について、予定価格が3．4億円未満の施工能力評価型を対象に試行する。

◆競争参加資格要件における数値要件の撤廃

◇「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」(平成17年9月30日)により、競争参加資格要件として、同種工事の施工実績において数値基準を設定しているところであるが、**入札参加者数の拡大を図る**ことから3．4億円未満の工事において、**競争参加資格要件では数値基準を求めず、加算点において評価する**方式を試行する。

入札説明書（抜粋）

【見直し後】

数値要件の撤廃

4．競争参加資格

(6) 平成8年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、発注機関が民間（電力9社、高速道路6社、旅客鉄道6社を除く。）の工事は実績として認めない。

・同種工事とは、下記の(ア)～(ウ)の要件を満たす工事とする。

(ア) 掘削又は切土の~~土量が100,000m3以上の道路工事の~~施工実績を有すること。

(イ) 硬岩（中硬岩を含む。）の掘削又は切土の工事の施工実績を有すること。

(ウ) 盛土~~量が100,000m3以上の道路工事~~の施工実績を有すること。

ただし、上記(ア)・(ウ)は同一工事であること。

※H22年度より、簡易型を対象に実績（数値）要件を、総合評価項目として加算点評価を実施
※H24年度10月より、施工能力評価型でも、競争参加資格要件として数値要件の設定を行っていない。

監理技術者の兼務

【見直し】 令和2年10月から
令和6年12月改訂

◇建業法改正に伴い、監理技術者の兼務が可能

■令和元年6月 建設業法において、長時間労働の是正や現場の処遇改善等とあわせ、監理技術者の兼務を可能とする制度を盛り込んだ改正案が成立し、交付された。
■令和6年12月13日の一部改訂により、建設業法第26条第3項第2号の規定を適用し監理技術者の兼務が可能となり、政令により、監理技術者の行うべき職務を補佐するものの要件、兼務できる件数が規定された。

＜対象工事＞

■分任官工事であること。（営繕工事にあたっては、予定価格2．3億円未満の本官工事も対象）

■技術的難易度Ⅱ以下の工事であること。

＜兼務要件＞

■兼務できる工事は2件までとし、「維持工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）」同士でないこと。

■監理技術者補佐を専任で配置できること。（入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。）

■兼務できる工事範囲は元請として職務が適正に遂行できる範囲内（双方の工事間が10km程度以内）であることとし、発注者が兼任可能な市町村を入札説明書等に記載。

■監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。（土木なら土木）

■兼務を認める場合、上記兼務要件に加え以下条件が必要。

・特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制。
・特例監理技術者は、主要な会議への参加、現場巡回、主要な工程の立会等を適正に遂行。
・監理技術者補佐が担う業務等を明らかにする。

■特例監理技術者と常駐義務のある現場代理人の兼務は認めない。（監理技術者補佐と現場代理人は兼務可能）

【現　状】

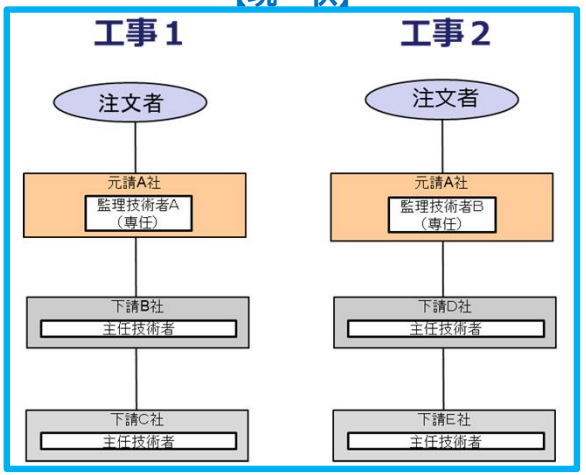

【改正後】

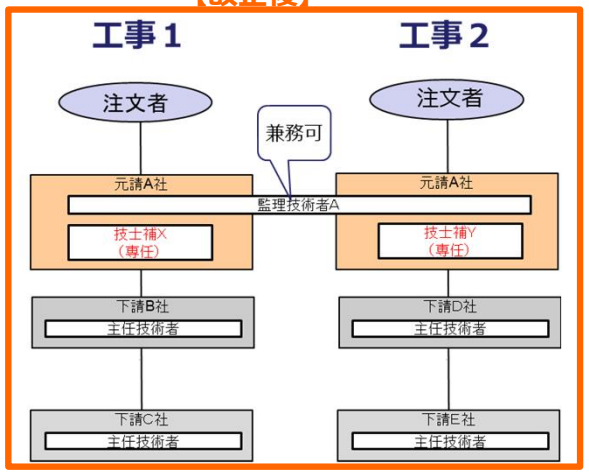

競争参加希望者に求める施工計画

【施工能力評価型（I型）】

発注者が示す仕様に基づき施工する上で、特に重要と考えられる工種における「**施工計画**」についての記述を求め、適切で確実な施工を行う能力を有しているか確認をするものである。

したがって、**標準以上の提案をもとめているものではない。**

◆施工計画に記載する着目点（施工計画）は、１項目とする。

⇩

施工計画の記述が発注者が示す仕様の範囲内で現場条件等を踏まえ、適切であれば「可」、不適切あるいは未記載であれば「不可」（競争参加資格を認めないこと）として工事の確実な施工に資するか否かを審査する。

【失格とする場合の例】

①設計内容や設計条件（設計図書、特記仕様書等）に変更を伴う記載の場合
②工事の内容と無関係な記載である場合
③基準や指針と不整合な記載である場合
④関係法令に違反する場合
⑤未記載又は一部未記載で内容の確認が出来ない場合
⑥未提出の場合

【技術提案評価型】

施工上の工夫等に関する「具体的な施工計画」の提出を求めその実現性や安全性等について審査を行う。

また、定量的な項目だけでは提案に対する多面的評価が困難となる恐れがあるため、定量的な評価項目を求める場合には定性的な評価項目も併せて設定することを基本とする。

〇総合的なコストの縮減に関する技術提案
〇工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
〇社会的要請への対応に関する技術提案

◆技術提案の指定テーマは、１テーマを原則とするが、必要に応じて２テーマとすることができる。

◆指定テーマに対する技術提案は、各テーマ毎に最大5つを基本とする。

⇩

技術提案の評価は総合評価の段階で行うが、内容が不適切あるいは未記載であれば失格（競争参加資格を認めないこと）とする。

【失格とする場合の例】

①最低限求めた事項が記載されていなかった場合
②記載内容が極一部に限られ、技術力の有無が確認できない場合
③標準案の一部又は全部を変更して施工計画を提出する場合において、変更された技術提案の１以上の提案が「否」となった場合

地域要件の緩和の変更

【廃止】
R1～R6限定

◇R1～広島県内事務所の競争参加資格における地域要件を地方生活圏から県内に拡大。

緩和期間満了に伴い廃止

《地域設定の標準的な考え方》
・本支店営業所の所在地（参加資格要件）

一般土木工事C ランク 及び 維持修繕工事

設定理由：災害による要件緩和（不調・不落対策）
廃止理由：災害前の発注状況に戻ったため
※地方生活圏については、各事務所において応札状況を踏まえ地域要件を設定

広島県内事務所

＜基本＞

・太田川河川事務所
・広島国道事務所
・土師ダム管理事務所
・温井ダム管理所
・弥栄ダム管理所 → 広島地方生活圏

・福山河川国道事務所
・八田原ダム管理所 → 備後地方生活圏

・三次河川国道事務所 → 備北地方生活圏

＜R1～緩和策＞
広島県内

工事の総合評価落札方式の概要

工期、機能、安全性などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式

【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

（右図のように、「傾き」を示す。）

技術評価点

提案内容により、標準点に加算点を付与。技術提案が適切でない場合は、標準点を与えない。

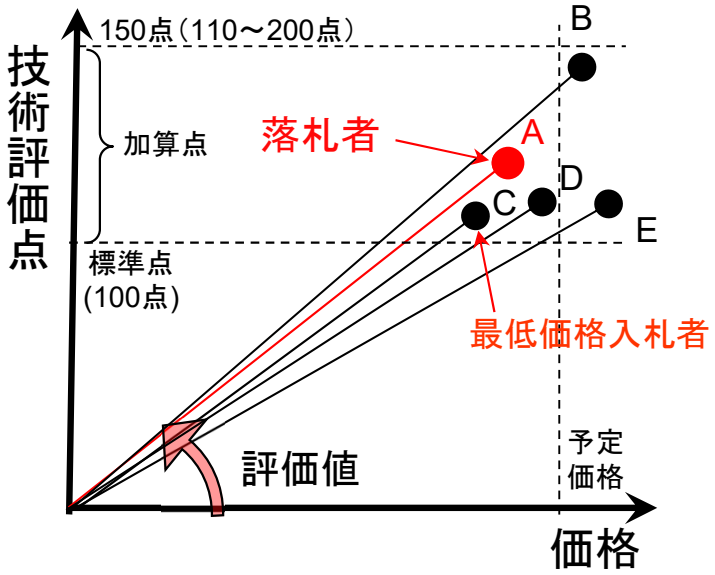

【総合評価落札方式の手続きの流れ】

予め、入札公告等において、
　技術提案を求める内容
　技術提案の評価の方法
を公表

→ 技術提案の提出 →

提出された技術提案を公表された評価方法に従って審査し、技術提案毎に技術点を決定

【総合評価の評価項目例】

技術提案に関する項目	工期短縮、品質向上、環境の維持（騒音・振動・水質汚染など） など
施工能力等に関する項目	企業・技術者の過去の同種工事実績、工事成績　など
地域精通度・貢献度等に関する項目	災害協定の締結、災害協定に基づく活動実績　など

総合評価落札方式改善の方針

平成24年2月28日
総合評価方式の活用・改善等
による品質確保に関する懇談会

＜総合評価落札方式の課題＞

品確法の成立、総合評価落札方式の適用拡大

- 競争参加者の増加
- 技術提案を求める工事の拡大
- 透明性確保のための技術提案採否の通知
- 高度技術提案型の低い適用率
- 手持ち工事量や地域貢献の評価要望による評価項目の複雑化

↓

- 技術提案・審査に係る競争参加者・発注者の負担増
- 民間の技術力活用の理念からのかい離
- 品質確保の理念からのかい離

＜総合評価落札方式の改善の方針＞

建設業許可、競争参加資格審査、競争参加資格要件設定との適切な役割分担のもと

①施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
②施工能力の評価は大幅に簡素化
③技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視

総合評価方式は二極化を全面試行（H25～）

【見直し】【更新（R5年3月版）】

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

従来

	簡易型	標準型	高度技術提案型
提案内容	企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合	高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合 / 有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 / 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
	確実な施工に資する簡易な施工計画	社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案	高度な施工技術等に係る提案 / 施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
評価方法	点数化して評価		
ヒアリング	必要に応じ実施		
予定価格	設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成		技術提案に基づき予定価格を作成
	Ⅱ型	Ⅰ型	Ⅲ型 / Ⅱ型 / Ⅰ型

高度技術提案型適用対象工事であるが、標準型を適用している工事

二極化

施工能力を評価する ⇔ 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する

	施工能力評価型		技術提案評価型		
提案内容	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 / 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
	求めない（実績で評価）	施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
評価方法		可・不可の二段階で評価	価値の最も高い新技術、資材、機械、工法等	点数化	
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施（施工計画の代替も可）	必要に応じて実施	必要に応じて実施（技術対話）	
段階選抜	実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施	競争参加者が比較的多くなることが見込まれる工事において活用を検討		
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	価値の最も高い新技術、資材、機械、工法等に係るコストは予定価格に入れない	技術提案に基づき作成
	Ⅱ型	Ⅰ型	SⅡ型	SⅠ型	AⅢ型 / AⅡ型 / AⅠ型

暫定版

【見直し】

総合評価落札方式の適用の概要

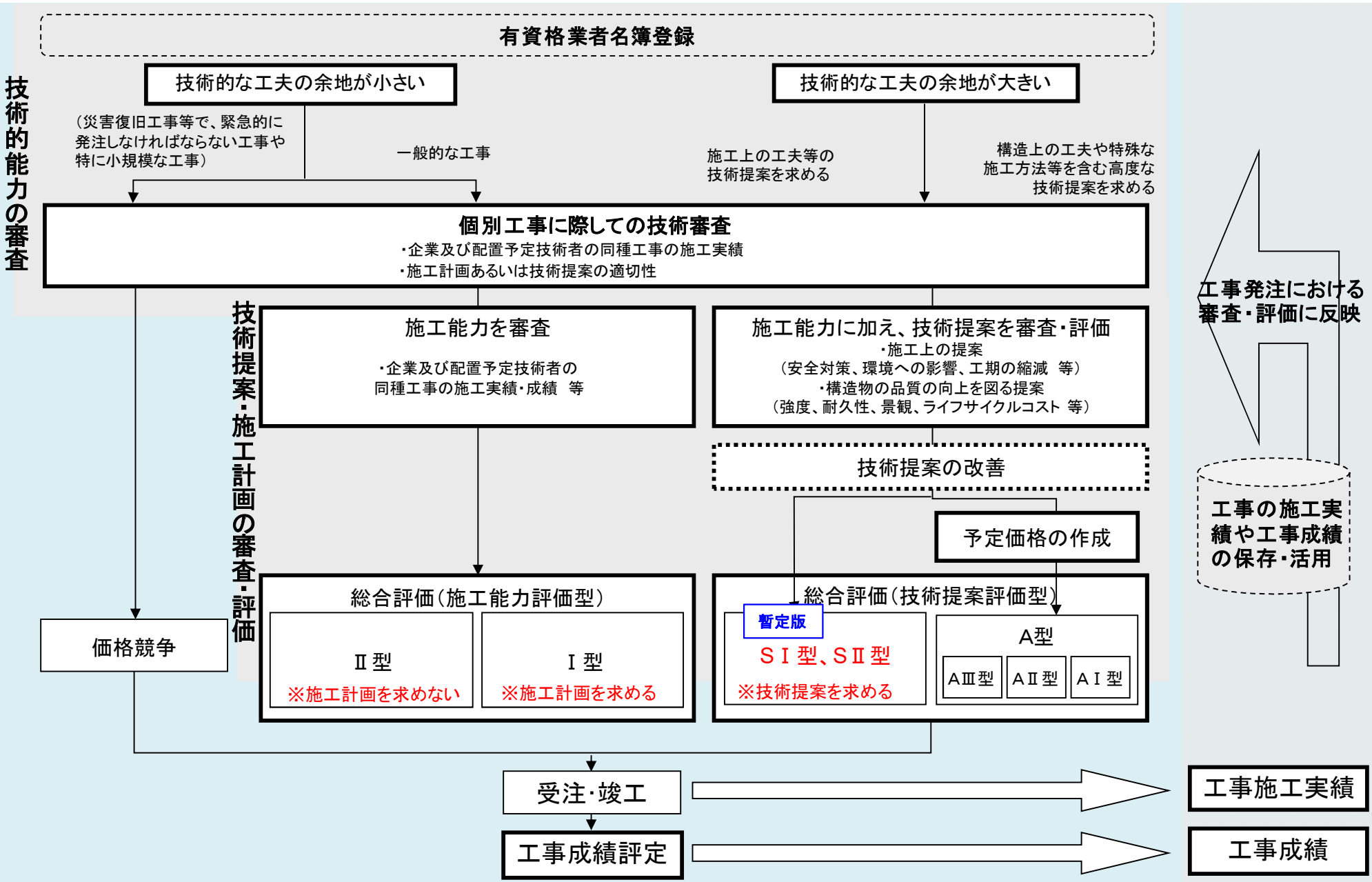

※個別工事に際しての技術審査：企業の施工能力の確認を行う。
※技術提案の審査・評価：技術提案の実現性等を確認（審査）した上で、技術提案の点数付け（評価）を行う。
※施工計画の審査：現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述の適切性を二段階で審査し、原則、記述が適切であれば「可」とし、不適切あるいは未記載であれば「不可」として工事の確実な施工に資するか否かを審査する。
※総合評価：企業・技術者の能力等及び技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

中国地方整備局における総合評価落札方式のタイプ選定

＜タイプ選定フロー＞

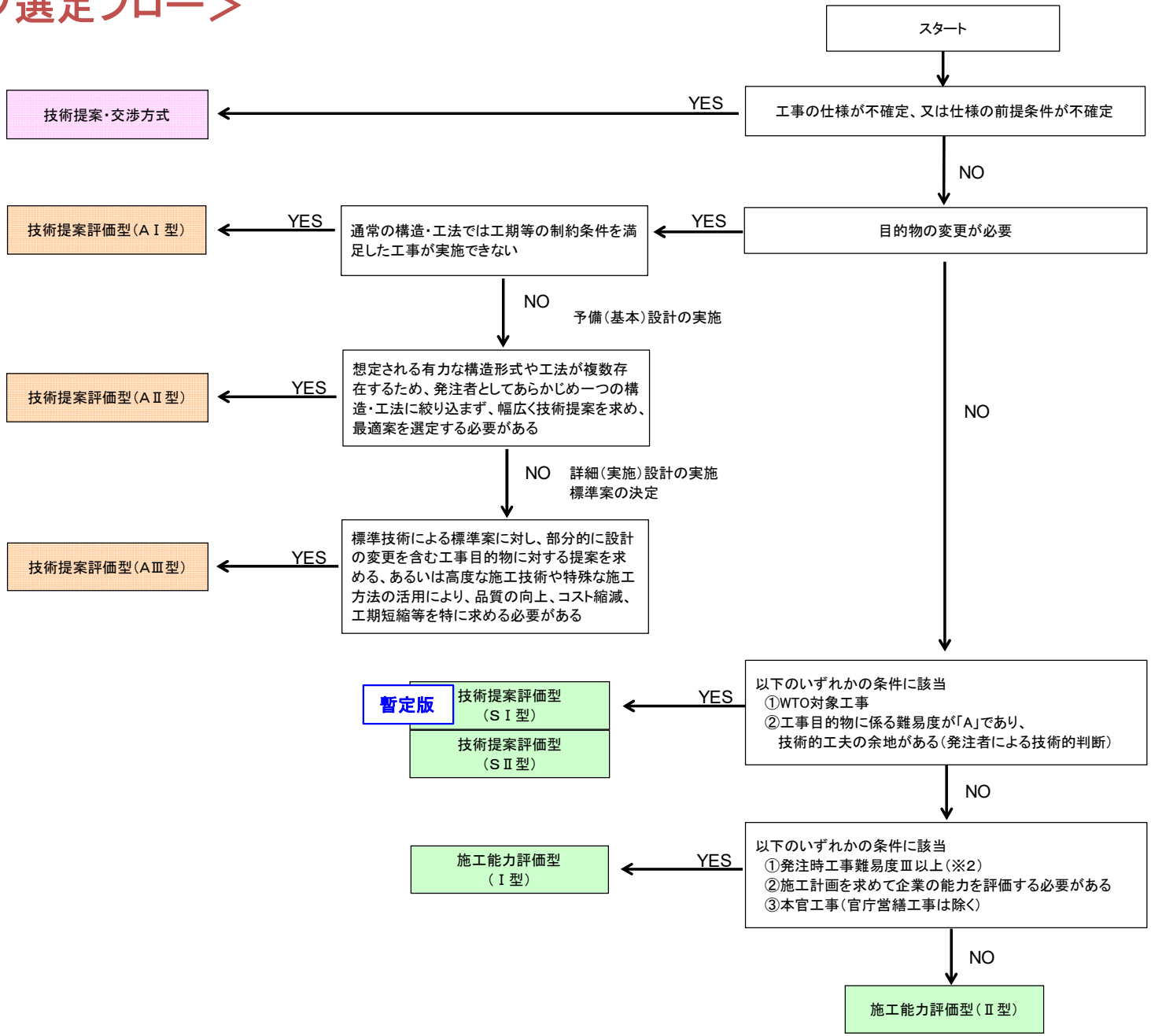

※タイプの選定にあたっては、工事内容を勘案のうえ判断すること。

【見直し】

技術評価点の配点方針

・技術評価点の加算点の評価項目は、①技術提案、②企業の能力等、③技術者の能力等とし、加算点合計及びその内訳は、「配点割合」の通りとする。
・このうち、②企業の能力等と③技術者の能力等の配点割合は同じとする。
・地域精通度・貢献度等については、②企業の能力等の中で評価し、配点は企業の能力等の配点の半分を超えない範囲で設定する。

＜配点割合＞

◇施工能力評価型

◇施工能力評価型

【施工能力評価型（Ⅱ型）】

総合評価対象 ※3 40（30）			賃上げ表明による加点 ※3 3（2）※2
企業能力等 ※1 20（15）※2	WLBの取組み加点 ※4	技術者の能力等 20（15）※2	賃上げ表明による加点 ※3 3（2）※2

※1　企業の能力等：「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定し、配点は企業の能力等の配点の半分を超えない範囲で設定する。
※2　（　）：施工体制確認型でない場合は、（　）内の点数とする。
※3　加算点の5%以上の整数とする。
（賃上げに関する加算点の加点割合＝3点÷（40点＋3点）＝約7.0%）
※4　一般土木A又はB（B+C、C+Bを除く）及び建築（A又はB）については「１点」、その他の工事は「0.5点」を設定。

【施工能力評価型（Ⅰ型）】

競争参加資格対象	総合評価対象 ※3 40（30）			賃上げ表明による加点 ※4 3（2）※3
施工計画 ※1 ―	企業能力等 ※2 20（15）※3	WLBの取組み加点 ※5	技術者の能力等 20（15）※3	賃上げ表明による加点 ※4 3（2）※3

※1　施工計画：「可」、「不可」のみを審査し、点数化しない。
※2　企業の能力等：「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定し、配点は企業の能力等の配点の半分を超えない範囲で設定する。
※3　（　）：施工体制確認型でない場合は、（　）内の点数とする。
※4　加算点の5%以上の整数とする。
（賃上げに関する加算点の加点割合＝3点÷（40点＋3点）＝約7.0%）
※5　一般土木A又はB（B+C、C+Bを除く）及び建築（A又はB）については「１点」、その他の工事は「0.5点」を設定。

技術評価点の配点方針

【見直し】

◇技術提案評価型（S型）

【技術提案評価型（SⅡ型）非WTO】

		総合評価対象 ※2 60（50）			賃上げ表明による加点 ※3 4（3）※2
段階選抜方式以外		技術提案 30（30/20） ※2	企業能力等 ※1 15（10/15）※2 / WLBの取組み加点 ※4	技術者の能力等 15（10/15）※2	賃上げ表明による加点 ※3 4（3）※2
段階選抜方式	（一次審査）	技術提案 ―	企業能力等 ※1 15（10/15）※2 / WLBの取組み加点 ※4	技術者の能力等 15（10/15）※2	―
	（二次審査）	4提案×15点 60（60/50）※2	― / ―	―	賃上げ表明による加点 ※3 4（3）※2

※1　企業の能力等：「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定し、配点は企業の能力等の配点の半分を超えない範囲で設定する。
※2　（　）：施工体制確認型でない場合は、（　）内の点数とする。
※3　加算点の5%以上の整数とする。
（賃上げに関する加算点の加点割合＝4点÷(60点＋4点)＝約6.3%）
※4　一般土木A又はB（B+C、C+Bを除く）及び建築（A又はB）については「１点」、その他の工事は「0.5点」を設定。

【技術提案評価型（SⅡ型）WTO】土木工事（営繕を除く）

		総合評価対象 60（50）※1		WLBの取組み加点 ※3 1	賃上げ表明による加点 ※2 4（3）※1
段階選抜方式以外		技術提案 4提案×15点 60（60/50）※1	企業能力等 ― / 技術者の能力等 ―	WLBの取組み加点 ※3 1	賃上げ表明による加点 ※2 4（3）※1
段階選抜方式	（一次審査）	技術提案 1提案×12点	企業能力等 9 / WLBの取組み加点 ※3	技術者の能力等 9	―
	（二次審査）	4提案×15点 60（60/50）※1	― / ―	―	賃上げ表明による加点 ※2 4（3）※1

※1　（　）：施工体制確認型でない場合は、（　）内の点数とする。
※2　加算点の5%以上の整数とする。
（賃上げに関する加算点の加点割合＝4点÷(60点＋4点)＝約6.3%）
※3　一般土木A又はB（B+C、C+Bを除く）及び建築（A又はB）については「１点」、その他の工事は「0.5点」を設定。

◇技術提案評価型（A型）

【技術提案評価型（A型）WTO】

		総合評価対象 70（50）※1				WLBの取組み加点 ※4 1	賃上げ表明による加点 ※3 4（3）※1
段階選抜方式以外		技術提案 4提案 70（70/50）※1	簡易な技術提案 ―	企業能力等 ―	技術者の能力等 ―	WLBの取組み加点 ※4 1	賃上げ表明による加点 ※3 4（3）※1
段階選抜方式	（一次審査）	技術提案 ―	簡易な技術提案※2 1提案×20点	企業能力等 20 / WLBの取組み加点 ※4	技術者の能力等 20	―	―
	（二次審査）	4提案 70（70/50）※1	―	― / ―	―	―	賃上げ表明による加点 ※3 4（3）※1

※1　（　）：施工体制確認型でない場合は、（　）内の点数とする。
※2　簡易な技術提案は段階選抜方式で必要に応じて評価する。簡易な技術提案としては、総合評価で求める技術提案の概要とその実現可能性や実績を求める方法、総合評価で求める数テーマの課題のうち、１テーマを先行して求める方法等が考えられる。
※3　加算点の5%以上の整数とする。
（賃上げに関する加算点の加算割合＝4点÷（70点＋4点）＝約5.4%）
※4　一般土木A又はB（B+C、C+Bを除く）及び建築（A又はB）については「１点」、その他の工事は「0.5点」を設定。

総合評価方式標準配点例の見直し

【見直し】

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

◇令和6年度より週休2日達成企業の評価終了に伴い標準配点を見直す

□は試行工事

令和7年4月　現在

地整運用（案）

評価項目			技術提案評価型 SⅡ型（WTO） 試行なし・地域精通度なし	技術提案評価型 SⅡ型（非WTO） 試行なし・地域精通度なし	技術提案評価型 SⅡ型（非WTO） 試行なし	技術提案評価型 SⅡ型（非WTO） 試行(1点)	技術提案評価型 SⅡ型（非WTO） 試行(2点)	技術提案評価型 SⅡ型（非WTO） 試行(3点)	技術提案評価型 SⅡ型（非WTO） 試行(4点)	技術提案評価型 SⅡ型（非WTO） 試行(5点)	技術提案評価型 SⅡ型（非WTO） 試行(6点)	技術提案評価型 SⅡ型（非WTO） 試行(7点)	施工能力評価型 Ⅰ型・Ⅱ型 試行なし・地域精通度なし	施工能力評価型 Ⅰ型・Ⅱ型 試行なし	施工能力評価型 Ⅰ型・Ⅱ型 試行(1点)	施工能力評価型 Ⅰ型・Ⅱ型 試行(2点)	施工能力評価型 Ⅰ型・Ⅱ型 試行(3点)	施工能力評価型 Ⅰ型・Ⅱ型 試行(4点)	施工能力評価型 Ⅰ型・Ⅱ型 試行(5点)	施工能力評価型 Ⅰ型・Ⅱ型 試行(6点)	施工能力評価型 Ⅰ型・Ⅱ型 試行(7点)	施工能力評価型 Ⅰ型・Ⅱ型 試行(8点)	施工能力評価型 Ⅰ型・Ⅱ型 鋼橋上部	備考
施工能力等	企業の能力等	企業の施工実績 同種工事の実績		6	5	5	5	4	4	3	3		7	5	5	5	5	5	4	4	3	3	4	同種工事の実績（鋼橋上部除く）の配点は、WLBの配点を考慮し設定
		当該工事種別の2年間の平均成績		4	3	3	3	3	2	2	1		6	5	5	4	4	4	4	3	3	2	5	当該工事種別の2年間の平均成績（鋼橋上部）の配点は、WLBの配点を考慮し設定
		申請された工事成績のうち、施工状況による安全対策の認定点																					2	
		工事成績優秀企業認定（ゴールドカード） *6【該当10工種のみ設定】		1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		優良工事施工団体表彰・中国インフラDX表彰・安全管理優良団体表彰		2	2	2	1	1	1	1	1		4	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	
		維持修繕工事等の受注実績																					2	
		中国地方整備局管内における工場製作																					1	
		協力表彰企業の活用		1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
		【企業の施工実績　計】		**14**	**12**	**12**	**11**	**10**	**9**	**8**	**7**		**19**	**15**	**15**	**14**	**14**	**13**	**12**	**11**	**10**	**9**	**17**	
	新技術活用・促進	有用な新技術の活用 *11				〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕													
		新技術導入促進（Ⅰ）型 *7				〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕				〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕		
		新技術導入促進（Ⅱ）型 *8					〔 2〕	〔 2〕	〔 2〕	〔 2〕	〔 2〕					〔 2〕	〔 2〕	〔 2〕	〔 2〕	〔 2〕	〔 2〕	〔 2〕		
	技能者の従事計画（鋼橋上部工事：工場製作）																						**2**	
	技能者の従事計画 *3 （※鋼橋上部工事は現場作業時）			**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**		**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	
	企業のICT活用実績 *9					〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕				〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕		
	維持修繕工事等の受注実績*10															〔 2〕	〔 2〕	〔 2〕	〔 2〕	〔 2〕	〔 2〕	〔 2〕		
	ワーク・ライフ・バランスの取り組み*13		※13	※13	※13	※13	※13	※13	※13	※13	※13		※13	※13	※13	※13	※13	※13	※13	※13	※13	※13	※13	※一般土木A又はB（B+C、C+Bを除く）及び建築（A又はB）については、「1.0点」、その他の工事は「0.5点」を加点（施工能力評価型Ⅰ・Ⅱ型についても設定。）
	地元企業活用促進型	地元企業一次下請の活用率				《 1》	《 1》	《 1》	《 1》	《 1》	《 1》				《 1》	《 1》	《 1》	《 1》	《 1》	《 1》	《 1》	《 1》		
		元請企業（又は一次下請企業）の地元資材活用				《 1》	《 1》	《 1》	《 1》	《 1》	《 1》				《 1》	《 1》	《 1》	《 1》	《 1》	《 1》	《 1》	《 1》		
	地域精通度 地域貢献度	災害対応協定等に基づく活動実績			1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1		
		若手技術者等の雇用等			1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1		
		その他（任意選択）			（ 1）	（ 1）	（ 1）	（ 1）	（ 1）	（ 1）	（ 1）			（ 2）*4	（ 1）	（ 1）								
		【地域精通度等　計】			**2**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**			**4**	**3**	**3**	**2**	**2**	**2**	**2**	**2**	**2**		
	【企業の能力等　計】			15	15	15	15	15	15	15	15	15	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
	技術者の能力等	設計照査技術者配置（鋼橋上部工事：工場技術者の評価）																					4	
		同種工事の実績（主任技術者等）																					4	
		同種工事の実績		4	4	4	3	3	2	2	1	1	6	6	6	5	5	4	4	3	3		4	
		同種工事の工事成績		6	6	5	5	4	4	3	3	2	8	8	7	7	6	6	5	5	4		3	
		優秀建設技術者表彰・安全管理優良技術者表彰		2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3		2	
		継続教育（CPD）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
		若手技術者育成型		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
		女性技術者活用促進型		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	
		ICT活用工事 *5						〔 3〕	〔 3〕	〔 3〕	〔 3〕	〔 3〕					〔 3〕	〔 3〕	〔 3〕	〔 3〕	〔 3〕			
		技術者のICT活用実績 *9				〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕			〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕		
		〔舗装施工監理技術者〕 *2				〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕			〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕	〔 1〕		
		【技術者の能力等　計】	**0**	**15**	**15**	**15**	**15**	**15**	**15**	**15**	**15**	**15**	**20**	**20**	**20**	**20**	**20**	**20**	**20**	**20**	**20**	**20**	**20**	
【施工能力等　計】			0	30	30	30	30	30	30	30	30	30	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
技術提案（施工計画）			60	30	30	30	30	30	30	30	30	30	可／不可（Ⅱ型は求めない）											
ワーク・ライフ・バランスの取り組み *13			1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
賃上げの実施を表明した企業等 *12,14			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
ヒアリング（必要に応じて実施）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
施工体制評価点			30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
合計			95	94	94	94	94	94	94	94	94	94	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	

※ヒアリング結果は技術者の過去の同種工事実績、技術提案の評価点に反映

※地域精通度を設定しない場合において試行工事を行う場合は、同種工事実績と同種工事の工事成績の配点の差が大きくならないように配点する。

《 》は、地域の実情をふまえ総合評価項目の試行を行う場合の配点

（ ）は、総合評価項目の試行を行う場合に必要に応じて配点。試行の合計に応じて、評価点を設定する。

〔 〕*1は、品質管理・環境マネジメントシステムの取り組み状況（ISO取得状況）を設定する場合に設定

〔 〕*2は、As舗装工事の場合の配点

*3(技能者の従事計画を設定する場合に配点

*4は、2項目選択（1項目1点）

*5　ICT活用工事（発注者指定Ⅱ型、施工者希望Ⅰ型）を設定する場合の配点

施工者希望Ⅰ型の「ICT活用工事（舗装工）」、「ICT活用工事（舗装工（修繕工）」では、ICT活用の計画について評価

*6　該当10工種のみ設定すること。設定しない場合は「企業の施工実績ー同種工事の実績」へ1点加える。

*7　新技術導入促進（Ⅰ）型を設定する場合の配点。

*8　新技術導入促進（Ⅱ）型を設定する場合の配点

*9　ICT活用工事で発注する全ての工事において配点。

*10　維持修繕工事等の実績を評価する場合（競争参加資格が一般土木工事、法面処理工事、維持修繕工事、鋼橋上部工事）の配点。

*11　新技術導入促進Ⅰ型の場合は、評価項目としない。

*12　加算点合計の5%以上が賃上げによる加算点となるよう設定。

*13　一般土木工事A一般土木A又はB（B+C、C+Bを除く）及び建築（A又はB）については、「1.0点」、その他の工事は「0.5点」を設定。

*14　国庫債務負担行為による複数年契約の次回調達の場合で、当初調達での賃上げ実施が確認できた場合は、賃上げ表明とは別でさらに「1点」を加点する。（現時点で対象工事なし）

営繕工事における総合評価落札方式標準配点の見直し

【新　規】
中国地方整備局営繕部

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

◆ 令和7年度より、すべての工事にWLB認定に係る評価を拡大し、標準配点を見直しました。

評価項目				営繕工事での運用					
				技術提案評価型		施工能力評価型		企業能力評価型	営繕チャレンジ型
				S型（WTO）	S型（非WTO）	Ⅰ型	Ⅱ型		
施工能力等	企業の能力等	企業の施工実績	同種工事の実績	9	4	5.5（5）	5.5	5.5	
			当該工事種別の評定点の平均	5	4	4	4	5	
			優良工事施工団体表彰等		2	3	3	3	
			WLB認定	1	1	0.5（1）	0.5	0.5	0.5
			下請表彰企業の活用		1	1	1	1	
		技能者の従事計画			1	1	1	1	
			地域内の本店等の所在		1	1	1	1	1.5
			企業の地域内での当該工事種別での施工実績		1	2	2	2	3
			配置予定技術者の地域内での施工実績			1	1		
			若手技術者の雇用等			1	1	1	
		［企業の能力等　計］		［15］	［15］	［20］	［20］	［20］	［5］
	技術者の能力等		同種工事の実績	9	6	8	8		2
			当該工事種別の評定点の平均	6	6	8	8		
			優良技術者表彰		2	3	3		
			継続教育（CPD）		1	1	1		1
			配置予定技術者の地域内での施工実績						2
		［技術者の能力等　計］		［15］	［15］	［20］	［20］	［0］	［5］
	［施工能力等　計］			30	30	40	40	20	10
				（一次審査）					
技術提案（施工計画）				60	30	可／否			
賃上げの実施を表明した企業等				4	4	3	3	2	1
施工体制評価点				30	30	30	30	30	30
合計				94	94	73	73	52	41

（　）：建築工事A等級及びB等級の場合は、（　）内の点数とする。

多様な発注方式の取り組み

多様な発注方式の実施方針

・品確法の主旨を踏まえ、多用な発注方式の活用により適正な工事発注に努めているところ。
・更なる生産性向上の観点やより妥当な発注方式の模索に取り組み、検証を行うとともに一層適正 な公共調達を目指す。

入札契約手続きにおける取り組み

◆工事関連データの提供（H21～）　（P33）

受注者の技術資料作成のための情報収集に要する時間・事務負担の軽減を期待し、現場条件や、設計条件等の質問及び回答等、受・発注者の事務量の軽減を目的に実施する。

〇適用工事 ：WTO対象工事、トンネル工事、橋梁上下部工事は原則実施。
提供データについては、（例えばトンネル工事の場合）地質調査業務報告書及びトンネル詳細設計業務報告書等のPDFデータを中国地整HPからダウンロードできるように設定する。

◆段階選抜型入札方式（H23～）　（P35）

建設業者の技術提案の作成や発注者の審査・評価の負担の軽減を目的とし、競争参加資格の確認、企業の施工実績等により第一段階の絞り込みを行う。その上位企業に対し技術提案を依頼し評価を行い、入札結果と併せ、評価値により落札者を決定する。

〇適用工事 ： WTO対象工事、トンネル工事、改良工事、PC工事、鋼橋上部工事　等

一般土木工事（WTO対象工事）は原則、段階選抜型入札方式とし、一次審査においてカーボンニュートラルの取り組み、表彰実績の評価を追加する。（R6～）

◆地域維持型建設共同企業体により競争参加することができる契約方式（H23～）　（P41）

地域維持事業の担い手確保が将来的に困難となる場合において、“地域維持型建設共同企業体”により競争に参加することができる契約方式。

多様な発注方式の取り組み

◆入札書と技術資料の同時提出（ H24)〔 H29より対象工事の拡大〕（P45）

・平成24年12月28日付け「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しに係る試行の実施について」を受けて、事務所が発注する一般土木工事を対象に各事務所1件入札書と技術資料の同時提出の試行を実施。
・平成26年2月6日付け「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きを踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」において、入札書と技術資料の同時提出に関する方針が示された。中国地方整備局では以下のとおり実施する。

〇適用工事 ：総合評価落札方式のうち、施工能力評価型全てを対象

◆一括審査方式（H25～）　（P47）

一括審査方式は、受発注者の負担、事務量の軽減を目的として試行を行ってきたところであるが、更なる事務量の軽減を図るために、平成26年度から配置予定技術者の登録は1名とする。

令和5年4月から、本官工事を対象に配置予定技術者3名まで申請を可能とする試行（原則は1名申請）

◆余裕期間制度の活用（H27～）（P49）

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行のため、下記の余裕期間制度を活用するものとする。

①発注者指定方式　②任意着手方式　③フレックス方式

◆技術提案・交渉方式（R2.1ガイドライン改訂）（H27）（P50）

発注者が最適な仕様を設定できない工事または仕様の前提となる条件の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする方式。

◆産休育休を取得しやすい環境整備（H27.10～）（P51）

公共工事の担い手確保の取り組みのひとつとして、男女問わず育児休業を取得しやすい環境整備、女性の就業率向上や継続就業支援を目的とし、競争参加資格や総合評価の評価項目における評価対象期間を緩和する。

多様な発注方式の取り組み

【一部追加】

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

◆工事種別「橋梁補修工事」の新設（R3～）（P52）

新たな工事種別「橋梁補修工事」が新設され、橋梁補修工事・橋梁耐震補強工事を実施するための競争参加資格として設定。

◆ICT活用等による生産性向上の取組み評価（R4.1～）（P54）

ICT活用等による生産性向上の取組に関する技術提案・施工計画を求める試行を行い、ICT活用等による生産性向上の取組の一層の推進や普及を図る。

◆総合評価落札方式 技術提案評価SⅠ（R7～）（P56）

工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等を採用するよう努める。

多様な発注方式の取り組み

総合評価型式における取り組み

◆チャレンジ型　（H27～）（P58）

実績の少ない企業も受注機会が確保出来るよう、施工実績、成績評定等のウエイトを抑え、受注機会を確保する「チャレンジ型」の工事を平成27年度より試行。

◆営繕チャレンジ型　（R1.10～）（P59）

営繕工事の場合、公共工事より民間工事の割合が多く、工事成績評定を評価出来ない企業が多いことから、工事成績評定の加点評価を行わず、また施工実績のウエイトを抑え、受注機会を確保する発注方式を試行。

◆企業能力評価型　（R2.7～）（P60）

同種性の高い技術者が配置出来ない場合においても競争性を保てるよう、配置予定技術者の能力評価を行わず、企業の能力等で評価を行う「企業能力評価型」を導入。

◆新技術導入促進型（H30～ ）（P61）

建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上及び若手技術者等の確保のため、施工能力評価型又は技術提案評価型において、発注者が指定するテーマに基づき、新技術を活用する提案を求め、その妥当性について評価する。

※新技術導入促進（Ⅰ）型・・・・・施工能力評価型において、NETISに登録された新技術が提案された場合に加点評価

※新技術導入促進（Ⅱ）型・・・・・技術提案評価型又は施工能力評価Ⅰ型において、研究開発中の新技術が提案された場合に加点評価

多様な発注方式の取り組み

企業・技術者能力評価に共通する取り組み

◆同種工事の実績評価 （P62）

過去15年間における元請として完成・引渡しが完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関の工事を含む）を対象とする。

なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は評価対象外とする。

◆配置予定技術者の同種工事の評価（R4～） （P63）

施工能力評価型（チャレンジ型を除く）で発注する工事においては、R1～で配置予定技術者の同種工事の実績を2段階評価としていたが、従来の3段階評価に戻す。

◆工事成績・表彰等の評価 （P64）

【企業】中国地方整備局発注工事における過去1年間での工事成績優秀企業認定制度の表彰の有無を評価　など。

【技術者】中国地方整備局発注工事における過去4年間に完成した工事に対する優秀建設技術者表彰又は安全管理優良技術者表彰の有無　など。

◆工事成績の評価 （P66）

【企業】中国地方整備局発注工事で、過去2年間に完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均を評価。

【技術者】過去8年間に完成した中国地方整備局発注工事で、従事役職が主任（監理）技術者、現場代理人及び担当技術者、監理技術者補佐の評定点を評価。

◆地方自治体発注工事の工事実績評価 （P69）

地方自治体発注工事の工事実績を評価することで、直轄工事の実績を持たないが、地方自治体発注工事の同種実績で優れた成績の実績を持つ企業を評価し、直轄実績を持たない企業の受注機会を確保する。

◆ICT活用企業・技術者を評価（R1.10～） （P70）

ICT活用工事のより一層の普及促進を図るため、企業及び技術者の能力においてICT活用実績を加点評価。

多様な発注方式の取り組み

企業能力評価における取り組み

◆地元企業活用促進型（H21～）（P71）

地域企業に対する評価を推進することが、工事全体の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、工事の一定の割合を分担する下請企業や資材会社の活用率等を適切に評価する。

○適用工事：一般土木B工事 → 原則実施。（ただし、特定専門工事審査型優先。）
一般土木B以外 → 他工種も積極的実施

◆技能者配置の緩和（H22～）（P72）

限られた技能者を地域内で有効に活用する観点から、登録機関技能者等を配置する場合に総合評価における企業の能力等において加点を行う。

◆ワーク･ライフ･バランス(WLB)等推進企業を評価する取組の試行（H28.12～）（P78）

建設業界全体でワーク・ライフ・バランスが推進されるよう、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を評価する取組を試行的に導入。

◆トンネル覆工コンクリートの長期保証に対するインセンティブ（R1～）（P79）

平成31年度からは、長期保証点検結果において品質の優れた施工を行った企業に対し、段階選抜方式における一次審査において評価する。

多様な発注方式の取り組み

◆維持修繕工事等の受注実績を評価（R2.1～）（P80）

令和2年1月より敬遠されがちな維持修繕等を安定的に実施することを目的として、維持修繕工事等の受注実績をもつ企業を総合評価における企業の能力等において加点を行う。

◆中国インフラDX表彰企業を評価（R2～）（P82）

ICT活用工事のより一層の普及促進を図るため、ICTの取り組み実績が顕著な企業に対し、中国i-Construction表彰（中国インフラDX表彰）を行っているが、この表彰について総合評価における企業の能力等において加点を行う。

◆労務費見積尊重宣言推進型（R2.8～）（P83）

令和2年10月より、下請企業からの労務費見積を尊重する企業に対して、総合評価において加点評価する。

◆鋼橋上部工事の総合評価について（R3～）（P84）

国土強靭化において、橋梁補修等予防保全インフラメンテナンスを進めていくためにも、鋼橋製作の技術を有する工場の安定的継続的な存続が必要不可欠であるため、中国地整管内に有する工場を有効に活用する社を優位に評価する。

◆賃上げ実施表明企業の評価（R4.2～）（P85）

需要拡大による経済成長のため、対前年度比等で賃上げ実施を表明する企業を総合評価において加点評価する。

◆カーボンニュートラルの取り組みを評価（R6.4～）（P87）

2050年のカーボンニュートラルに向けて、政府全体で様々な取組が進められているところであり、脱炭素社会を目指す中で、インフラ分野の役割も大きく、「カーボンニュートラルに関する取り組み」を評価する。

◆国土技術開発賞の評価（R6.4～）（P88）

国土技術開発賞（優秀賞、入賞、創意開発技術賞）の受賞実績を評価する。

多様な発注方式の取り組み

技術者能力評価における取り組み

◆継続教育（CPD）の評価（H18～）（P89）

学習意欲のある配置予定技術者を評価することにより工事品質の向上を図るため、建設系CPD協議会に加盟する団体のうち、推奨取得単位数を設定している団体の学習実績について評価。

◆配置予定技術者評価の緩和（H24～）（P90）

技術的特性や競争性確保の観点から、現場代理人、担当技術者、監理技術者補佐としての実績を、主任（監理）技術者としての実績と同等評価を行うよう緩和。

◆若手技術者育成型の要件緩和（H26）（P91）

若手技術者の活用促進による「やり甲斐向上」を図るため、若手技術者の同種実績の要件を緩和するとともに、40歳以下の若手技術者を配置予定技術者として配置する場合、総合評価において加点評価する。

◆若手技術者・女性技術者活用促進型（R2～）（P93）

建設業界における担い手の確保ならびに若手技術者・女性技術者の現場への進出・活躍推進を図るため、若手技術者・女性技術者を主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに配置する場合、総合評価において加点評価する。

◆海外施行実績の評価 （R3～）（P94）

建設業の海外進出が必要な一方、海外での工事実績が国内工事等の受注にあたって評価されにくい状況のため、海外工事等の技術者の実績を国として認定・表彰するとともに、国内工事等の入札・契約手続きにおいて当該実績を評価する仕組みを構築。

多様な発注方式の取り組み

地域精通度・地域貢献度評価における取り組み

◆地域精通度・地域貢献度（H18～）（P95）
社会資本整備・管理に関する入札契約における評価項目として設定。

◆若手技術者等の雇用評価（H18～）（P96）
建設業就業者数は3人に1人が55歳以上であり、29歳以下は8人に1人と高齢化が進行していることから、若年層の確保に向け、若手技術者の雇用を総合評価で評価する。

工事関連データ提供

令和3年度から
令和4年10月見直し

クラウドサービスを活用した工事関連データの提供について

目　　的　：受注者の技術資料作成のための情報収集に要する時間・事務負担の軽減
※現在、情報公開法に基づき実施している場合が多いが、入札手続きの一環と位置づけ、総合評価方式における受・発注者の事務量の軽減を目的に実施

対象工事：技術提案作成の負担の大きな工事（技術提案評価型（ＳⅠ・ＳⅡ型）工事）　　提供データ：既往設計成果等

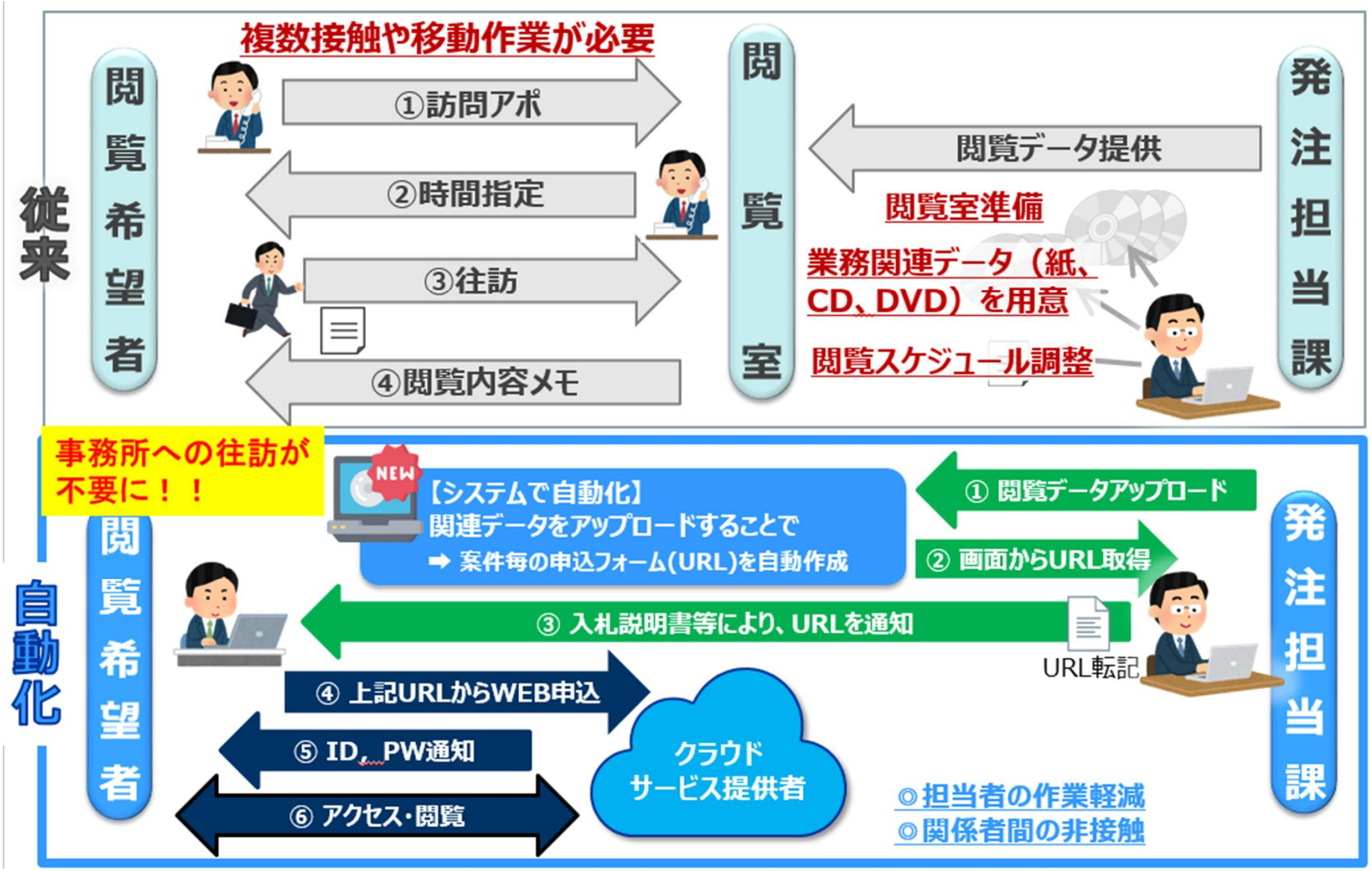

工事関連データ提供について

従来、詳細設計業務等の成果品については、詳細設計等（設計条件、計画検討、詳細設計概要、施工計画、申し送り事項等）を提供しておりませんでしたが、工事の入札時の技術提案書作成の負担を軽減するため、平成２１年度より提供することとしました。

※ただし、入札手続き中の工事によっては、積算を行うための資料として必要に応じ、図面や数量計算書等を閲覧可能としている場合があります。

【不開示となる事項】

業務の成果品の中には、開示対応出来ない事項を含んでいる成果もあることから、「行政機関の保有する情報公開に関する法律」の法第五条の各号の規程及び「情報公開に係る国土交通省審査基準」に基づき各事項について不開示とします。

	項　目	行政機関の保有する情報公開に関する法律等の該当条項及び理由
①	個人に関する情報	【法第五条一（個人に関する情報）】 ・個人情報であって、氏名、生年月日、その他の記述等により、特定個人を識別できるもの
②	法人その他の団体に関する情報（企業情報）	【法第五条二（法人等に関する情報）】 ・企業のノウハウや、独自の施行方法等、公にしないことを条件で任意に提供された情報
③	不当に国民の間に混乱を生じされるおそれがある事項	【法第五条五（審議・検討等情報）】 ・内部の検討・協議段階の情報（意思決定されていない情報）
④	事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある事項	【法第五条六（事務又は事業に関する情報）】 ・予定価格が類推されるおそれがある情報

段階選抜方式　一般土木工事（WTO案件）

【一部追記】　平成27年度から

◆建設業者の技術提案の作成や発注者の審査・評価の負担の軽減を目的として段階選抜方式を試行

・競争参加資格の確認、企業の施工実績等により第一段階の絞り込みを行う。
・一次審査選抜企業に対し技術提案を依頼し評価を行い、入札結果と併せ、評価値により落札者を決定する。
・一般土木工事（WTO案件）は段階選抜方式とし、1次審査で技術提案（1視点）を求める。

・トンネル工事への適用にあたっては発注件数が複数ない場合は適用しない。（R2～）
・鋼橋上部及びPC工事については当面適用しない。

段階選抜概略フロー

一次審査

二次審査

公　　告
↓
申請書の提出期限
↓
競争参加資格、企業の施工実績等の審査
技術提案内容の審査（1視点）
↓
業者の選抜（上位15者）
↓
参加資格通知（施工計画書の提出要請）及び 非選抜通知
↓
技術提案内容等の審査
↓
総合評価審査委員会諮問
↓
競争参加資格の確認結果の通知
↓
入札・開札
↓
落札者の決定

■ 申請書提出資料
・競争参加資格確認申請書

■ 一次審査内容
・競争参加資格の確認
⇒予決令第70条、第71条、指名停止期間、会社更生法
企業および配置予定技術者の工事実績　・・・・等

【評価内容】
・企業および配置予定技術者の能力（実績、表彰）、
・若手技術者の配置、トンネル長期保証インセンティブ、WLB、
労務費見積尊重宣言、カーボンニュートラルの取り組み
・技術提案（1視点）

⇒上記資料により審査評価点を算出し選抜を行う。（上位15者）
ただし、15者目の審査評価点が複数いる場合、その者も含む。

■ 総合評価審査委員会
・外国籍企業（海外実績）の競争参加資格の審査
・一次審査に関する評価の審査
⇒上記審議を経て選抜された者のみ二次審査に移行

■ 二次審査内容
【評価内容】
・技術提案（一次審査の技術提案を含む4視点）
・ヒアリング（必要に応じて実施）
技術提案に係数を乗じて評価
・賃上げ

⇒上記資料により加算点を算出し総合評価を行う。

■ 総合評価審査委員会
・二次審査に関する評価の審査

段階選抜方式　一般土木工事（WTO案件を除く）

【一部追記】

◆建設業者の技術提案の作成や発注者の審査・評価の負担の軽減を目的として段階選抜方式を試行

・競争参加資格の確認、企業の施工実績等により第一段階の絞り込みを行う。
・一次審査選抜企業に対し技術提案を依頼し評価を行い、入札結果と併せ、評価値により落札者を決定する。

・トンネル工事への適用にあたっては発注件数が複数ない場合は適用しない。（R2～）
・鋼橋上部及びPC工事については当面適用しない。

段階選抜概略フロー

一次審査

二次審査

公　告

申請書の提出期限

競争参加資格、企業の施工実績等の審査

業者の選抜（上位10者）

参加資格通知（施工計画書の提出要請）及び 非選抜通知

技術提案内容等の審査

総合評価審査委員会諮問

競争参加資格の確認結果の通知

入札・開札

落札者の決定

■ 申請書提出資料
・競争参加資格確認申請書

■ 一次審査内容
・競争参加資格の確認
⇒予決令第70条、第71条、指名停止期間、会社更生法
企業および配置予定技術者の工事実績　・・・・等

・企業および配置予定技術者の能力（実績、成績）
・トンネル長期保証のインセンティブ
・若手・女性技術者の配置

⇒上記資料により審査評価点を算出し選抜を行う。（上位10者）
ただし、10者目の審査評価点が複数いる場合、その者も含む。

■ 総合評価審査委員会
・外国籍企業（海外実績）の競争参加資格の審査
⇒上記審議を経て選抜された者のみ二次審査に移行

■ 二次審査内容
【評価内容】
・技術提案
・ヒアリング（必要に応じて実施）
技術提案に係数を乗じて評価
・賃上げ

⇒上記資料により加算点を算出し総合評価を行う。

■ 総合評価審査委員会
・二次審査に関する評価の審査

段階選抜方式（評価項目、配点）

＜一次審査＞

一般土木工事（WTO案件以外）

評価対象	評価項目	評価基準	配点
企業の能力等	同種工事の実績	より同種性が高い	7点
	過去２年間成績の平均	83点以上	6点
	トンネル長期保証の点検結果	通知（基準内）有り	2点
技術者の能力等	同種工事の実績	より同種性が高い	6点
	同種工事の成績	83点以上	7点
	若手技術者の配置	配置あり	1点
	女性技術者の配置	配置あり	1点
		合計	30点

※必須（営繕除く）

選定者	上位10者

一般土木工事（WTO案件）

評価対象	評価項目	評価基準	配点
企業の能力等	同種工事の実績	より同種性が高い	3点
	ＷＬＢ等推進企業の評価	認定あり	1点
	トンネル長期保証の点検結果	通知（基準内）有り	2点
	労務費見積尊重宣言	宣言有り	1点
	カーボンニュートラルの取組み	取組み有り	1点
	表彰実績（優良工事施工団体表彰、安全管理優良団体表彰、国土技術開発賞）	実績有り	1点
技術者の能力等	同種工事の実績	より同種性が高い	8点
	若手技術者の配置	配置あり	1点
技術提案	1提案		12点
		合計	30点

選定者	上位15者

＜二次審査＞

一般土木工事（WTO案件以外）

評価対象	評価項目	配点
施工体制評価点	品質確保の実効性＋施工体制確保の確実性	30点
標準点		100点
技術提案	4 提案	60点
賃上げ		4点
	合計	194点

一般土木工事（WTO案件）

評価対象	評価項目	配点
施工体制評価点	品質確保の実効性＋施工体制確保の確実性	30点
標準点		100点
技術提案	3 提案	45点
技術提案	1提案（一次審査の提案）※配点は比例配分	15点
賃上げ		4点
	合計	194点

一次審査時の技術提案評価を二次審査でも用いる

段階選抜とヒアリングの考え方

＜段階選抜とヒアリングの考え方＞

	施工能力評価型		技術提案評価型		
	II型	I型	SI型・SII型		A型
			右記以外	WTO対象	
段階選抜	適用しない	ヒアリングの適用に際し、競争参加者を絞り込む必要がある場合に段階選抜方式を適用	技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に段階選抜方式を適用	工事内容を勘案のうえ判断する。	原則実施。ただし、工事内容を勘案のうえ判断する。
ヒアリング	適用しない	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力及び施工計画の適切性を確認する必要がある場合に適用	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力及び技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に適用	必要に応じて実施。ただし、工事内容を勘案のうえ判断する。	原則実施。ただし、工事内容を勘案のうえ判断する。

技術者ヒアリングの評価基準（案）

ヒアリング内容	評価の視点	評価基準	係数	
同種工事実績 （共通）	**（役割）** ・監理技術者（担当技術者）として、当該工事における自身の役割を、実際の工事で実施した内容を持って具体的に説明できる **（工程管理）** ・工程管理にあたってのクリティカルポイントが何で、それを予定通り実施するためにとった対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる **（品質管理）** ・品質管理にあたり、最も配慮しなければならなかった事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる **（安全管理）** ・安全管理にあたり、最も配慮しなければならなかった事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる **（関係者との調整）** ・調整すべき関係者との調整にあたり配慮すべき事項について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる **（同種実績と当該工事との関係）** ・同種工事から得られた知見を今回の工事にどのように生かすことができるか、工事特性との関係とともに具体的に説明できる。	十分な監理能力が確認できる 〇左記のすべてについて当てはまる	×1.0	技術者の同種工事実績に左記の係数を掛ける ※1
		一定の監理能力が期待できる 〇左記の、少なくとも2つ以上に当てはまる ※必要に応じて、さらに細かく基準を設定できる	×0.5	
		上記以外	×0.0	
施工計画 （施工能力評価型Ⅰ型）	**（施工上配慮すべき事項の適切性）** ・施工計画に対し、現場条件を踏まえて配慮すべき事項が適切かどうかを判断する	施工上配慮すべき事項が適切である	可	可か不可で評価
		上記以外	不可	
技術提案 （技術提案評価型S型）	**（技術提案の理解度）** ・技術提案の内容 ・技術提案の効果 **（施工上配慮すべき事項の適切性）** ・技術提案が効果を発揮するために、施工上配慮すべき以下の事項 －工程管理 －品質管理 －安全管理 －関係者との調整	技術提案の内容を十分に理解しており、技術提案の効果が最大現発揮されるために配慮すべき事項が適切である 〇左記について、工事特性との関係を踏まえ、説得力を持って説明できる	×1.0	技術提案の評価点に左記の係数を掛ける ※2
		技術提案の内容を理解しており、技術提案の効果が発揮されるために配慮すべき事項が適切である 〇左記について、一般的に説明できる ※必要に応じて、さらに細かく基準を設定できる	×0.5	
		上記以外	×0.0	

※1）複数の同種工事実績を評価する場合、各々の実績ごとにヒアリングを行い、それぞれの実績に係数を掛ける
※2）技術提案を2テーマ求める場合、各々のテーマごとにヒアリングを行い、それぞれの評価点に係数を掛ける

総合評価落札方式改善のヒアリングの考え方（案）

■ヒアリングの結果に基づき、配置予定技術者の評価を行う。
■複数の配置予定技術者を申請した社は加算点合計が最も低い者の加算点を評価値とする。
■複数の配置予定技術者を申請した社でヒアリングを欠席した者は、ヒアリング評価を×０．０とする。
■配置予定技術者の全員がヒアリングを欠席した社は、無効（参加資格なし）とする。

《選定フロー》

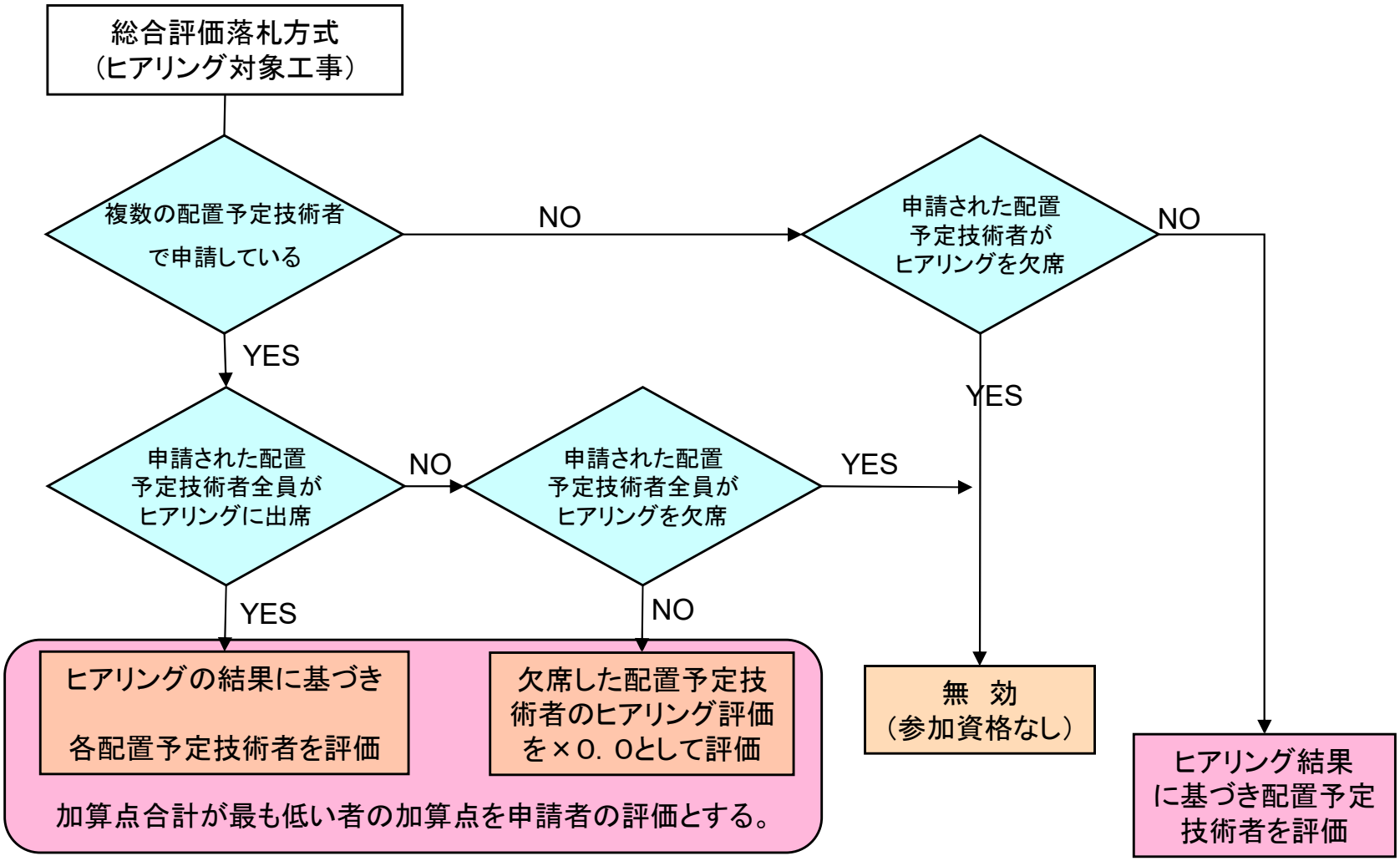

地域維持型建設共同企業体による競争参加

平成23年度から

地域維持型契約方式の活用　（入札契約適正化指針（H23.8.9閣議決定））

地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合　⇒　包括して発注する方式を活用

（社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など）（※R1.7より、新設・改築を除く維持修繕工事、防災工事、補修工事等に拡大）

- ○年間を通じた工事量の平準化
  （除雪　＋　除草、維持補修等）
- ○異なる事業の組み合わせ
  （道路管理　＋　河川管理）
- ○異なる工区の組み合わせ
  （A工区　＋　B工区）

契約
（複数年）

（従来の担い手）
地域の
- ○単体企業
- ○経常建設共同企業体 等

（制度の新設）（H23より試行）
- ○地域維持型建設共同企業体

地域維持型建設共同企業体　（共同企業体運用準則（H23.11.11）、地域維持型建設共同企業体の取扱いについて（H23.12.9））

① 性格　地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することにより
その実施体制を安定確保するために結成される共同企業体

② 工事の種類・規模　社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事
（維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない）
（※R1.7より、新設・改築を除く維持修繕工事、防災工事、補修工事等に拡大）

③ 構成員（数、組合せ、資格）
- 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数（当面は10社を上限）
- 総合的な企画・調整・管理を行う者（土木工事業又は建築工事業の許可を有する者）を少なくとも1社含む
- 地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる

④ 技術者要件　通常のJVよりも技術者要件（専任制）を緩和

⑤ 登録　単体との同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録が可能

出所：中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科改建設部会基本問題小委員会「中間とりまとめ」資料編

地域維持型建設共同企業体の活用例

■当該地域の不調・不落等、建設業界の状況を勘案のうえ、従来は、保守（維持）工事のみに適用していたが、維持管理に該当しない新設・改築を除く、維持修繕工事、防災工事、補修工事等に適用できるものとする。

経常JVの場合

構成

A社	B社
土木工事業（建設業法） ○（必要） 一般土木(国の競争参加資格) ○（必要）	土木工事業（建設業法） ○（必要） 一般土木(国の競争参加資格) ○（必要）
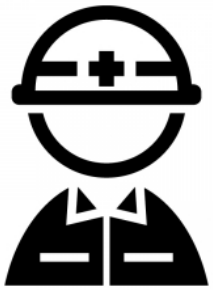 監理技術者 （専任）	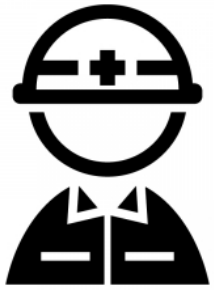 主任技術者 （専任）

地域維持型JVの事例（一般土木C）

構成

A社	B社
土木工事業（建設業法） ○（必要） 一般土木(国の競争参加資格) ○（必要）	土木工事業（建設業法） ×（なし） 一般土木(国の競争参加資格) ○（必要）
 監理技術者（専任）	 【実務経験】 指定学科(大学)：３年 指定学科(高校)：５年 その他：10年 主任技術者（非専任）

又は

 【実務経験】 指定学科(大学)：３年 指定学科(高校)：５年 その他：10年 主任技術者（非専任）	 監理技術者（専任）

地域維持型ＪＶ（技術者配置のイメージ※請負代金2,500万円以上・下請代金3,000万円以上の例）

経常JVの場合（甲型）

地域維持型JVの場合（甲型）

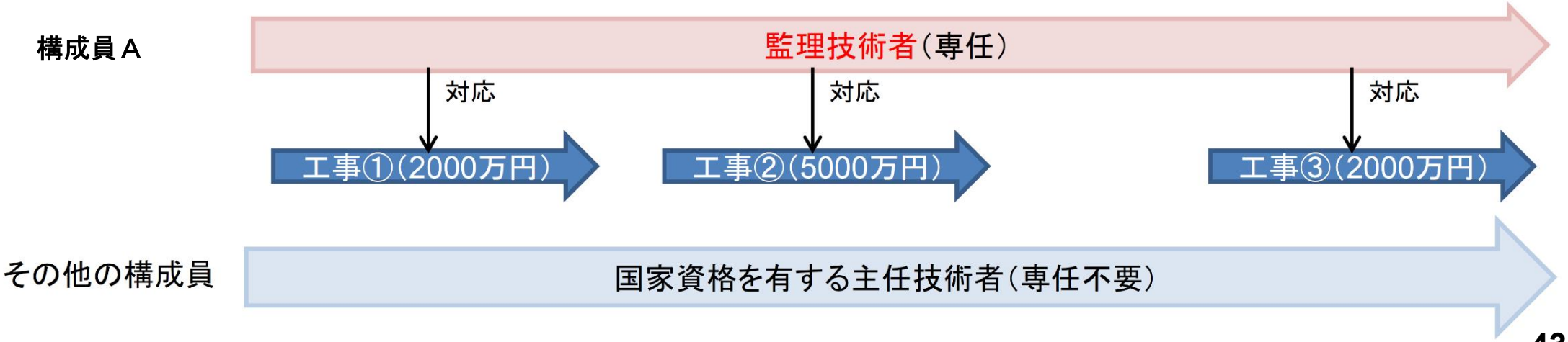

地域維持型ＪＶ（技術者配置のイメージ ※請負代金2,500万円以上・下請代金3,000万円以上の例）・審査項目

【見直し】

○乙型JVの場合（経常・地域維持型共通）

※乙型JVの場合は、経常JVと地域維持型JVにおける技術者配置の考え方は同じ

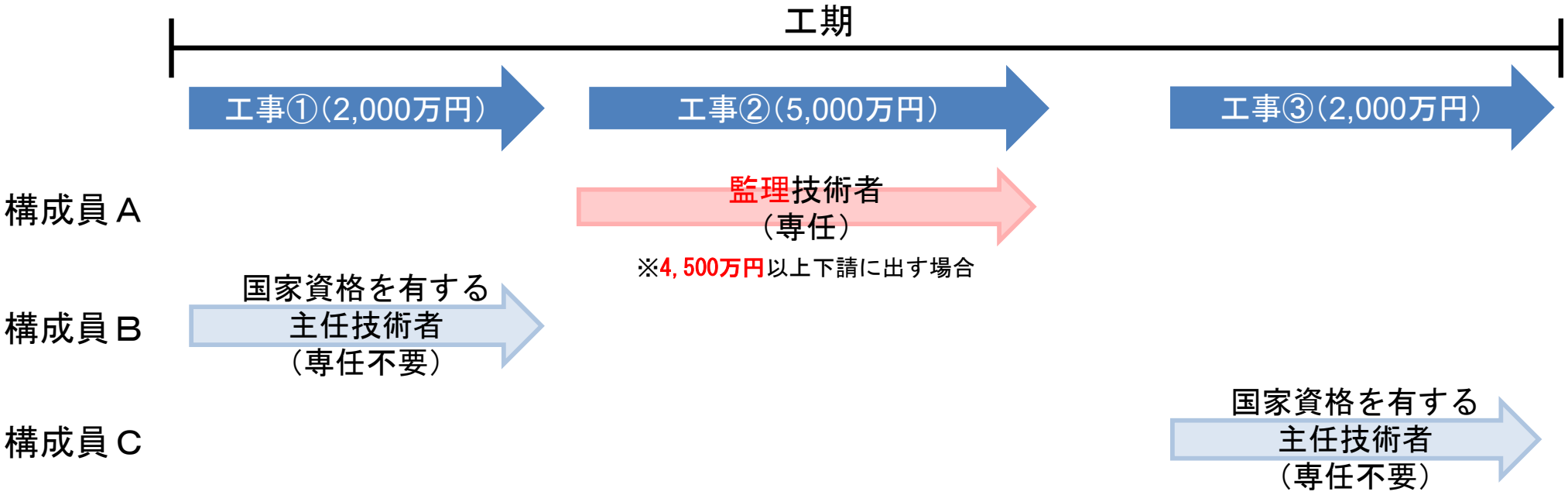

○審査項目における地域維持型JVの取扱いについて

	審査項目	単体時の実績をもって地域維持型 JV で競争参加する場合	地域維持型 JV 時の実績をもって単体で競争参加する場合
加算点	会社の工事実績	認める。	認める。
	会社の工事成績	認める。	認める。
	会社の表彰	認める。	認める。
	配置予定技術者の工事成績	認める。	認める。
	配置予定技術者の優良工事表彰	認める。	認める。
	地域精通度・地域貢献度（近隣地域での施工実績、災害活動）	認める。	認める。
その他	不誠実行為、経営状況、安全管理、労働福祉	ＪＶの指名において、単体で×ならばＪＶでも×。 単体の指名において、その単体が含まれるＪＶが×ならば単体でも×。	

入札書と技術資料の同時提出

平成24年度から

◇平成24年12月28日付け「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しに係る試行の実施について」を受けて、事務所が発注する一般土木工事を対象に各事務所1件入札書と技術資料の同時提出の試行を実施。
◇平成26年2月6日付け「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」において、入札書と技術資料の同時提出に関する方針が示された。中国地方整備局では以下のとおり実施する。
◇平成27年度から、営繕関係(土木営繕含む)についても、原則適用。
（適用）営繕関係以外の対象工事:総合評価落札方式のうち施工能力評価型で、3億円未満の工事。
営繕関係の対象工事:総合評価落札方式のうち施工能力評価型で、2億円未満の工事。
◇平成29年度から対象工事を　総合評価落札方式のうち施工能力評価型全て　に拡大する。

➢ 入札書と技術資料の同時提出

①入札説明書の交付と同時に見積に必要な図面、数量、仕様書等の交付を行う。

②競争参加資格確認申請書と技術資料等は、別々に提出する。

③「技術資料・施工計画」、「入札書」及び「工事費内訳書」を同時提出とする。

※入札書提出後は辞退出来ない。
ただし、落札決定までの期間に配置予定技術者が他の工事を落札し配置出来なくなった場合で、申し出を行った場合を除く。
〇中国地方整備局競争契約入札心得より

（同時提出によらない手続きの例）

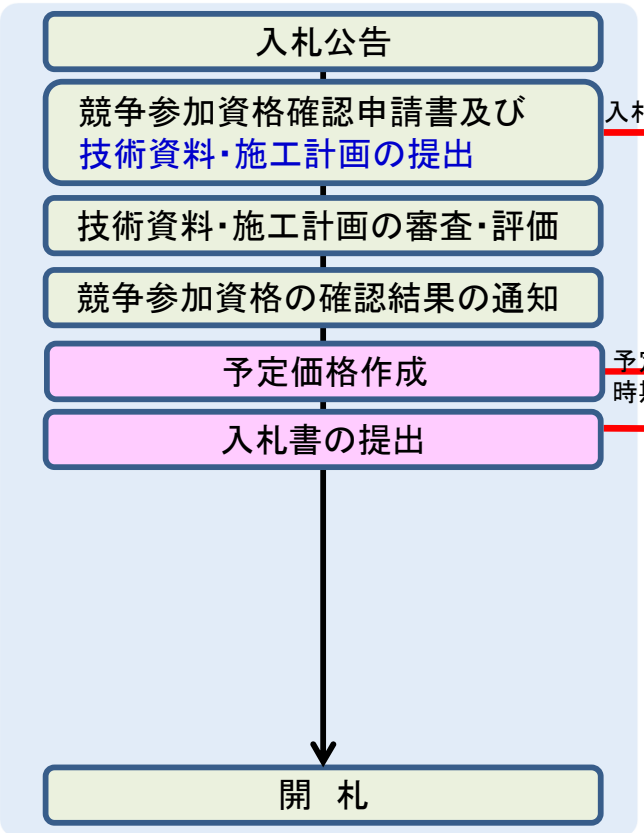

（同時提出）

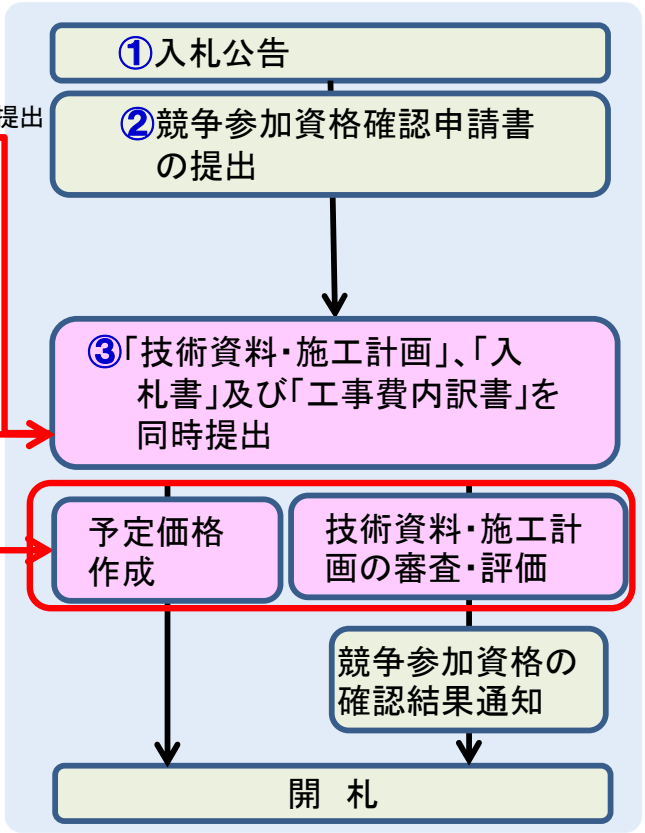

入札書と技術資料の同時提出　電子入札システム

◇電子入札システム（同時提出型システムフロー図）

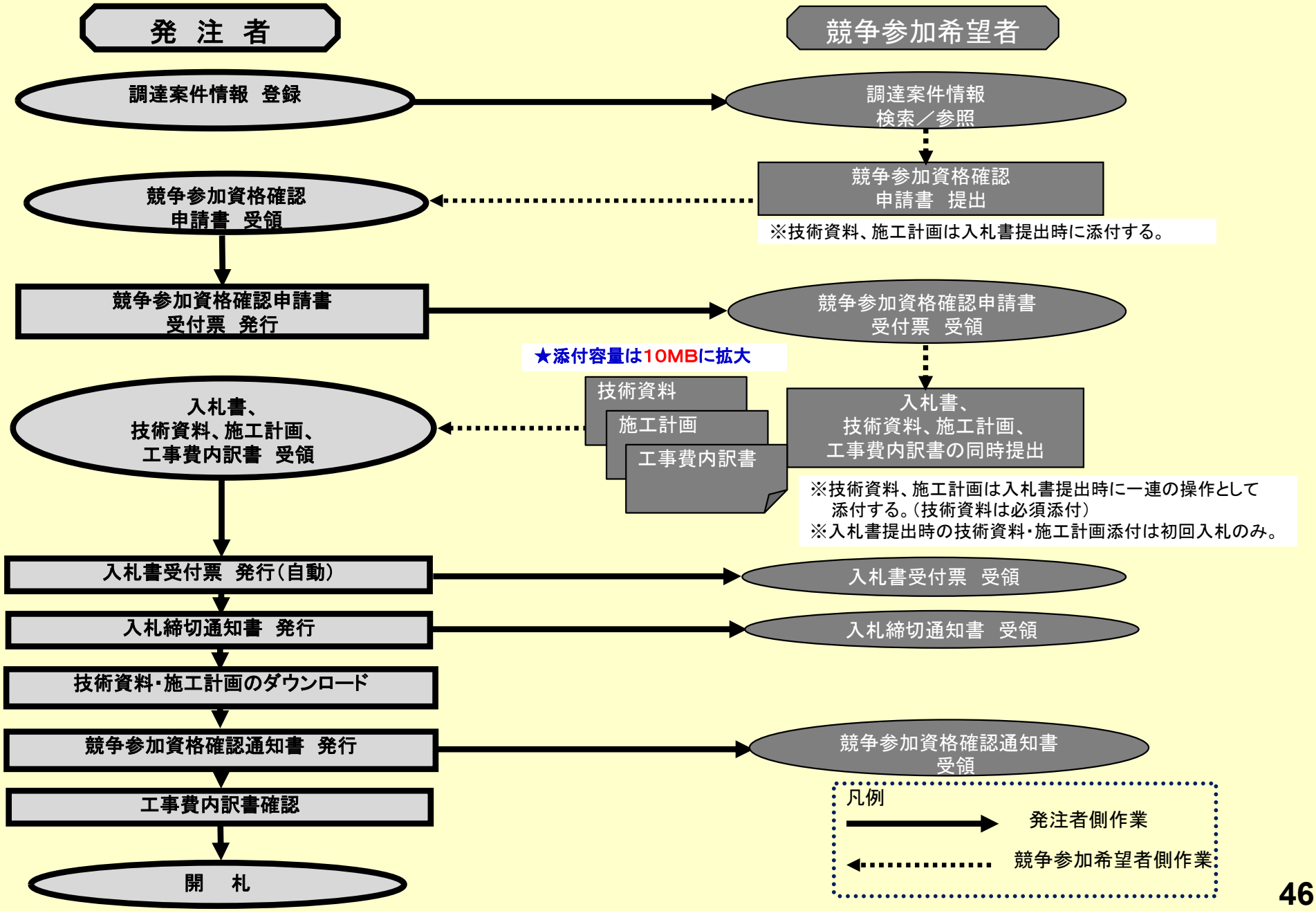

一括審査方式について【試行】

平成25年度から

■目的
・一括審査方式は、受発注者の負担、事務量の軽減、受注機会の拡大を目的に実施してきたところ、平成26年度から配置予定技術者の登録は1名としてきた。
・R1.7より競争性の確保が困難な工事に限り、配置予定技術者を複数名申請できることを追加試行。
・本官工事においては、異なる事務所の発注案件を一括審査方式で実施している。
・一方、分任官工事においては、同一の分任支出負担行為担当官による発注としており、PC・鋼上部工事は、発注件数が少なく一括審査方式の対象となりにくい状況。
・令和3年度より、PC・鋼橋上部工事において、同一県内の複数分任支出負行為担当官による一括審査方式の適用を試行。

◆一括審査方式の適用条件（下記の①～⑦の全ての条件を満たすこと。）

①支出負担行為担当官(本官)又は分任支出負担行為担当官(分任官)が同一である工事
⇒ただし、分任官発注のPC・鋼上部工事に限り、同一県内の分任支出負担行為担当官が同一でない場合も一括審査方式の対象とする。（R3～試行）
②工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
③工事種別及び等級区分が同じ工事
④施工地域が近接する工事（本官工事は中国5県を対象）
⑤入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
⑥施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
⑦「工事技術的難易度評価表」のすべての大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

原則	○申請できる配置予定技術者は同一の1名とし、2名以上申請した場合は、競争参加資格がないものとする。 ○A工事を落札した者は、以降に落札決定を行う他の一括審査方式の対象工事の入札を無効とする。
試行	【競争性の確保が困難な工事の場合】R1.7～ ○申請できる配置予定技術者は、複数名申請できるものとし、技術者配点の1番低いもので評価する。 ○申請した配置予定技術者数と同数の工事を落札した者は、以降に落札決定を行う他の一括審査方式の対象工事の入札を無効とする。
	【本官工事（WTO対象含む）】R5.4～ ○申請できる配置予定技術者は、3名まで申請できるものとし、技術者配点の1番低いもので評価する。 ○工事を落札した者は、以降に落札決定を行う他の一括審査方式の対象工事の入札を無効とする。

一括審査方式について【試行】

■不調・不落に配慮しつつ、申請者・発注者双方の業務負担軽減を図るため、申請できる配置予定技術者は3名までとし、技術者配点の1番低いもので評価する。工事を落札した者は、以降に落札決定を行う他の一括審査方式の対象工事の入札を無効とする。

原　則

＜対象工事＞　＜申請者＞

配置予定技術者は、同一の1名のみ申請

- A工事 ← ①社 a氏
- B工事 ← ②社 b氏
- C工事 ← ③社 c氏
- ④社 d氏
- ⋮

注）○数字は評価値の高い順

※1社1工事のみ受注が可能

試行　配置予定技術者は3名まで可

＜対象工事＞　＜申請者＞

配置予定技術者は3名まで申請が可能

- A工事 ← ①社 a氏、b氏、c氏
- B工事 ← ②社 d氏、e氏、f氏

※申請できる配置予定技術者は、3名まで申請できるものとし、技術者配点の1番低いもので評価する。
※工事を落札した者は、以降に落札決定を行う他の一括審査方式の対象工事の入札を無効とする。

不調・不落対策の特例

＜対象工事＞　＜申請者＞

配置予定技術者を同一の複数名の申請が可能

- A工事 ← ①社 a1氏、a2氏
- B工事 ← ①社 a1氏、a2氏

※対象工事に対し、申請者が少ない場合は、1社で複数工事の受注が可能

余裕期間制度の活用拡大【原則 余裕期間制度を設定】

【一部追記】平成27年度から

◇工期設定の柔軟化により受注機会の拡大のため、余裕期間を延長

■余裕期間（契約日の翌日から工期の始期）の長さを『工期の40%を超えず、かつ、5ヶ月を超えない範囲』から『6ヶ月を超えない範囲（工期割合の設定なし）』に緩和

①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式

②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式

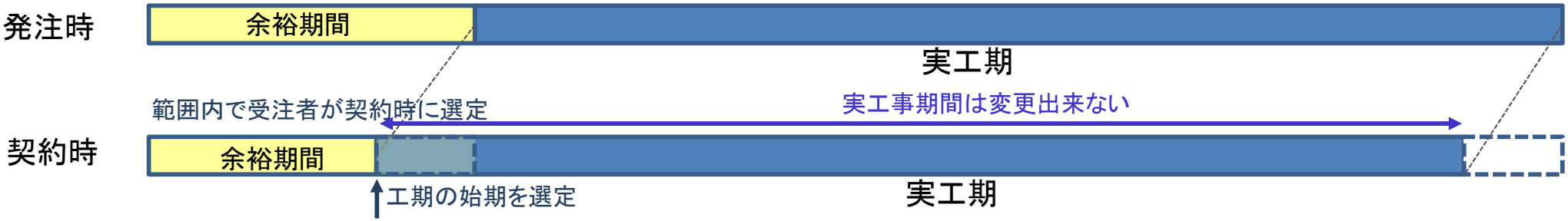

③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式

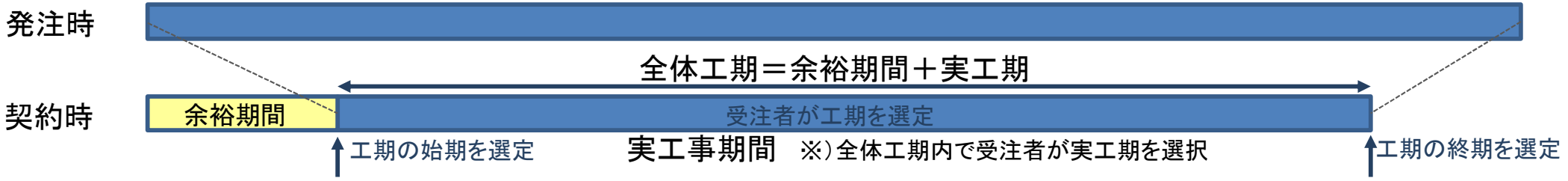

注1）余裕期間の長さ：6ヶ月を超えない範囲
注2）技術者の配置：（1）余裕期間：技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）
（2）実工期・実工事期間　：　技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

■技術者配置の考え方

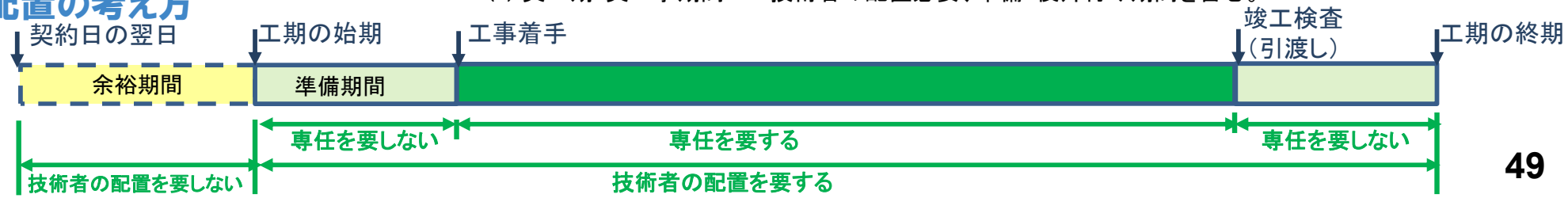

技術提案・交渉方式

平成27年度から
R2年1月一部改正
※改訂内容はガイドライン参照

○ 品確法第18条において、**工事の仕様の確定が困難である場合**に適用できる「**技術提案の審査及び価格等の交渉による方式**」を規定。
○ 仕様の確定が困難な工事においては、技術提案・交渉方式を試行。

＜主なポイント＞

1．適用工事の考え方を明記

① 発注者が最適な仕様を設定できない工事

例：国家的な重要プロジェクト開催までに確実な完成が求められる大規模なものである一方、交通に多大な影響を及ぼすため、工事期間中の通行止めが許されないことから、高度な工法等の活用が必要な高架橋架け替え工事

② 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事

例：構造的に特殊な橋梁における大規模で複雑な損傷の修繕工事

2．契約タイプとして３つの類型から選定

１）設計・施工一括タイプ

⇒ 優先交渉権者と価格等の交渉を行い、設計及び施工の契約を締結

２）技術協力・施工タイプ（ECI）

⇒ 優先交渉権者と技術協力業務を締結。別契約の設計に提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、施工の契約を締結
※Early Contractor Involvementの略

３）設計交渉・施工タイプ

⇒ 優先交渉権者と設計業務を締結。設計の過程で価格等の交渉を行い施工の契約を締結

各契約タイプにおける手続の流れ

１）設計・施工一括タイプ

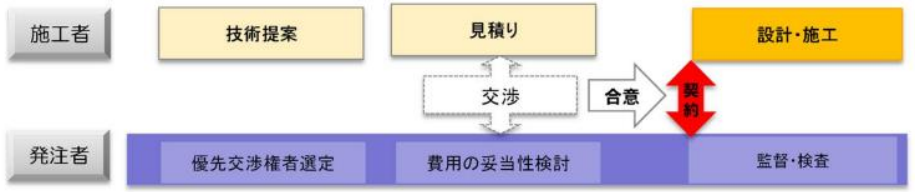

２）技術協力・施工タイプ

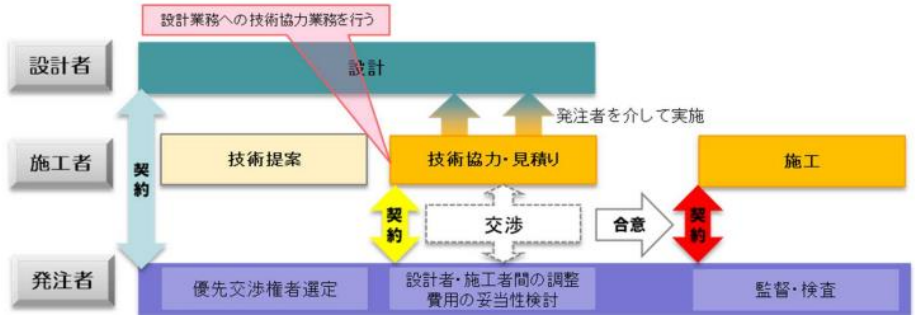

３）設計交渉・施工タイプ

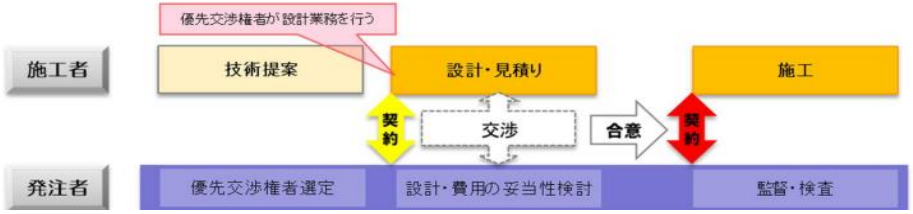

産休育休等を取得しやすい環境整備

平成27年10月から

◆背景

公共工事の担い手確保の取り組みのひとつとして
〇男女問わず育児休業を取得しやすい環境整備
〇女性の就業率向上や継続就業支援
} を目的とし、**評価対象期間を緩和**する。

内容

●**産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加える**

●総合評価落札方式で発注する**工事全てに適用**

■産休育休期間を評価対象期間に加えることが出来る項目
〇同種工事の経験　[競争参加資格要件]
〇工事の実績　[配置予定技術者の能力(加算点)]
〇工事の成績　[　〃　]
〇表彰　[　〃　]
〇建設系CPD　[　〃　]

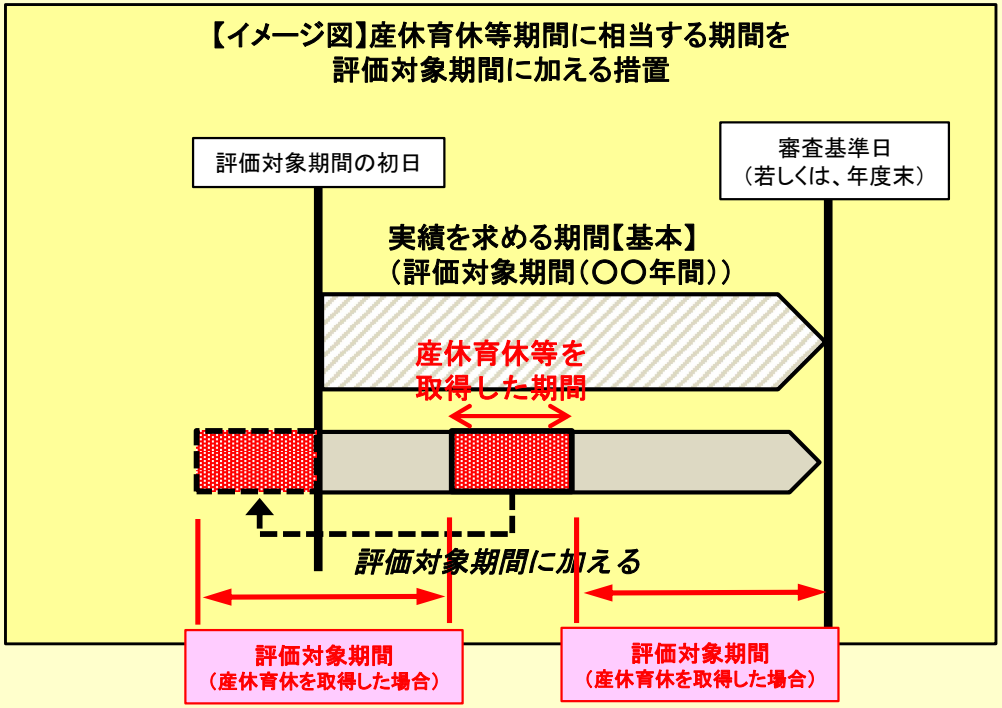

【入札契約手続き】　競争性の確保

工事種別「橋梁補修工事」の新設

【見直し】令和3年度から
令和3年10月一部改訂

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

■総合評価における企業の能力等として、**当該工事種別における企業の平均評定点**を、加点評価対象としている。

■**R3年度より、**新たな工事種別**「橋梁補修工事」が新設**され、橋梁補修工事・橋梁耐震補強工事を実施するための競争参加資格として設定。

■従来、当地整では橋梁補修工事・橋梁耐震補強工事については**「維持修繕工事」**を競争参加資格として設定していたことを踏まえ、**過年度の当該工事種別における競争参加資格は、~~令和2年度までの実績は「維持修繕工事」、~~令和3年度以降の実績は「橋梁補修工事」で設定を行う。**

＜橋梁補修工事・橋梁耐震工事の発注＞

	R5年度以降	R7年度4月～7月	R7年度8月以降
競争参加資格	橋梁補修工事	橋梁補修工事	橋梁補修工事
同種実績	従来どおり（工事毎に設定）	従来どおり（工事毎に設定）	従来どおり（工事毎に設定）
企業平均評定点	過去2年間における（無い場合4年） 橋梁補修工事及び維持修繕工事の平均点	過去2年間における（無い場合4年） 橋梁補修工事及び維持修繕工事の平均点	過去2年間における（無い場合4年） 橋梁補修工事の平均点
技術者の評定点	従来どおり（同種実績の評定点）	従来どおり（同種実績の評定点）	従来どおり（同種実績の評定点）

R7年度発注工事の場合の評価の考え方

審査基準日が

4～7月：（評価対象工事の完成年度がR4,R5）の場合、R4年度及びR5年度完成の橋梁補修工事及び維持修繕工事の実績で評価
※過去2年間に実績が無い場合、過去4年間にさかのぼる

8月以降：（評価対象工事の完成年度がR5,R6）の場合、R5年度及びR6年度完成の橋梁補修工事の実績で評価
※過去2年間に実績が無い場合、過去4年間にさかのぼる

新規工事種別**「橋梁補修工事」**とは
　橋梁本体構造物及び一体として橋梁を構成する付属物
①橋梁（上部工・下部工）の改築・改良。ただし、全面架け替えを除く。（耐震補強工事含む。）
②災害協定・架け替えを除く災害復旧（原型復旧とする。）
③床版の取り替え、全面打ち替え
④桁の補強
⑤支承・落橋防止装置等耐震化を係る付属物工
⑥修繕・補修、保全
以下は対象外である。
・橋梁上の道路標識・照明・視線誘導標・遮音壁・縁石の修繕
・橋梁上の舗装表層（クラック補修・目地修繕・区画線引直 しなど）
・橋梁での清掃業務（路面清掃・ガードレール・排水構造物清掃）
・橋梁撤去

工事種別「橋梁補修工事」の新設

令和3年度から
令和3年10月一部改訂

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

＜評価の考え方（例）＞

R7.4月～7月まで

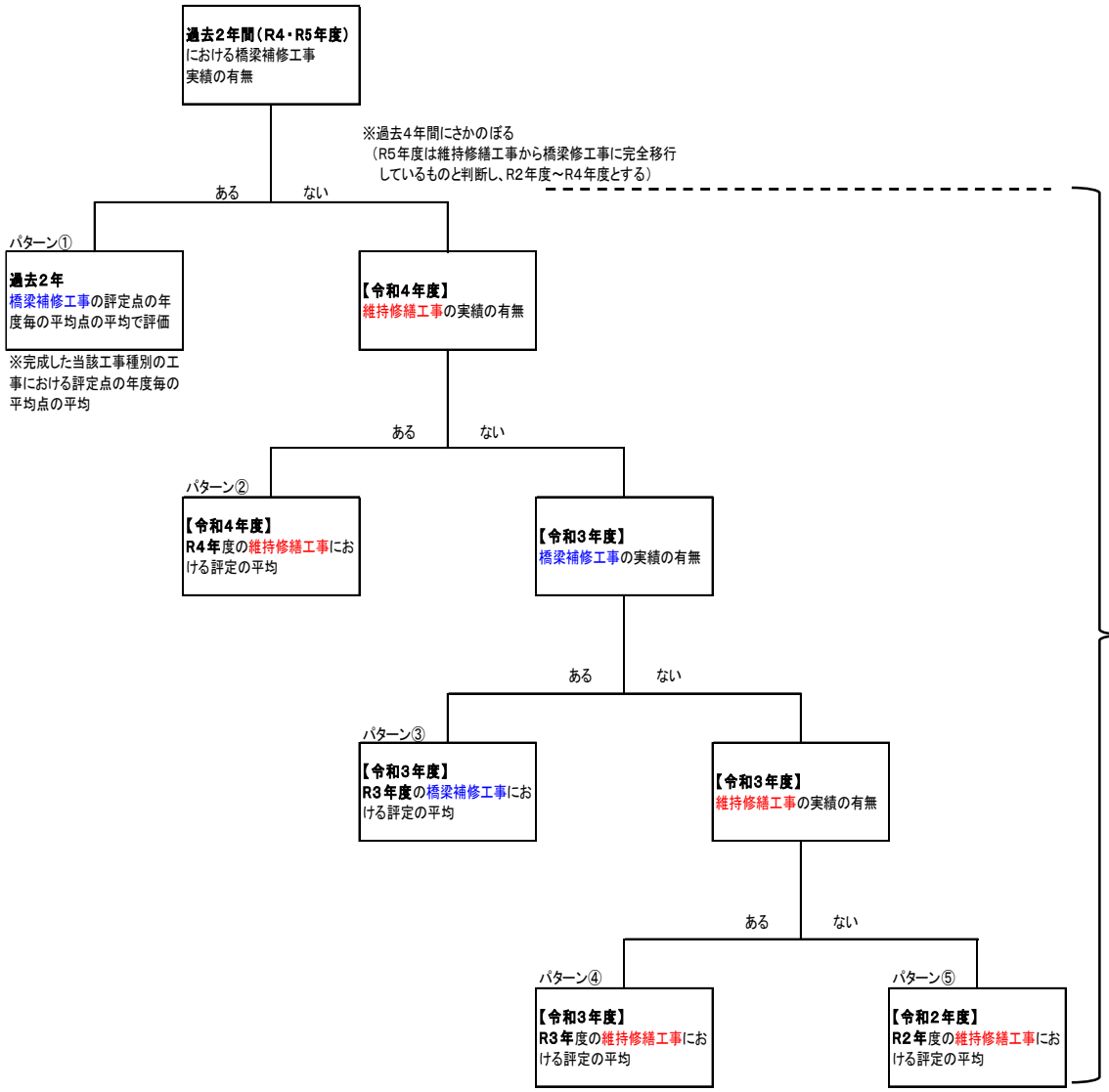

過去4年間にさかのぼる

※R5年度については、橋梁補修の工事種別が、維持修繕工事から橋梁修工事に移行して2年経過しており、完全移行したものと判断し、評価の対象としない

■過去2年間に実績が無い場合（直近年度「R4年度」の維持修繕工事における評定の平均）

iii）パターン②

年度	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
橋梁補修工事 平均評定点			過去3年目	実績無し	実績無し	工事発注
維持修繕工事 平均評定点		過去4年目	過去3年目	実績あり 過去2年目		

■過去2年間に実績が無い場合（直近年度「R3年度」の橋梁補修工事における評定の平均）

iii）パターン③

年度	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
橋梁補修工事 平均評定点			実績あり 過去3年目	実績無し	実績無し	工事発注
維持修繕工事 平均評定点		過去4年目		実績無し 過去2年目		

※当該工事種別（橋梁補修工事）を優先して評価

■過去2年間に実績が無い場合（直近年度「R3年度」の維持修繕工事における評定の平均）

iii）パターン④

年度	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
橋梁補修工事 平均評定点			実績無し 過去3年目	実績無し	実績無し	工事発注
維持修繕工事 平均評定点		過去4年目	実績あり 過去3年目	実績無し 過去2年目		

■過去2年間に実績が無い場合（直近年度「R2年度」の維持修繕工事における評定の平均）

iii）パターン⑤

年度	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
橋梁補修工事 平均評定点			実績無し 過去3年目	実績無し	実績無し	工事発注
維持修繕工事 平均評定点		実績あり 過去4年目	実績無し 過去3年目	実績無し 過去2年目		

工事種別「橋梁補修工事」の新設

【見直し】令和3年度から
令和3年10月一部改訂

＜評価の考え方（例）＞

■R7年8月以降

■過去２年間に橋梁補修工事の実績がある場合（完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均）

ⅰ）

年　度	R3年	R４年	R５年	R６年	R7年
橋梁補修工事 平均評定点			過去２年間に完成 した当該種別の工事		工事発注

■実績が1年度の場合（当該年度の平均点）

ⅱ）

年　度	R3年	R４年	R５年	R６年	R7年
橋梁補修工事 平均評定点			当該年度 の平均点	実績無し	工事発注

年　度	R3年	R４年	R５年	R６年	R7年
橋梁補修工事 平均評定点			実績無し	当該年度 の平均点	工事発注

◎過去4年間にさかのぼる

実績無し

■過去２年間に実績が無い場合（完成した当該工事種別の工事がある場合は、直近年度の当該工事における評定の平均）

ⅲ）

年　度	R3年	R４年	R５年	R６年	R7年
橋梁補修工事 平均評定点	過去4年目	過去3年目	実績無し 過去2年目	実績無し 過去1年目	工事発注

ICT活用等による生産性向上の取組み評価

令和4年1月～

◇ICT活用等による生産性向上の取組について推進を図るため、技術提案等を設定し提案を求めて評価

■建設現場の生産性を向上させるi-Constructionの推進に加え、新型コロナウイルス感染症対策を契機とした非接触・リモート型の働き方への転換をはじめとした、インフラまわりのデジタル化・スマート化を図るためのインフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（DX）のより一層の推進が課題。

■こうした状況を踏まえ、国交省の直轄土木工事の入札時の総合評価において、
　－技術提案評価型ＳⅠ型・ＳⅡ型では、ICT活用等による生産性向上の取組に関する技術提案を求める試行
　－施工能力評価型Ⅰ型では、ICT活用等による生産性向上の取組について施工計画に記載を求める試行
を行い、ICT活用等による生産性向上の取組の一層の推進や普及を図る。

（ICT活用等のイメージ）

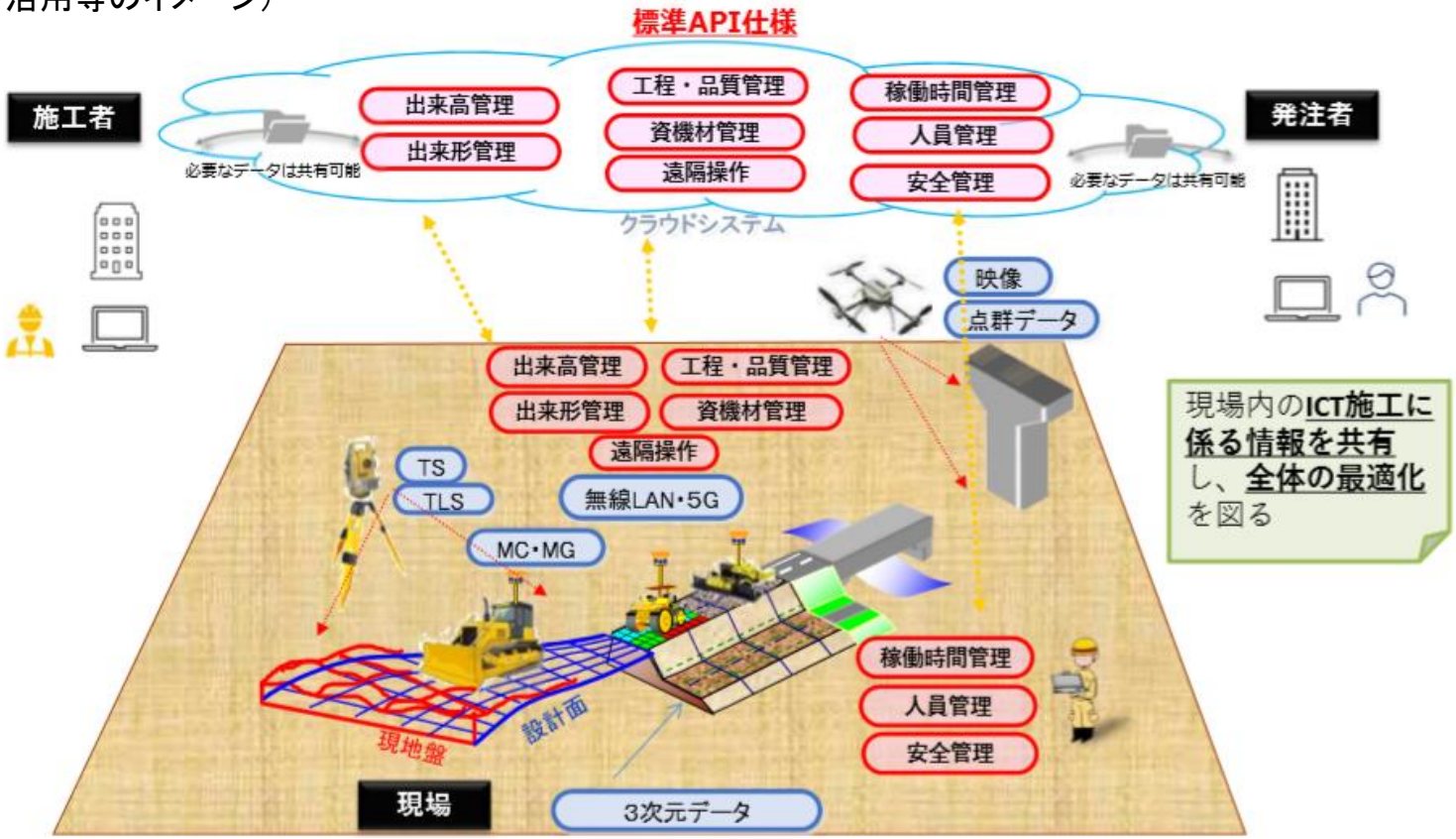

現場内の**ICT施工に係る情報を共有**し、**全体の最適化**を図る

公共事業を「現場・実地」から「非接触・リモート」に転換

・発注者・受注者間のやりとりを「非接触・リモート」方式に転換するためのICT環境を整備

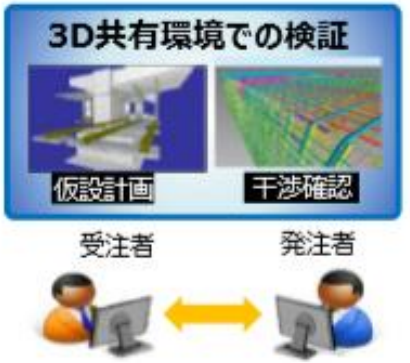

ICT活用等による生産性向上の取組み評価

令和4年1月～

＜技術提案評価型ＳⅠ型・ＳⅡ型＞

■目的

生産性向上の推進のため、工事の品質確保等に関する複数の評価項目のうち、ICT活用等による生産性向上に関する技術提案を設定し提案を求めて評価していく。

■対象工事

技術提案評価型ＳⅠ型・ＳⅡ型のうち下記のいずれかに該当する工事。

- 入札参加者が多く見込まれる工事
- 同一工種の施工量が大きく生産性向上の効果が大きいと想定される工事

■実施方法

テーマ（課題）に対して複数求める提案のうち１つを、生産性向上に資する提案として設定（ただし、受注者に過度な負担が生じないように配慮）

＜試行＞

複数求める提案のうち１つを、
・施工の効率化、省力化に関する技術提案
・労働環境の改善に関する技術提案
・情報通信技術（ICT）の活用等による
生産性向上に関する技術提案　等
に係る提案として求める。

■評価方法

提案について、生産性向上の効果について、 段階的評価を実施

＜施工能力評価型Ⅰ型＞

■目的

ICT活用等による生産性向上とその普及につなげるため、不確定要素が少なく生産性向上を図りやすい工事を中心に、ICT活用等による生産性向上について施工計画に記載を求めて評価していく。

■対象工事

施工能力評価型Ⅰ型で発注する発注者指定型のICT活用工事。

■実施方法

Ⅰ型で提出を求める施工計画について、「施工の効率化や新技術の活用による生産性向上について」を特に配慮すべき事項として入札説明書に示し、記載を求める。

＜試行＞

・施工の効率化や新技術の
活用による生産性向上　等
の記述を求める。

■評価方法

記載内容の妥当性の有無を確認（①、②いずれかに該当する場合には妥当性「有」として評価（点数化はしない））

①ICT活用工事における実施内容について妥当な内容が記載されているか。

②ICT活用工事における実施内容以外で施工の効率化や新技術の活用による生産性向上の取組として妥当な内容が記載されているか。

総合評価落札方式 技術提案評価ＳＩ型【試行】

暫定版

【新　規】

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

◇工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等を採用するよう努める

○発注者において、標準的な仕様（案）を設定出来るが、競争参加者の技術提案に基づく仕様や工法の変更により、更なる品質向上（総合的に価値の最も高い資材等の採用を含む）が期待される工事を対象に適用。
○仕様や工法の変更による品質向上が期待される事項について、「技術向上提案」を求める。
○提案内容については、当初契約時の仕様には反映せず、発注者指示により変更契約の対象とすることを基本とする。
その際、技術向上提案の採用にかかる契約変更金額は、当面は予定価格の５%を上限とする。

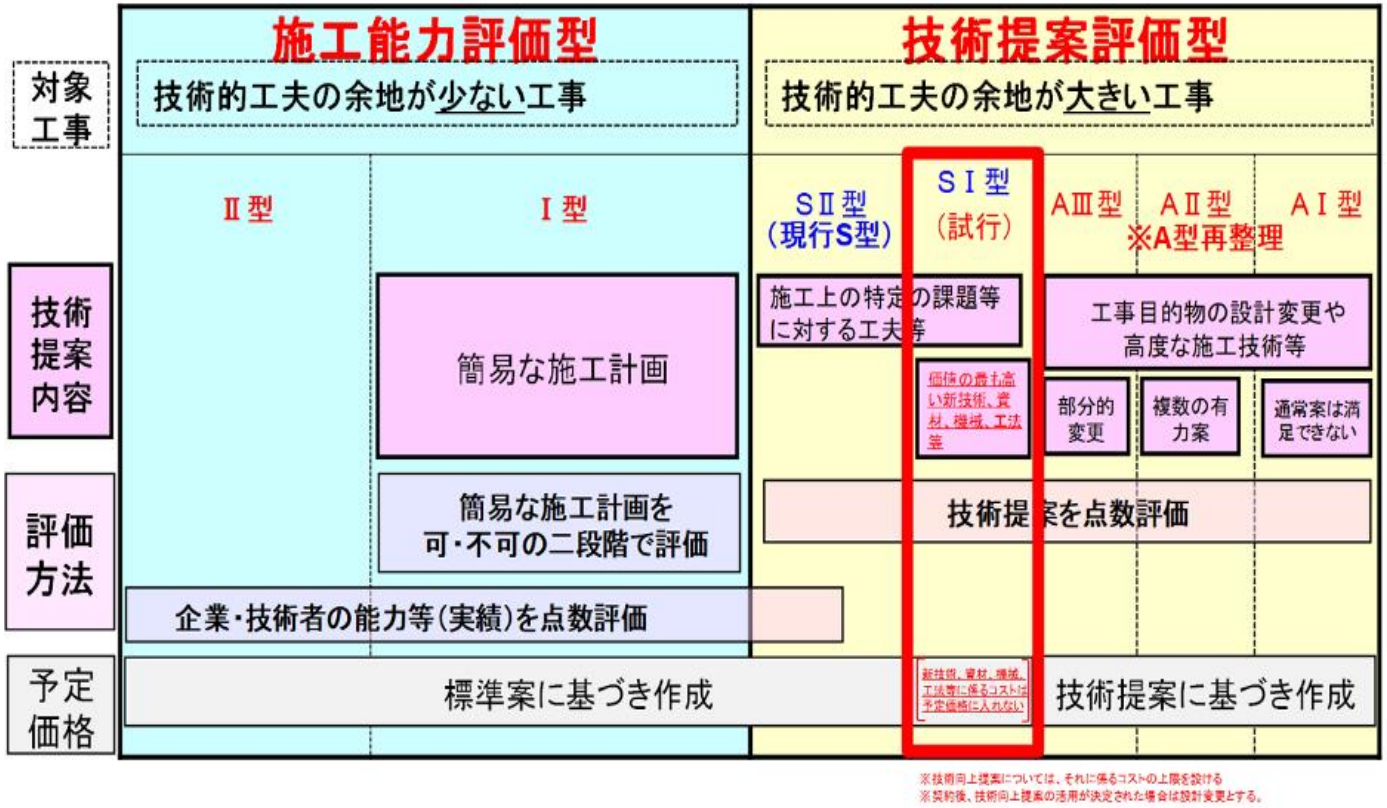

技術提案評価型Ｓ型とＳＩ型比較

タイプ	S型（現行制度）	ＳＩ型（試行）
技術提案内容	● 従来の技術提案	● 従来の技術提案 ● 技術向上提案 （価値の最も高い新技術、資材、機材、工法等）
技術評価点	● 標準点 ● 施工体制評価点 ● 従来の技術提案の点数	● 標準点 ● 施工体制評価点 ● 従来の技術提案の点数 ● 技術向上提案の点数
設計変更	● 従来の技術提案による設計変更は行わない ※ 技術提案コストは施工者負担	● 従来の技術提案による設計変更は行わない ● 技術向上提案による設計変更を行う（上限あり）

ＳＩ型の導入背景、制度概要【試行】

暫定版

【新　規】

〇現行の技術提案評価型S型は、技術点差がつきづらくなっていることや、仮設や工法の変更は認められておらず施工者のノウハウを十分に活かす発展的な提案がしづらい等の課題が存在

〇令和6年6月、公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、VFM（Value for Money）の考え方が記載。その考え方に基づく、新たな入札契約方式が必要。（⇒ＳＩ型を試行）

観点	S型（現行）	ＳＩ型（試行）	技術提案・交渉方式（ECI方式）
対象工事	発注者において、標準的な仕様（案）を設定できるが、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る工事	発注者において、標準的な仕様（案）を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づいた仮設物、工法、目的物の比較的軽微な変更により、更なる品質向上、安全性向上、環境改善等が期待される工事	発注者が最適な仕様を設定できない工事又は、仕様の前提となる条件の確定が困難な工事
技術提案内容	・施工上の特定の課題等に対する工夫等を求める（従来テーマ）	左記、従来テーマの技術提案（通常技術提案）に加え、以下の「技術向上提案」を求める。 ・技術向上提案は、標準案に対して目的物の仕様や工法（仮設等を含む）の変更を許容した上で、さらなる安全性や生産性、目的物の品質の向上、あるいは施工期間や規制期間の短縮等が期待されるテーマ 設定例） ・工期延期のリスク回避（施工性の高い工法への変更） ・安全性の向上（交通渋滞・交通事故発生の防止、作業員の危険防止） ・構造物の新設時における、点検困難箇所への維持管理性の高い工法等の採用 ※従来の技術提案テーマと技術向上提案テーマについてそれぞれ1テーマずつを標準	事業課題を踏まえ、施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法等を求める※ ※提案を求めるのは技術協力業務、又は設計業務。工事は優先交渉権者と価格交渉を実施し、合意の後、随意契約
落札者の決定方法	入札価格が標準案に基づき作成した予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、技術評価点を入札価格で乗した値（評価値）の最も高い者が落札者となる		技術評価点が最も高い者が優先交渉権者となり、技術協力業務又は設計業務において仕様・価格等を交渉し、交渉が成立した場合に契約を締結する
技術評価点の項目	・標準点 ・施工体制評価点 ・従来テーマの技術提案の点数	・標準点 ・施工体制評価点 ・通常技術提案の点数 ・技術向上提案の点数	・技術提案の点数
予定価格の設定方法	・標準案に基づいて設定	標準案に基づいて設定 技術向上提案部分に要する費用は予定価格に含めない。 公告図書に上限額を明示。上限額は当初予定価格の5%を上限として設定。	予定価格は、技術協力業務（設計業務）において確定した仕様（技術提案含む）に基づき設定
技術提案の履行義務	・履行義務あり	・通常技術提案は履行義務あり ・契約手続き段階で提案された技術向上提案について、発注者が指示を行い、契約変更を実施した場合、履行義務が生じる	・技術協力業務、又は設計業務において、技術提案には履行義務はないが、価格等の交渉を通じて確定した仕様に対する履行義務あり。
発注手続き期間	非WTO：合計1.5か月～2か月程度 WTO：合計2.5か月～3か月程度 【段階選抜無しの場合】	工事内容・テーマ等に応じ左記に記載の通常のS型よりも長く設定する。【段階選抜無し（WTO）の場合】	工事の特性（緊急度、規模、煩雑さ、提案の自由度、前提条件の不確実性の程度等）を踏まえて設定（設定例：3～6ヶ月、4～6ヶ月、5～8ヶ月、6～12ヶ月、12ヶ月以上等）

チャレンジ型

【見直し】 平成27年度から

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

施工実績、工事成績評定のウエイトが大きく、受注意欲はあるが施工実績が少ない企業は受注することが難しい。実績の少ない企業も受注機会が確保出来るよう、施工実績、成績評定等のウエイトを抑え、受注機会を確保する「チャレンジ型」の工事を平成27年度より試行している。

平成30年7月豪雨災害に伴う入札不調等対策として、対象工事を5千万円程度までから1.2億円程度までに拡大。

令和2年1月から「より同種性のある工事実績」、「工事成績」に評価（加点）を行わず、地域精通度に重点を置く。

■対象工事

工事難易度Ⅱ以下で1.2億円程度までの工事

■競争参加資格

➢ 同種工事の実績は、主たる工種（道路土工、擁壁工等）

■評価項目の考え方（例）

➢ 工事規模、工事難易度を考慮し、加算点の合計を低く抑えた。
➢ 地域に密着した評価項目を設定。

■配点の考え方（例）

＜R2まで＞　（配点例）

評価項目			チャレンジ型	備考
施工能力等	企業の能力等	企業の施工実績 同種工事の実績	求めない	
		企業の施工実績 当該工事種別の2年間の平均成績	求めない	
		【企業の施工実績　計】	0	
		地域精通度 地域貢献度 災害対応協定等に基づく活動実績	1	
		地域精通度 地域貢献度 地域内における本店の有無	2	
		地域精通度 地域貢献度 企業の近隣地域での施工実績の有無	2	
		【地域精通度等　計】	5	
		【企業の能力等　計】	5	
	技術者の能力等	同種工事の実績	求めない	
		同種工事の工事成績	求めない	
		継続教育（CPD）	2	
		配置予定技術者の近隣地域での施工実績	3	
		【技術者の能力等　計】	5	
	【施工能力等　計】		10	
施工計画			求めない	
賃上げの実施を表明した企業等			1	R4.4.1以降に契約する工事
施工体制評価点			30	
合計			41	

＜R7以降＞　（配点例）

評価項目			チャレンジ型	備考
施工能力等	企業の能力等	企業の施工実績 同種工事の実績	求めない	
		企業の施工実績 当該工事種別の2年間の平均成績	求めない	
		【企業の施工実績　計】	0	
		ワーク・ライフ・バランスの取り組み	0.5	
		地域精通度 地域貢献度 災害対応協定等に基づく活動実績	0.5	0.5／0.2／0
		地域精通度 地域貢献度 地域内における本店の有無	2	
		地域精通度 地域貢献度 企業の近隣地域での施工実績の有無	2	
		【地域精通度等　計】	5	
		【企業の能力等　計】	5	
	技術者の能力等	同種工事の実績	求めない	
		同種工事の工事成績	求めない	
		継続教育（CPD）	2	
		配置予定技術者の近隣地域での施工実績	3	
		【技術者の能力等　計】	5	
	【施工能力等　計】		10	
施工計画			求めない	
賃上げの実施を表明した企業等			1	R4.4.1以降に契約する工事
施工体制評価点			30	
合計			41	

営繕チャレンジ型

【見直し】

令和5年4月から

- 新たに営繕チャレンジ型を追加して、中長期的な技術者の確保・育成に配慮する。
- 公共工事実績の無い新規の入札参加者が参加しやすくするため、工事成績評定点を評価の対象としない。
- 工事成績評定での加点は行わず、施工実績や地域内工事の実績で加点を行う。
- 庁舎、研修施設、倉庫、車庫等の営繕工事において、工事仕様が設計図面及び標準仕様書で規定され、技術的課題が小さいため、1億円程度までの工事に営繕チャレンジ型を適用する。
- 令和5年4月から企業の「同種工事の実績」、「災害対応協定等に基づく活動実績」の評価を行わず、地域精通度に重点を置く。

1. 対象工事

工事難易度Ⅲ以下で1.2億円程度までの営繕工事（土木営繕工事を含む）

2. 評価項目の考え方（例）

- 工事規模、工事難易度を考慮し、加算点の合計を低く抑えた。
- より地域に密着した評価項目を設定。
- 改修工事の実績評価の緩和を行う。
- 配置技術者評価の緩和は行う。

3. 配点の考え方（例）

（配点例）

評価項目				チャレンジ型	備考
施工能力等	企業の能力等	企業の施工実績	同種工事の実績	求めない	競争参加資格要件としてのみ
			当該工事種別の評定点の平均	求めない	
			優良工事施工団体表彰等	求めない	
			ワーク・ライフ・バランスの取り組み	0.5	
			下請表彰企業の活用	求めない	
			【企業の施工実績　計】	0.5	
		地域精通度 地域貢献度	地域内の本店等の所在	1.5	
			企業の地域内での当該工事種別での施工実績	3	
			配置予定技術者の地域内での施工実績	求めない	
			若手技術者の雇用等	求めない	
			【地域精通度等　計】	4.5	
		【企業の能力等　計】		5	
	技術者の能力等		同種工事の実績	2	より同種性の高い2点、同種性の高い1点、同種性0点
			当該工事種別の評定点の平均	求めない	
			優良技術者表彰	求めない	
			継続教育（CPD）	1	
			配置予定技術者の地域内での施工実績	2	
		【技術者の能力等　計】		5	
【施工能力等　計】				10	
施工計画				求めない	
賃上げの実施を表明した企業等				1	R4.4.1以降に契約する工事
施工体制評価点				30	
合計				41	

※より同種性の高い、同種性の高い、同種性の設定の参考例
例）より同種性の高い……○○工事の規模☆☆㎡の実績（対象工事と同等規模）
同種性の高い……○○工事の規模☆☆㎡の半分の実績
同種性……○○工事又は△△工事又は□□工事の実績（競争参加資格要件）

※規模☆☆㎡の設定の参考例
新築の場合は、対象工事と同等規模とし、改修工事の場合は、1／2 まで緩和する。
技術者の緩和は、企業の1／2 まで緩和する。

企業能力評価型の導入

【見直し】令和2年7月から
令和2年10月一部改訂

~~◇「防災・減災、国土強靭化のための3ヶ年緊急対策」や「平成30年7月豪雨災害」による災害復旧工事等により、広島県・岡山県を中心とした地域において、急激に工事量が増加。~~

◇企業能力評価型は、同種性の高い技術者が配置出来ない場合においても競争性を保てるよう、配置予定技術者の能力評価を行わず、企業の能力等で評価を行うもの。
（競争参加資格としての配置予定技術者の同種実績は求めるが提出書類を変更）

■適用工事

・予定価格が2.3億円程度以下（電線共同溝工事はこの限りでない）
・技術的難易度Ⅱ以下（営繕工事又は電線共同溝工事は技術的難易度Ⅲ以下）
・入札参加者が少なく競争性の確保が見込めない工事

■適用外工事

上記に該当しない場合のほか、技術者の評価を行わないことを踏まえ、以下は適用外とする。

・ICT活用工事のうち、発注者指定Ⅱ型・施工者希望Ⅰ型による発注工事
・若手技術者育成型による発注工事
・女性技術者活用促進型による発注工事

技術資料等提出書提出時には、配置予定技術者の同種工事実績（別記様式3）について提出は求めず、配置予定技術者要件確約書（別記様式3－4）の提出をもって配置予定技術者の競争参加資格を認める。なお、契約後に現場代理人等通知書（様式契－6）の提出の際に主任（監理）技術者の資格・工事経験（別記様式3）を提出させて、主任（監理）技術者の同種工事実績を確認すること。（ただし、営繕工事は除く）

評価項目			企業能力評価型	備考
施工能力等	企業の能力等	企業の施工実績	同種工事の実績	4.5	WLBの配点を考慮し設定 試行配点に応じ2～4点を設定
			当該工事種別の2年間の平均成績	4	試行配点に応じ2～4点を設定
			工事成績優秀企業認定（ゴールドカード）	1	
			優良工事施工団体表彰・安全管理優良団体表彰・中国インフラDX表彰	3	
			協力表彰企業の活用	1	
			【企業の施工実績　計】	14	
		技能者の従事計画		1	
		ワーク・ライフ・バランスの取り組み		0.5	
		【試行】	企業のICT活用実績	(1)	ICT活用工事のち、発注者指定Ⅰ型及び施工者希望Ⅱで発注する工事に設定
			維持修繕工事等の受注実績	(2)	一般土木工事、法面処理工事、維持修繕工事、橋梁補修工事で設定
		地域精通度 地域貢献度	災害対応協定等に基づく活動実績	1	
			若手技術者等の雇用	1	
			その他項目	3	試行配点に応じ2～3点を設定
			【地域精通度等　計】	5	
		【企業の能力等　計】		20	
	技術者の能力等		同種工事の実績	求めない	
			同種工事の工事成績	求めない	
			優秀建設技術者表彰・安全管理優良技術者表彰	求めない	
			継続教育（CPD）	求めない	
		【技術者の能力等　計】		0	
	【施工能力等　計】			20	
施工計画				求めない	
賃上げの実施を表明した企業等				2	R4.4.1以降に契約する工事
施工体制評価点				30	
合計				52	

新技術導入促進型

○ 建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上及び若手技術者等の確保のため、「**新技術導入促進型総合評価方式**」を導入。

【新技術導入促進Ⅰ型】
　発注者が指定するテーマについて、**NETIS登録技術等の実用段階にある技術を活用する提案を求め**、総合評価において**提案技術の有効性、具体性等について評価される場合は総合評価において加点**を行う。

【新技術導入促進Ⅱ型】
　発注者が指定するテーマについて、**実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術の検証に関する提案**を求め、テーマに合った**提案がされた場合は総合評価において加点**する。
※ただしWTO 対象工事は、競争参加資格要件とする。

【新技術原則義務化の取り組み】 ※R2年度より、全ての工事で新技術の取り組みが義務化。
■発注者指定を行う必要がある工事⇒発注者指定型として、特記仕様書で新技術を指定。
■発注者指定を行う必要がない工事のうち、予定価格6千万円未満又はチャレンジ型による発注工事。⇒施工者選定型として、受注者が何かしらの新技術を活用。
■発注者指定を行う必要が無い工事のうち、施工者選定型の要件以外。⇒発注者指定型（選択肢提示型）として、発注者が提示するテーマに即した複数の新技術の中から施工者が選択し活用。

【新技術導入促進Ⅰ型】※令和2年度より、新技術義務化により適用なし

総合評価方式
施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）、技術提案評価型（S型）

評価方法
●施工能力評価Ⅰ型：活用技術を「施工計画」に記載する。
●施工能力評価Ⅱ型：「新技術活用計画」に記載する。
●有効かつ具体的である場合、企業の能力等で加点（1.0点）

工事成績評定
有用な新技術を提案し実施した場合、創意工夫において評価

費用
入札時の応札価格に含む

【新技術導入促進Ⅱ型】

総合評価方式
施工能力評価型（Ⅰ型）、技術提案評価型（S型）

評価方法
●活用技術を「新技術現場実証計画」に記載する。
●テーマに合った提案がされた場合、企業の能力等で加点（2.0点）

工事成績評定
評価しない

費用
現場実証に必要となる費用を別途計上する。

同種工事の実績評価

【見直し】

《企業・配置予定技術者の同種工事実績の評価》

◇ 評価対象

過去15年間における元請として完成・引渡しが完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関の工事を含む）を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は評価対象外とする。

◇ 評価方法

・競争参加資格としての「同種工事」より当該工事と同等規模の「より同種性の高い工事」を優位に評価する。

・配置予定技術者の同種工事の実績については、工事に従事した立場を考慮し「主任（監理）技術者」、監理技術者補佐、「現場代理人」又は「担当技術者」で評価する。

・「より同種性の高い工事」の条件として、工事内容を勘案のうえ、具体的な構造形式、施工条件等についても設定を行い評価を行う。

・平成29年度より、施工能力評価型で発注する配置予定技術者の同種工事の実績については、「より同種性が高い」と認められる工事」、「同種性が高い」と認められる工事」、「同種性が認められる」工事」の3段階で評価を行うことを原則とする。

※チャレンジ型を除く

※企業の同種工事実績評価については、「より同種性が高いと認められる工事」のみ加算点を与えることとする。
（従来どおりの2段階評価）

配置予定技術者の同種工事の実績評価

《配置予定技術者の同種工事実績を3段階評価の設定に変更》（企業の同種工事の実績評価は従来どおり）

◇趣旨

施工能力評価型（チャレンジ型を除く）で発注する工事においては、「配置予定技術者評価の緩和」により、「配点0点」が実質設定されていない状況となっている。（「より同種性の高い工事」を優位に評価する実質2段階の評価となっている。）

そこで、原則として配置予定技術者の同種工事の実績を2段階評価から3段階評価の設定に変更する。

なお、企業の同種工事実績評価については、「より高い同種性が認められる工事」のみ加算点を与えることとする。

（従来どおりの2段階評価）　⇒　技術者の同種工事実績評価は、従来の3段階評価に戻す。

◇ 対象工事　：「施工能力評価型」（チャレンジ型を除く）で発注する工事の「配置予定技術者の同種工事の実績」において原則設定〔企業の同種工事の実績評価は従来どおり〕

◇ 評価方法

（これまでの評価方法）

評価項目		評価基準	配点例
技術者の能力等	同種工事の実績 （施工能力評価型の場合）	より同種性が高い工事において、 主任（監理）技術者、現場代理人または担当技術者として従事	8
		同種性が認められる工事において、 主任（監理）技術者、現場代理人または担当技術者として従事	4
		設定無し	0

（令和5年度からの設定例（原則））

評価項目		評価基準	配点例
技術者の能力等	同種工事の実績 （施工能力評価型の場合）	より同種性が高いと認められる工事において、 主任（監理）技術者、現場代理人または担当技術者として従事	6
		同種性が高いと認められる工事において、 主任（監理）技術者、現場代理人または担当技術者として従事	3
		同種性が認められる工事において、 主任（監理）技術者、現場代理人または担当技術者として従事	0

◇ 同種性の設定例（案）

①より同種性が高いと認められる工事　・・・　発注工事内容の設計値の概ね100%程度以上

②同種性が高いと認められる工事　・・・　①で求める設計値の概ね50%程度以上

③同種性が認められる工事　・・・　①、②以外

上記設定の他に、同種性の条件を複数求めることも可能とする。（以下に設定例を示す。）

Aより同種性が高いと認められる工事　：　盛土量が〇〇m3以上、かつ深層混合処理方法による地盤改良が〇〇m以上の実績。

B同種性が高いと認められる工事　：　盛土量が〇〇m3以上、かつ深層混合処理方法による地盤改良の実績。

C同種性が認められる工事　：　A,B以外

【見直し】

工事成績・表彰等の評価

《企業の工事成績、表彰等の評価》

【（営繕工事（土木営繕工事含む）を除く】

◇ **企業の工事成績** 【平成25年度より港湾空港関係を評価】【平成28年度より加算点の配分を見直し】【H30年度より一般土木（3億円以上非WTO）の見直し】

・中国地方整備局発注工事で、過去2年間に完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均を評価

〔なお、PC工事、鋼橋上部工事、As舗装工事、セメントコンクリート舗装、**一般土木工事（3．4億円以上の非WTO）**は、過去8年間に完成した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注工事の同種工事の成績を評価対象とする〕

・過去2年間に実績がない場合は、過去4年間にさかのぼり、完成した当該種別工事の工事がある場合は直近年度の当該工事における評定点の平均を評価

◇ **企業の表彰** 【平成25年度より港湾空港関係を評価（工事成績優秀企業認定制度は除く）】

・中国地方整備局発注工事における過去1年間での工事成績優秀企業認定制度の表彰の有無を評価

・中国地方整備局発注工事における過去2年間に完成した工事に対する優良工事施工団体表彰又は安全管理優良団体表彰又は協力企業表彰又は中国インフラDX表彰の有無を評価

・中国地方整備局発注工事における過去2年間に完成した工事に対する協力企業表彰を受けた下請企業を本工事において一次下請けとして活用する場合の有無を評価

《配置予定技術者の工事成績、表彰等の評価》

◇ **配置予定技術者の工事成績** 【 平成25年度より港湾空港関係を評価】【平成28年度より加算点の配分を見直し】【H30年度より一般土木（3億円以上非WTO）の見直し】

・過去8年間に完成した中国地方整備局発注工事で、従事役職が主任（監理）技術者、現場代理人及び担当技術者、監理技術者補佐の評定点を評価

〔なお、PC工事、鋼橋上部工事、As舗装工事、セメントコンクリート舗装、**一般土木工事（3．4億円以上の非WTO）**は、過去8年間に完成した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注工事を評価対象とする〕

◇ **配置予定技術者の表彰** 【平成25年度より港湾空港関係を評価】

・中国地方整備局発注工事における過去4年間に完成した工事に対する優秀建設技術者表彰又は安全管理優良技術者表彰の有無、**又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による、国土交通大臣賞、国土交通大臣奨励賞の有無を評価。**

工事成績・表彰等の評価

【営繕工事（土木営繕工事含む）の場合】

《企業の工事成績、表彰等の評価》

◇ 企業の工事成績

・中国地方整備局発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事（中国地方整備局管内の施工に限る）で過去5年間に完成した、当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均を評価

◇ 企業の表彰

・中国地方整備局発注工事における過去5年間に完成した工事に対する優良工事施工団体表彰又は安全管理優良団体表彰又は下請企業表彰（協力企業表彰を含む）の有無を評価

・中国地方整備局発注工事における過去2年間に完成した工事に対する協力企業表彰を受けた下請企業を本工事において一次下請けとして活用する場合の有無を評価

《配置予定技術者の工事成績、表彰等の評価》

◇ 配置予定技術者の工事成績

・過去15年間に完成した、中国地方整備局、大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部及び営繕事務所、北海道開発局営繕部又は内閣府沖縄総合事務局開発建設部（営繕部門）発注工事及び工事成績相互利用適用対象工事で、従事役職が主任（監理）技術者、現場代理人及び担当技術者、監理技術者補佐の評定点を評価

◇ 配置予定技術者の表彰

・中国地方整備局、大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部及び営繕事務所、北海道開発局営繕部又は内閣府沖縄総合事務局開発建設部（営繕部門）発注工事における過去5年間に完成した工事に対する優秀建設技術者表彰又は安全管理優良技術者表彰の有無、又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による、国土交通大臣賞、国土交通大臣奨励賞の有無を評価。

工事成績の評価

◇一般土木、維持修繕他について、最高点83点以上とし、75点以下には加算点を与えないように見直しを実施。

《企業・技術者の工事成績の評価の推移》

最高点を85点以上とし、競争参加資格要件の65点には加算点を与えないように見直し。

→

最高点を80点以上（PC、鋼橋上部、As舗装、Co舗装工事は85点以上）とし、70点以下には加算点を与えないように見直し。

→

PC、鋼橋上部、As舗装、Co舗装工事は75点以下には加算点を与えないように見直し。

→

一般土木、維持修繕他は、工事成績評定点をふまえ最高点83点、75点以下には加算点を与えないように見直し。

H25-H27：企業の工事成績

項目	加算点
85点以上	4.0
66点～84点	0.2～3.8
65点以下・実績無し	0.0

→ **H28～H29:企業の工事成績**
PC、鋼橋上部、As舗装、Co舗装

項目	加算点
85点以上	4.0
71点～84点	0.2～3.7
70点以下・実績無し	0.0

→ **H30～:企業の工事成績**
PC、鋼橋上部、As舗装、Co舗装

項目	加算点
85点以上	4.0
76点～84点	0.4～3.6
75点以下・実績無し	0.0

→ （改定なし）

H28～R3：企業の工事成績
一般土木、維持修繕他
（PC、鋼橋上部、As舗装を除く工事種別）

項目	加算点
80点以上	4.0
71点～79点	0.4～3.6
70点以下・実績無し	0.0

→ （改定なし）

→ **R4～：企業の工事成績**
一般土木、維持修繕他
（PC、鋼橋上部、As舗装を除く工事種別）

項目	加算点
83点以上	4.0
76点～82点	0.5～3.5
75点以下・実績無し	0.0

注）上記は工事成績評価の加算点の満点が4点の場合の例
　　配置予定技術者の同種工事の工事成績評定点も同様。

工事成績の評価

企業及び配置予定技術者の工事成績評定点毎の加算点配分表
（一般土木、維持修繕、建築他[PC、鋼橋上部、As舗装、セメント・コンクリート舗装以外]）

工事成績評定点	加算点（早見表）									
	加算点1点 企業・配置予定技術者	加算点2点 企業・配置予定技術者	加算点3点 企業・配置予定技術者	加算点4点 企業・配置予定技術者	加算点5点 企業・配置予定技術者	加算点6点 企業・配置予定技術者	加算点7点 企業・配置予定技術者	加算点8点 企業・配置予定技術者	加算点10点 企業・配置予定技術者	加算点12点 企業・配置予定技術者
83点以上	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	10.0	12.0
82点	0.8	1.7	2.6	3.5	4.3	5.2	6.1	7.0	8.7	10.5
81点	0.7	1.5	2.2	3.0	3.7	4.5	5.2	6.0	7.5	9.0
80点	0.6	1.2	1.8	2.5	3.1	3.7	4.3	5.0	6.2	7.5
79点	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	5.0	6.0
78点	0.3	0.7	1.1	1.5	1.8	2.2	2.6	3.0	3.7	4.5
77点	0.2	0.5	0.7	1.0	1.2	1.5	1.7	2.0	2.5	3.0
76点	0.1	0.2	0.3	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.2	1.5
75点以下	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※加算点の算出式：「最大加点数」／8×（「工事成績評定点」－75）
※加算点は少数第二位を切り捨てとする。
※企業の工事成績評定の評価は、年度毎の平均点の平均を算出し少数第一位を切り捨てとする。

工事成績の評価

企業及び配置予定技術者の工事成績評定点毎の加算点配分表（PC、鋼橋上部、As舗装、セメント・コンクリート舗装）

工事成績評定点	加算点（早見表）									
	加算点１点 企業・配置予定技術者	加算点２点 企業・配置予定技術者	加算点３点 企業・配置予定技術者	加算点４点 企業・配置予定技術者	加算点５点 企業・配置予定技術者	加算点６点 企業・配置予定技術者	加算点７点 企業・配置予定技術者	加算点８点 企業・配置予定技術者	加算点１０点 企業・配置予定技術者	加算点１２点 企業・配置予定技術者
85点以上	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	10.0	12.0
84点	0.9	1.8	2.7	3.6	4.5	5.4	6.3	7.2	9.0	10.8
83点	0.8	1.6	2.4	3.2	4.0	4.8	5.6	6.4	8.0	9.6
82点	0.7	1.4	2.1	2.8	3.5	4.2	4.9	5.6	7.0	8.4
81点	0.6	1.2	1.8	2.4	3.0	3.6	4.2	4.8	6.0	7.2
80点	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	5.0	6.0
79点	0.4	0.8	1.2	1.6	2.0	2.4	2.8	3.2	4.0	4.8
78点	0.3	0.6	0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4	3.0	3.6
77点	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	1.2	1.4	1.6	2.0	2.4
76点	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.2
75点以下	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※加算点の算出式：「最大加点数」／10×（「工事成績評定点」－75）
※加算点は少数第二位を切り捨てとする。
※企業の工事成績評定の評価は、年度毎の平均点の平均を算出し少数第一位を切り捨てとする。

【総合評価（企業・技術者評価）】　競争性の確保、担い手確保

【見直し】

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

地方自治体発注工事の工事実績評価

《地方自治体発注工事の工事実績評価》

- 総合評価落札方式の場合、企業・技術者の実績・成績のウェイトが重いことから、競争に参加できても直轄工事の実績を持たない企業が落札者になることは実質難しい。（公平な競争環境とは言い難い。）
- また、地方自治体発注工事でも同種工事で良い成績の実績を持つ企業もあるため、更なる公平性の観点から検討する必要があった。
- H24.4～地方自治体発注工事の工事実績（一般土木及び維持修繕）について評価対象としている。
- H29年度から、対象工種を拡大（造園工事及び塗装工事を追加）する。
- H31年度よりさらなる受注機会拡大の観点から、対象工種を拡大（電気設備、機械設備、通信設備、受変電設備）する。
- R3年度より新たな工事種別として橋梁補修工事が追加となったことと合わせ、自治体発注工事実績も橋梁補修工事を追加。

評価方法

○対象工事：**3.4億円未満の施工能力評価型（一般土木、維持修繕、造園、塗装、電気設備、機械設備、通信設備、受変電設備、橋梁補修工事）を対象**

○評価方法：企業の成績　→一般土木工事および維持修繕工事、造園工事、塗装工事、電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事、橋梁補修工事の2年間のそれぞれの工種の平均を直轄と同様に評価

（一般土木工事・維持修繕工事・橋梁補修工事は3工種の平均で評価）

（ただし、過去4年溯って、直轄工事の実績がない場合に限る。）

※過去2年間に地方自治体の実績が無い場合は、過去4年間に溯り、直近年度の平均点を評価。

技術者の成績→同種工事の４年間の工事成績を直轄と同様に評価

（ただし、同種工事8年間の直轄工事の実績がない場合に限る。）

留意点①：評価は、工事発注を行う事務所の所在県の発注実績のみとする。

留意点②：過去2ヶ年の県実績データは、企業からの申請資料を確認し評価する。

留意点③：各県毎に成績評定の平均点にバラツキや中国地整の平均点と差がある場合は、公平性を確保するため中国地整と同レベルに補正する。補正方法は、申請された評定点に当該係数を乗じ評価する。

【総合評価（企業評価・技術者評価）】　生産性の向上

ＩＣＴ活用企業・技術者を評価

【見直し】令和元年10月から

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

◇少子高齢化が進み生産性向上が急務となる中、ICT活用促進のため、企業のICT活用実績を評価

■これまでH27年度にICT工事の試行を行い、H28年度より一層の普及促進を図るため、発注方式を創設。
■また令和元年10月より、ICT活用実績のある技術者を、総合評価における技術者の能力等において加点を行ってきたところ。
■令和2年度より、ICT普及の更なる取り組みを目的として、ICT活用実績のある企業を総合評価における企業の能力等において加点を行う。　※ICT土工、ICT河川浚渫は、R7年度以降に公告する工事から、原則化されるため、ICT土工、ICT河川浚渫工事は評価の対象としない。

■ICT活用証明書発行対象工事

①H27以降に完成したICT活用工事　※（ICT土工、ICT河川浚渫は、R7年度以降に公告する工事から原則化されるため、活用証明書発行の対象外とする）

②H30年度以降に完成した中国Light ICT活用工事

※ICT活用工事とは、3次元の「起工測量、設計データ作成、ICT建設機械施工、出来形等施工管理、納品」の5要件を実施する工事。（小型ICT建設機械施工含む）

※中国Li ght　ICT活用工事とは、5要件の内、出来形等施工管理を必須とし、その他を任意で実施出来る工事。

■ICT活用証明書による評価対象工事

●中国地方整備局発注における全てのICT対象工事（WTO対象工事を除く）
（技術提案評価型ＳⅠ型、ＳⅡ型、施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型）

■インセンティブ期間

・企業のICT活用証明書又はLightICT活用工事証明書発行後、１年間
配点：最大１点加点（企業の能力等）
・技術者のICT活用証明書又はLightICT活用工事証明書発行後、２年間
配点：最大１点加点（技術者の能力等）
・審査基準日（申請書の提出期限）で証明書の有効期限を確認

■ICT活用証明書発行対象工事

企業の能力等・技術者の能力等
においてそれぞれの証明書で3段階評価

技術者の能力等（最大1点）
（技術者の証明書）

対象区分	評価
ICT活用工事証明（小型ICT建機施工含む）	1.0
Light ICT活用工事証明	0.5
証明なし	0

企業の能力等（最大1点）
（企業の証明書）

対象区分	評価
ICT活用工事証明（小型ICT建機施工含む）	1.0
Light ICT活用工事証明	0.5
証明なし	0

■ICT活用証明書

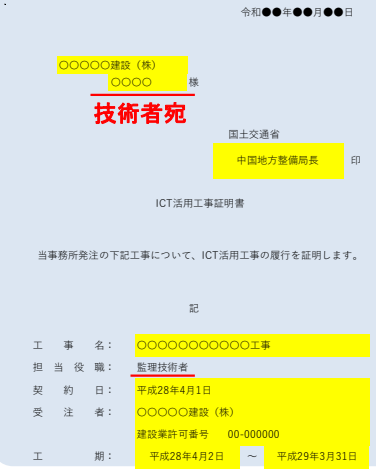
令和●●年●●月●●日
○○○○○建設（株）
○○○○　様
技術者宛
国土交通省
中国地方整備局長　印
ICT活用工事証明書
当事務所発注の下記工事について、ICT活用工事の履行を証明します。
記
工　事　名：○○○○○○○○○○工事
担当役職：監理技術者
契　約　日：平成28年4月1日
受　注　者：○○○○○建設（株）
建設業許可番号　00-000000
工　　期：平成28年4月2日　～　平成29年3月31日

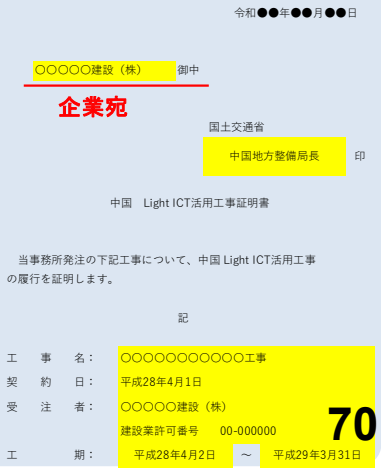
令和●●年●●月●●日
○○○○○建設（株）　御中
企業宛
国土交通省
中国地方整備局長　印
中国　Light ICT活用工事証明書
当事務所発注の下記工事について、中国 Light ICT活用工事の履行を証明します。
記
工　事　名：○○○○○○○○○○工事
契　約　日：平成28年4月1日
受　注　者：○○○○○建設（株）
建設業許可番号　00-000000
工　　期：平成28年4月2日　～　平成29年3月31日

地元企業活用促進型

【見直し】 平成21年度から

地域企業に対する適切な評価を推進することが、工事全体の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、工事の一定の割合を分担する下請企業や資材会社の地域への精通度や貢献度等について適切に評価する“地元企業活用審査型総合評価落札方式”を試行する。

~~令和2年度は地域の実情をふまえながら、試行を適用する。~~

1. 対象工事

地元の下請企業活用や地元地域で資材調達が可能な工事において試行する。

《選定フロー》

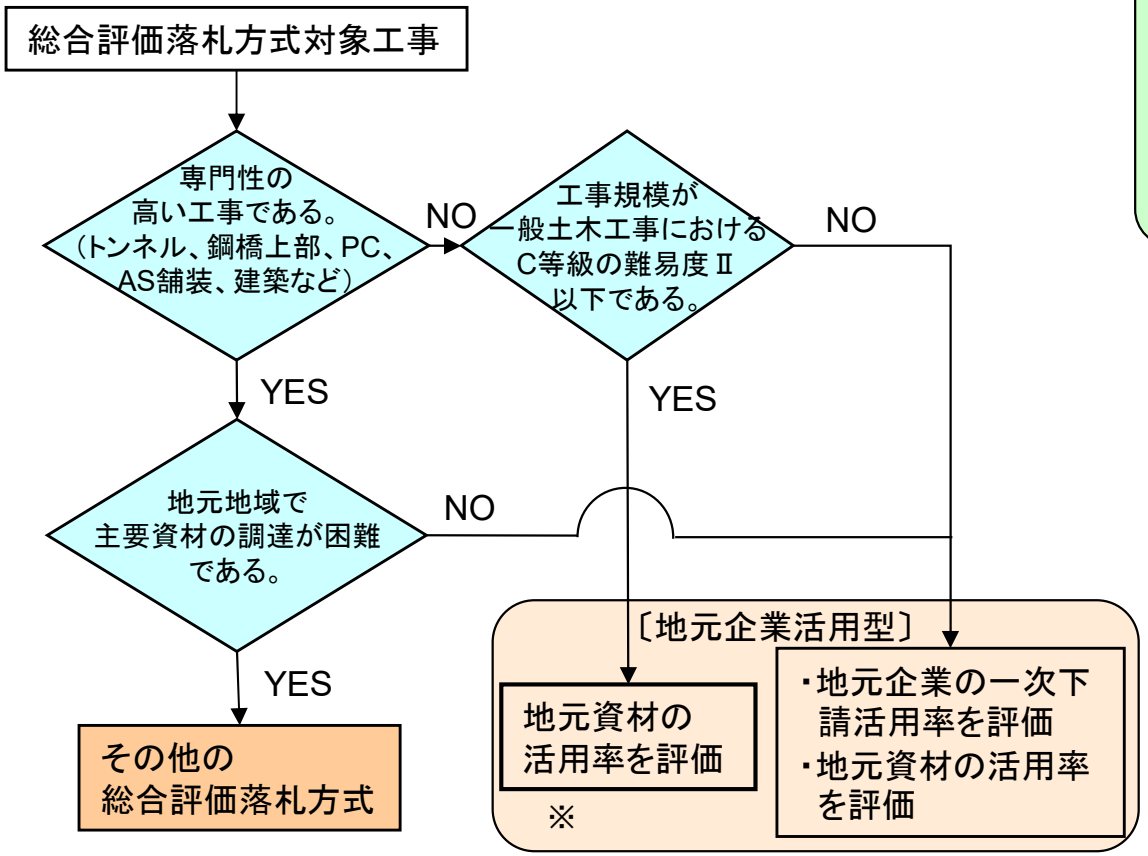

2. 評価項目の考え方

①地元企業の一次下請活用率を評価

一次下請予定金額の総額に対する地元企業の一次下請予定金額の割合について評価する。

②地元資材の活用率を評価

主要資材の購入予定金額（一次下請購入予定分を含む）の総額に対する地元に本店が所在する企業（メーカー）からの主要資材の購入予定金額の割合について評価する。

なお、地元に生産拠点を有するプラント等で出荷される資材（AS合材、生コンクリート、砕石、コンクリート二次製品、等）については、地元に本店が所在する企業と同様な扱いとする。

3. 配点の考え方

（配点例）

	評価基準	配点
①一次下請活用率	100%	1.0
	90%以上	0.5
	90%未満	0.0
②地元資材活用率	90%以上	1.0
	90%未満	0.0

※一般土木工事におけるC等級の難易度Ⅱ以下の場合、評価項目に「地元企業の一次下請活用率」を設定しても差が付かないため単独評価を追加

技能者配置の緩和

【更新】
平成22年度から

◇限られた技能者を地域内で有効に活用する観点から、配置する技能者数による加点を拡大

・H22～　・対象工事：一般土木工事（C等級）を対象とした現場従事技術者評価型試行対象工事で評価。
　　・評価対象：建設マスター（土工、とび工、コンクリート工、鉄筋、大工、配管工、機械建設運転工）
　　登録基幹技能者（とび・土工、機械土工、鉄筋、型枠、配管）
・H25～　・対象工事：全ての工事種別を対象とした現場従事技能者評価型試行対象工事で評価（拡大）
　　・評価対象：建設マスター（全52職種）、登録基幹技能者（全30種）（拡大）
・H26～　・対象工事：全工事を対象に「企業の能力等」の中で「**技能者の従事計画**」として評価（拡大）
・H28～　・申請方法の見直し、交代要件の緩和
・R2～　・従来、技能者配置人数を最大2名としていたところ、最大1名に変更。
　　（競争性の確保が見込めない地域においては評価対象外とする）

申請・評価方法

■評価対象
　企業の能力等で評価し原則必須項目とする。

■評価対象
　①登録基幹技能者　　全ての登録基幹技能者講習修了者を対象とする。（令和6年3月現在　47職種　85,965人）
　②建設マスター　　全ての建設マスター顕彰者を対象とする。（令和7年3月現在　60職種　12,846人）
　※対象工事の工種を幅広く設定し、対象技能者を広く求めるものとする。
　　評価の対象とする技能者は、当該工事の競争参加希望者が雇用している者又は下請予定者とする。ただし、
　　配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）は評価の対象とはしない。

■評価点
　いずれかの建設技能等を配置する場合に評価。
　　・登録基幹技能者
　　・建設マスター

2名以上：1点
1名：0.5点
0名：0点

⇒

1名以上：1点
0名：0点

■交代要件
　病気、死亡又は退職等の特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合としていたものを、特別な理由を問わず交代を認めるものとする。

技能者の従事計画

◆登録基幹技能者の役割

(1)現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
(2)現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
(3)生産グループ内の技能者に対する施工に係る指示、指導
(4)前工程・後工程に配慮した他の職長との連絡・調整

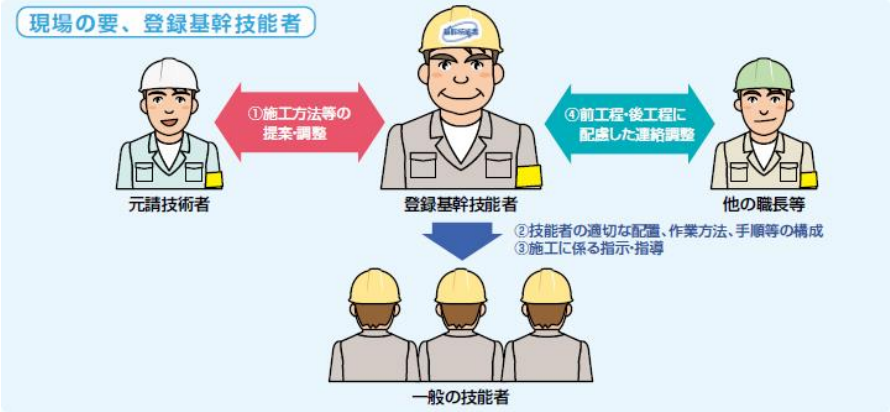

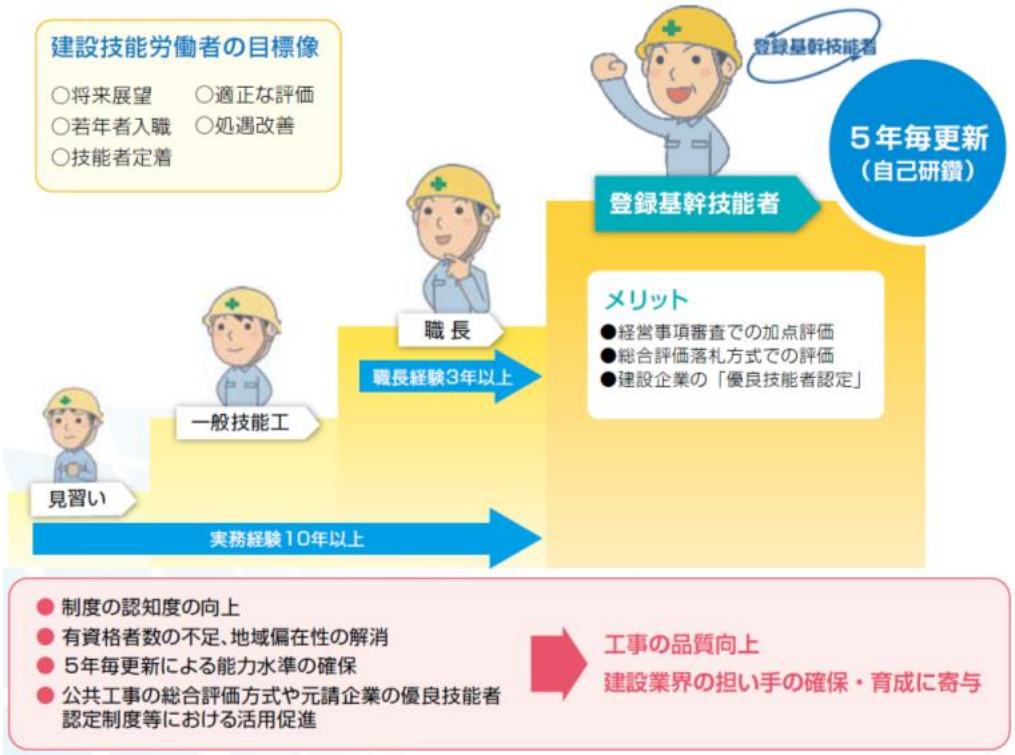

◆建設マスター

優秀施工者国土交通（建設）大臣顕彰者の通称です。建設マスター制度は、建設現場において工事施工に直接従事し、優秀な技能・技術を有する建設技能者を「優秀施工者」として国土交通（建設）大臣が顕彰することで、「ものづくり」に携わっている者の誇りと意欲を増進させ、能力と資質の向上を促進するとともに、その社会的評価・地位の確立を図り、建設業の健全な発展に資することを目的として平成４年度に創設されました。

建設現場において工事施工に直接従事し、現役として活躍している建設技能者のうち、特に技能・技術及び人格に優れ、後進の指導・育成により「建設」の質の維持向上に貢献できる方が対象。

※ヨイケンセツドットコム　ホームページ（一般財団法人建設業振興基金）より抜粋

技能者の従事計画（登録基幹技能者１）

【更新】

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

○登録基幹技能者の種別は、全47職種（令和7年3月現在）
○中国地方整備局管内では、6，365人の技能者が登録（全国では、85，965人が登録）

登録基幹技能者適用工種

令和7年3月末　現在

No	登録基幹技能者の種類	関連機関	登録年月日（登録番号）	基幹的な役割を担う（実務経験を有する）建設業の種類	適用工種	工事種別																					登録基幹技能者数							備考
						一般土木	AS舗装	鋼橋上部	造園	建築	木造建築	電気設備	暖冷房衛生設備	CO舗装	PC	法面処理	塗装	維持修繕	河川しゅんせつ	グラウト	杭打	さく井	プレハブ建築	機械設備	通信設備	受変電設備		中国計	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	
1	登録電気工事基幹技能者	（一社）日本電設工業協会	H20.5.13（登録番号1）	電気工事業,電気通信工事業	電気・通信,動力設備,給排水衛生							●												●	●	●	9,117	717	80	211	110	194	122	
2	登録橋梁基幹技能者	（一社）日本橋梁建設協会	H20.7.17（登録番号2）	とび・土工工事業,鋼構造物工事業	鋼橋架設			●																			983	20	0	4	5	6	5	
3	登録造園基幹技能者	（一社）日本造園建設業協会 （社）日本造園組合連合会	H20.7.17（登録番号3）	造園工事業	造園,緑化				●																		2,927	241	46	31	36	62	66	
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	（一社）全国コンクリート圧送事業団体連合会	H20.7.18（登録番号4）	とび・土工工事業	CO構造物	●				●	●				●												959	50	5	15	7	14	9	
5	登録防水基幹技能者	（社）全国防水工事業協会	H20.8.19（登録番号5）	防水工事業	建築防水					●																	2,172	125	17	22	18	62	6	
6	登録トンネル基幹技能者	（一社）日本トンネル専門工事業協会	H20.9.1（登録番号6）	土木工事業,とび・土工工事業	トンネル	●																					605	46	0	9	32	5	0	
7	登録建設塗装基幹技能者	（一社）日本塗装工業会	H20.9.1（登録番号7）	塗装工事業	塗装					●	●						●							●			2,547	259	26	78	37	70	48	
8	登録左官基幹技能者	（一社）日本左官業組合連合会	H20.9.1（登録番号8）	左官工事業	左官工					●	●																1,888	107	3	16	22	47	19	
9	登録機械土工基幹技能者	（一社）日本機械土工協会	H20.9.17（登録番号9）	土木工事業,とび・土工工事業	掘削,切土,盛土	●																					11,830	905	108	187	167	316	127	
10	登録海上起重基幹技能者	（社）日本海上起重技術協会	H20.9.19（登録番号10）	土木工事業,しゅんせつ工事業	船上作業														●								1,561	163	19	23	19	45	57	
11	登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者	プレストレスト・コンクリート工事業協会	H20.9.30（登録番号11）	土木工事業,とび・土工工事業,鉄筋工事業	PC工事										●												1,101	122	9	9	34	66	4	
12	登録鉄筋基幹技能者	（社）全国鉄筋工事業協会	H20.9.30（登録番号12）	鉄筋工事業	鉄筋構造物	●				●	●				●												5,146	224	12	61	27	98	26	
13	登録圧接基幹技能者	全国圧接業協同組合連合会	H20.9.30（登録番号13）	鉄筋工事業	鉄筋構造物	●				●					●												496	30	4	3	4	16	3	
14	登録型枠基幹技能者	（社）日本建設大工工事業協会	H20.9.30（登録番号14）	大工工事業	CO構造物	●				●	●				●												6,180	388	34	89	72	156	37	
15	登録配管基幹技能者	（一社）日本空調衛生工事業協会 （一社）日本配管工事業団体連合会	H20.10.16（登録番号15）	管工事業	空調衛生設備					●			●											●			4,265	386	111	79	68	104	24	
16	登録鳶・土工基幹技能者	（社）日本建設躯体工事業団体連合会 （社）日本鳶工業連合会	H20.12.12（登録番号16）	とび・土工工事業	土木・建築全般	●		●		●	●				●	●		●	●	●	●	●					9,166	1,016	120	148	201	365	182	
17	登録切断穿孔基幹技能者	ダイヤモンド工事業協同組合	H20.12.12（登録番号17）	とび・土工工事業	ｺﾝｸﾘｰﾄ切断・穿孔	●												●									525	54	4	6	5	21	18	
18	登録内装仕上工事基幹技能者	（社）全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会	H21.12.26（登録番号18）	内装仕上工事業	内装仕上げ					●	●																5,313	307	18	29	53	175	32	
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	（一社）日本サッシ協会 （一社）カーテンウォール・防火開口部協会	H21.2.13（登録番号19）	建具工事業	建築					●	●																753	45	2	4	7	19	13	
20	登録エクステリア基幹技能者	（社）日本建築ブロック・エクステリア工事業協会	H21.3.5（登録番号20）	とび・土工工事業,石工事業,タイル・れんが・ブロック工事業	建築ﾌﾞﾛｯｸ・ｴｸｽﾃﾘｱ				●	●	●																231	19	0	0	2	11	6	

技能者の従事計画（登録基幹技能者２）

【更新】

登録基幹技能者適用工種

令和7年3月末 現在

No	登録基幹技能者の種類	関連機関	登録年月日（登録番号）	基幹的な役割を担う（実務経験を有する）建設業の種類	適用工種	工事種別																				登録基幹技能者数	中国計	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	備考
						一般土木	ＡＳ舗装	鋼橋上部	造園	建築	木造建築	電気設備	暖冷房衛生設備	ＣＯ舗装	ＰＣ	法面処理	塗装	維持修繕	河川しゅんせつ	グラウト	杭打	さく井	プレハブ建築	機械設備	通信設備	受変電設備								
21	登録建築板金基幹技能者	(社)日本建築板金協会	H21.3.5（登録番号21）	屋根工事業,板金工事業	建築板金					●	●															3,136	277	71	68	31	61	46	
22	登録外壁仕上基幹技能者	日本外壁仕上業協同組合連合会	H21.4.28（登録番号22）	左官工事業,塗装工事業,防水工事業	外壁仕上げ					●	●															0	0	0	0	0	0	0	
23	登録ダクト基幹技能者	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)全国ダクト工業団体連合会	H31.4.28（登録番号23）	管工事業	空調・換気・排煙設備					●			●											●			1,846	64	1	7	17	31	8	
24	登録保温保冷基幹技能者	(一社)日本保温保冷工事業協会	H21.11.27（登録番号24）	熱絶縁工事業	熱絶縁工事					●	●		●													774	36	2	3	5	18	8	
25	登録グラウト基幹技能者	(社)日本グラウト協会	H21.11.27（登録番号25）	とび・土工工事業	グラウト	●														●						842	52	0	5	8	36	3	
26	登録冷凍空調基幹技能者	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会	H22.3.25（登録番号26）	管工事業	冷凍・空調・暖房機器					●			●													1,374	148	10	10	17	79	32	
27	登録運動施設基幹技能者	(一社)日本運動施設建設業協会	H22.3.25（登録番号27）	土木工事業,とび・土工工事業,ほ装工事業,造園工事業	運動施設工事																					224	8	0	0	5	3	0	
28	登録基礎工基幹技能者	全国基礎工業協同組合連合会 (一社)日本基礎建設協会	H23.12.16（登録番号28）	土木工事業,とび・土工工事業	杭基礎工	●				●											●						1,636	87	1	12	19	46	9	
29	登録タイル張り基幹技能者	(社)日本タイル煉瓦工事工業会	H22.7.26（登録番号29）	タイル・れんが・ブロック工事業	タイル張り					●	●															330	5	0	1	0	3	1	
30	登録標識・路面標示基幹技能者	(一社)全国道路標識・標示業協会	H24.10.29（登録番号30）	とび・土工工事業,塗装工事業	標識工・区画線工		●										●	●								1,878	86	18	5	15	35	13	
31	登録消火設備基幹技能者	消防施設工事協会	H25.7.3（登録番号31）	消防施設工事業	消化設備					●														●		476	14	0	0	1	9	4	
32	登録建築大工基幹技能者	(一社)全国中小建築工事業団体連合会 (一社)JBN・全国工務店協会 全国建設労働組合総連合 (一社)全国住宅産業地域活性化協議会 (一社)日本ツーバイフォー建築協会 (一社)日本木造住宅産業協会 (一社)日本ログハウス協会 (一社)プレハブ建築協会	H26.1.27（登録番号32）	大工工事業						●	●															1,158	151	4	29	24	42	52	
33	登録硝子工事基幹技能者	全国板硝子商工協同組合連合会 全国板硝子工事協同組合連合会	H27.1.22（登録番号33）	ガラス工事業																						160	13	2	2	3	6	0	
34	登録ALC基幹技能者	(一社)ALC協会	R1.5.27（登録番号34）	タイル・れんが・ブロック工事業						●	●															1,057	52	2	3	16	30	1	
35	登録土工基幹技能者	(一社)日本機械土工協会	R1.8.5（登録番号35）	土木工事業,とび・土工工事業		●																				1,937	72	3	5	24	30	10	
36	登録ウレタン断熱基幹技能者	(一社)日本ウレタン断熱協会	R3.5.10（登録番号36）	熱絶縁工事業	熱絶縁工事					●	●		●													133	2	0	0	2	0	0	
37	登録発破・破砕基幹技能者	(一社)日本発破・破砕協会	R3.5.10（登録番号37）	とび・土工工事業		●																				64	2	0	0	0	2	0	
38	登録建築測量基幹技能者	(一社)全国建築測量協会	R3.10.6（登録番号38）	大工工事業						●	●															35	0	0	0	0	0	0	
39	登録解体基幹技能者	(公社)全国解体工事業団体連合会	R4.2.14（登録番号39）	解体工事業						●	●															548	12	1	4	5	1	1	
40	登録圧入工基幹技能者	(一社)全国圧入協会	R4.4.19（登録番号40）	とび・土工工事業		●																				296	43	6	16	13	7	1	
41	登録送電線工事基幹技能者	(一社)送電線建設技術研究会	R4.7.26（登録番号41）	とび・土工工事業,電気工事業																				●	●	92	2	0	0	0	0	2	
42	登録さく井基幹技能者	(一社)全国さく井協会	R4.7.26（登録番号42）	さく井工事業																	●					91	1	0	0	0	1	0	
43	登録あと施工アンカー基幹技能者	(一社)日本建設あと施工アンカー協会	R5.3.22（登録番号43）	とび・土工工事業		●										●										113	14	0	5	4	3	2	
44	登録計装基幹技能者	(一社)日本計装工業会	R5.11.1（登録番号44）	電気工事業,管工事業,機械器具設置工事業,電気通信工事業								●												●	●	●	0	0	0	0	0	0	0	
45	登録土質改良基幹技能者	(一社)全国建設発生土リサイクル協会	R6.8.8（登録番号45）	土木工事業,とび・土工工事業		●																				0	0	0	0	0	0	0	
46	登録都市トンネル基幹技能者	(公社)日本推進技術協会	R6.8.8（登録番号46）	土木工事業,とび・土工工事業		●																				0	0	0	0	0	0	0	
47	登録潜函基幹技能者	日本圧気技術協会	R6.8.26（登録番号47）	とび・土工工事業		●																				0	0	0	0	0	0	0	

技能者の従事計画（建設マスター１）

【更新】

○建設マスターの種類は、全60職種（令和7年3月現在）
○中国地方整備局管内では、842人の技能者が登録（全国では、11，935人が登録）

建設マスター　適用工種

令和7年3月末　現在

No	建設マスターの種類	左の職種に含まれるもの（例）	工事種別																				建設マスター数	中国計	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	備考
			一般土木	ＡＳ舗装	鋼橋上部	造園	建築	木造建築	電気設備	暖冷房衛生設備	ＣＯ舗装	ＰＣ	法面処理	塗装	維持修繕	河川しゅんせつ	グラウト	杭打	さく井	プレハブ建築	機械設備	通信設備	受変電設備								
1	大工	建築大工（木造）、型枠大工、宮大工、フレーマ、その他（墨だし、造作）	●				●	●				●												1,388	73	1	20	14	25	13	
2	とび工	足場とび工、くい打ち工、鉄筋とび工、建築とび工、その他（山留め工、仮設工）	●		●		●	●				●	●				●	●						696	45	5	4	4	23	9	
3	土工	掘削工、土止め工、ずい道掘削工、コンクリート打設工	●				●	●				●			●	●								1,765	178	53	36	36	29	24	
4	コンクリート工	コンクリート圧送工、その他（試験工、補修工、特殊、PS工、PS取付工）	●				●	●				●			●									157	15	3	3	2	4	3	
5	鋼構造物工	鉄構工（組立工、スタッド工）、溶接工（アーク、ガス）、軽鉄工、金物工、錺工			●		●															●			213	7	0	0	3	2	2	
6	鉄筋工	鉄筋ガス圧接	●				●					●													599	25	1	7	3	7	7	
7	左官工	モルタル練り工、土間押工、研磨工、ボード張り工、吹付工					●	●																	334	22	2	6	3	9	2	
8	石工	現テラエ、補石工、はつり仕上工、目地工、石積工	●			●	●	●																	24	0	0	0	0	0	0	
9	屋根工	かわらぶき工、金属屋ふき工、スレート工					●	●																	206	11	2	1	3	3	2	
10	タイル工	目地工、タイルクリーニング工、タイル選別工					●	●																	224	10	1	1	1	6	1	
11	レンガ工	耐火レンガ工、目地工、				●	●	●																	1	0	0	0	0	0	0	
12	ブロック工	建築ブロック工、タイルブロック工、特殊ブロック工				●	●	●																	53	12	0	0	0	11	1	
13	板金工	建築板金工（板金ダクト工）、板金屋根ふき工、とい工、錺工					●	●																	197	7	0	4	1	1	1	
14	ガラス工	ガスケット工、ガラスブロック工、合成樹脂工					●	●																	82	9	1	0	1	6	1	
15	塗装工	建築塗装工、橋梁塗装工、路面標示工、その他（金属、木工、吹付）			●		●	●						●	●							●			567	46	1	7	4	30	4	
16	防水工						●																		138	10	0	0	2	5	3	
17	内装仕上工	カーペット工、表装工、壁装工、床張り工、縫製工、家具工、ユニット工、インテリア工					●	●																	377	18	1	2	3	7	5	
18	建具工	サッシ工、シャッター工、カーテンウォール取付工、鋼製建具工、木製建具、襖工					●	●																	283	10	1	0	0	7	2	
19	法面工	芝種子吹付工、コンクリート吹付工、モルタル吹付工、植生工、土羽打工	●			●							●												72	23	3	8	1	11	0	
20	道路標識設置工		●	●											●										93	5	1	0	0	4	0	
21	畳工						●	●																	1	0	0	0	0	0	0	
22	ALC工	ALC板取付工、PC工、PC板取付工					●																		4	0	0	0	0	0	0	
23	公告物設置工					●	●																		13	1	1	0	0	0	0	
24	電気工	配線工、送電工							●													●	●	●	712	48	2	24	6	11	5	
25	配管工	空調配管工、衛生配管工、防災配管工、ガス配管工、ダクト工					●	●		●												●			462	35	0	4	14	13	4	
26	機械器具設置工	設備機械工、昇降機技能工、計装工																				●			202	6	0	1	2	2	1	
27	熱絶縁工	保温工、耐火被覆工					●	●		●															75	10	1	3	1	4	1	
28	さく井工																		●						71	6	1	1	0	2	2	
29	電気通信工								●														●	●	177	15	0	0	0	15	0	
30	水道施設工						●	●		●															13	0	0	0	0	0	0	

技能者の従事計画（建設マスター２）

【更新】

建設マスター 適用工種

令和7年3月末 現在

No	建設マスターの種類	左の職種に含まれるもの（例）	工事種別																				建設マスター数	中国計	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	備考
			一般土木	ＡＳ舗装	鋼橋上部	造園	建築	木造建築	電気設備	暖冷房衛生設備	ＣＯ舗装	ＰＣ	法面処理	塗装	維持修繕	河川しゅんせつ	グラウト	杭打	さく井	プレハブ建築	機械設備	通信設備	受変電設備								
31	消防施設工									●											●			72	2	0	0	0	1	1	
32	ウェルポイント工		●																					26	1	0	0	0	1	0	
33	アンカー工	PCアンカー工											●											8	3	0	0	0	3	0	
34	ボーリング工						●											●	●					31	1	0	0	0	0	1	
35	注入工	グラウト工、薬液注入工	●														●							54	3	0	0	2	1	0	
36	舗装工	アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、ブロック舗装工、道路改良工		●							●													659	71	13	23	8	14	13	
37	しゅんせつ工	グラブ式浚渫機械運転工、ポンプ式浚渫機械運転工、ディッパー式浚渫機械運転工														●								144	14	1	0	2	1	10	
38	造園工	植栽工、地被工、景石工、地ごしらえ工、公園設備工、水景工、芝張工、造園修景工				●																		638	37	6	2	1	20	8	
39	清掃施設工																							0	0	0	0	0	0	0	
40	トンネル工	トンネル支保工組立工、坑内土工	●																					117	10	2	2	2	3	1	
41	シールド工	裏込め注入工	●																					39	2	0	0	0	2	0	
42	潜函工	艤装工																						19	1	0	0	0	1	0	
43	潜水士																							40	3	1	0	0	1	1	
44	軌道工	保線工																						35	0	0	0	0	0	0	
45	建設機械運転工	機械土工、クレーン運転工、建設機械運転工（海上工事）	●		●		●					●				●		●			●			1,247	107	24	19	10	14	40	
46	推進工																							68	1	0	0	0	1	0	
47	解体工	木造建築物解体工、コンクリート工作物解体工					●	●																25	0	0	0	0	0	0	
48	はつり工						●								●									3	0	0	0	0	0	0	
49	切断穿孔工														●									31	4	0	1	0	2	1	
50	橋梁特殊工				●							●												316	13	0	0	2	8	3	
51	粗朶沈床工		●																					0	0	0	0	0	0	0	
52	ひき家工																							1	0	0	0	0	0	0	
53	その他																							28	1	0	0	0	0	1	
54	土木部		●																					1	0	0	0	0	0	0	
55	型枠大工																							1	0	0	0	0	0	0	
56	PC工											●												0	0	0	0	0	0	0	
57	鳶工						●	●																1	0	0	0	0	0	0	
58	ALC工																							4	0	0	0	0	0	0	
59	コンクリート工										●				●									3	0	0	0	0	0	0	
60	アンカー工		●																					39	3	0	0	0	3	0	

【見直し】平成28年度から
令和7年度2月評価内容見直し

ワーク・ライフ・バランス（WLB）等推進企業を評価する取組の試行

◆背景

国土交通省では、平成28 年3月22 日に「すべての女性が輝く社会づくり本部」で決定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（以下「取組指針」という。）に基づき、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を評価する取組を試行的に導入。令和4年3月30日に、当該取組の実施状況や関係法令の改正を踏まえ、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」（以下「実施要領」）が改正された。

試　行

○対象工事　：　総合評価落札方式における全ての公共工事等

R7.3.31までに公告する工事

- 一般土木工事A等級、B等級を対象とする工事
- 建築工事A等級、B等級を対象とする工事
- 技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

※B等級+C等級、C等級+B等級は対象外

拡大

R7.4.1から公告する工事

- 総合評価落札方式における全ての公共工事等

○配点（例）

評価項目		評　価　基　準	配　点
企業の能力等	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定の有無	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）　※1 ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）　※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）　※3	1　点 （0．5点）

● 一般土木A又はB（B+C、C+Bを除く）及び建築（A又はB）については「1点」、その他の工事は「0.5点」を設定。

※1　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27 年法律第64 号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。
※2　次世代育成支援対策推進法（平成15 年法律第120 号）第13 条又は第15 条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
※3　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45 年法律第98 号）第15 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

○認定等の確認方法

・適合状況を明示する様式・認定通知書の写し

トンネル覆工コンクリートの長期保証制度の評価

平成31年度から

◇トンネルの覆工コンクリートにおいて長期的な品質確保を図るため、平成26年度から長期保証を付して発注。
◇平成31年度からは、長期保証点検結果において品質の優れた施工を行った企業に対し、段階選抜方式における一次審査において評価する。

《インセンティブの期間》

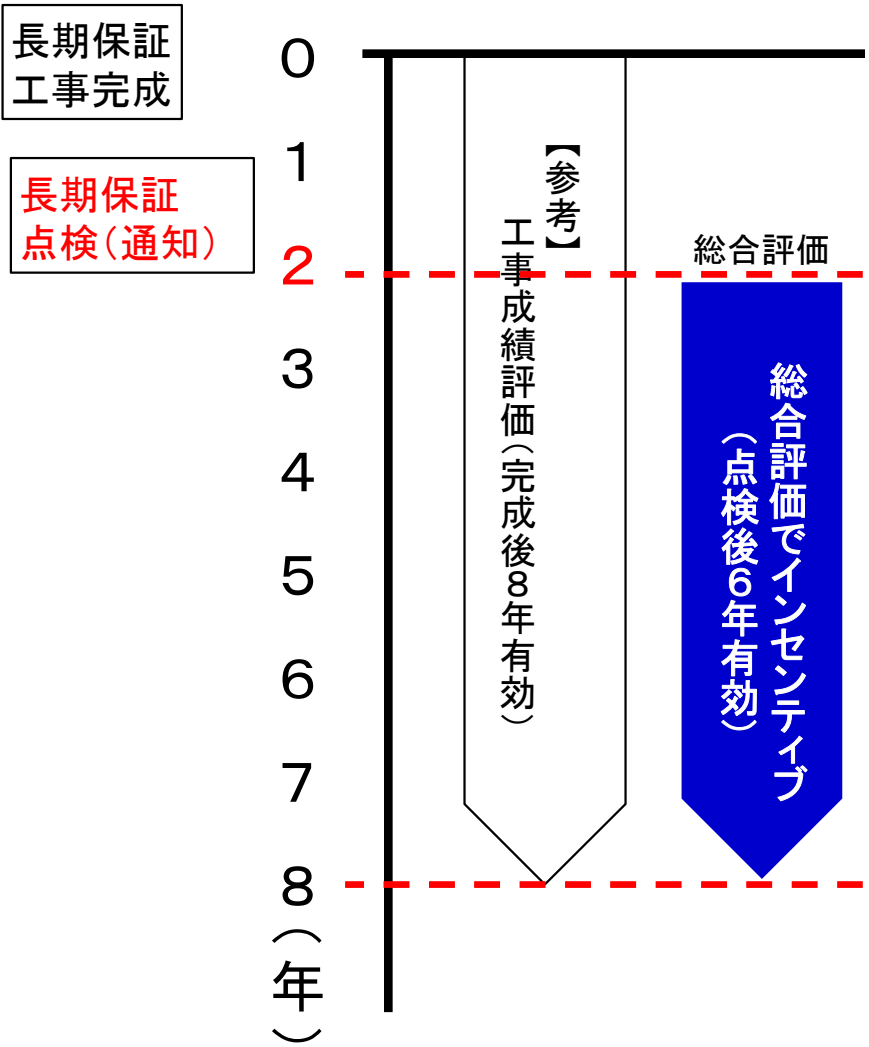

《インセンティブの内容》

＜一次審査＞

企業の評価	同種工事の実績	5点
	長期保証の点検結果	2点
	WLB等推進企業の評価	1点
	労務費見積尊重宣言	1点
配置予定技術者の評価	同種工事の実績	8点
	若手技術者の配置	1点
技術提案	1提案	12点
合計		30点

※上位15者を選抜

＜二次審査＞

トンネル長期保証評価

技術提案	4提案	60点

※一次審査の1提案を含む5提案

⇩

落札者の決定

【総合評価（企業評価）】　競争性の確保、担い手確保

維持修繕工事等の受注実績を評価

【見直し】
令和2年1月から

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

■「防災・減災、国土強靱化のための3ヶ年緊急対策」や「平成30年7月豪雨災害」における災害復旧工事等により、広島県・岡山県を中心とした地域において、急激に工事量が増加。
■作業環境の厳しい維持修繕工事等において、企業が入札への参加を敬遠する傾向が見られ、継続的な維持管理等に懸念。
■令和2年1月より、敬遠されがちな維持修繕等を安定的に実施することを目的として、維持修繕工事等を受注実績をもつ企業を総合評価における企業の能力等において加点を行う。

■発注対象工事

〇一般土木工事、維持修繕工事、法面処理工事、橋梁補修工事、鋼橋上部工事
（WTO対象工事を除く、チャレンジ型、地域防災担い手確保型、営繕工事を除く）
〇令和2年1月1日以降に公告を行う工事。

■評価対象となる受注実績

〇中国地方整備局発注において、以下工事を契約した実績。
●維持修繕工事・法面処理工事・橋梁補修工事の全工事。
●一般土木工事のうち、主たる工事が交差点改良工事、歩道整備・設置工事（現道工事）、電線共同溝工事（現道工事「アスファルト舗装工事含む※①」）、施工日の大半において日々交通規制を行う工事、砂防堰堤工事（堰堤本体工・前庭保護工・土石流堆積工・渓流保全工(流路工)、管理用道路工、付替道路工）、現場打ち鉄筋コンクリート床版工事。※①:電線共同溝においては、一般土木工事及びアスファルト舗装工事を対象とする　※施工日の大半とは、工期の1／2以上をいう
●鋼橋上部工事のうち、鋼製橋脚工事、歩道橋工事。
〇令和2年1月1日以降に契約を行う工事。

＜評価対象工事の件数＞

対象区分	評価
①3件以上	2.0
②2件	1.0
③1件	0.5
④0件	0

企業の能力等において4段階評価

■評価方法

〇評価対象工事実績がある場合、件数に応じて企業の能力等で加点（最大2.0点）

■インセンティブ期間

〇評価対象は、当初契約後1年間及び評価対象工事の工事期間中。
〇審査基準日（申請書の提出期限）時点で契約していることを確認。

維持修繕工事等の受注実績を評価

【見直し】
平成31年度から

維持修繕工事等の受注実績の評価イメージ

維持修繕工事（全工事）、法面処理工事（全工事）、橋梁補修工事（全工事）、一般土木工事（主たる工事が交差点改良工事、歩道整備・設置工事（現道工事）、電線共同溝工事（現道工事「アスファルト舗装工事含む※①」）、改築工事において施工日の大半を日々交通規制を行う工事、砂防堰堤工事（堰堤本体工・前庭保護工・土石流堆積工・渓流保全工(流路工)、管理用道路工、付替道 路工）、現場打ち鉄筋コンクリート（床版工事）、鋼橋上部工事（鋼製橋脚工事、歩道橋工事）の令和2年1月以降契約工事について、過去1年間当初契約実績及び評価対象工事の工事期間中で評価。（R2.1以降実績のみ）※①:電線共同溝においては、一般土木工事及びアスファルト舗装工事を対象とする

●令和2年1月以降契約実績
●審査基準日時点で契約している対象工事の実績を評価。
●対象工事は、当初契約日から最低1年間とし、評価対象工事が1年を超える場合は対象工事期間中も評価対象とする。
●工期延期がある場合は、延期した工期末まで評価対象とする（但し、受注者の責による工期延期は含まない）。

●期間の確認⇒契約書提出求めて確認。
●評価対象実績の確認⇒コリンズの工事種別で確認。
※確認できない場合は、発注資料（図面等）で評価出来るよう入札説明書に記載。

インセンティブ対象の工事工期

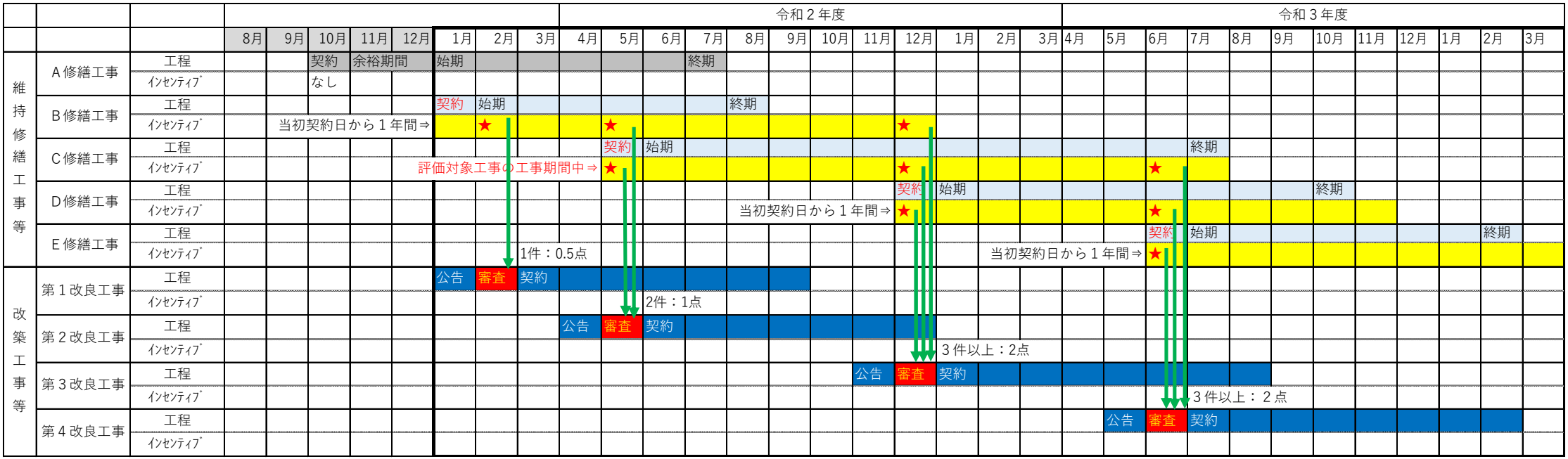

中国インフラDX表彰企業を評価

【見直し】 令和2年度から
令和5年一部改訂

◇ICT活用を促進させるため、中国インフラDX表彰を評価

■ICT活用を推進するため、令和元年度、中国地方整備局において、ICTの取り組み実績が顕著な企業に対し、中国インフラDX表彰（局長表彰）を行う。
■令和2年4月より入札公告を行う工事から、総合評価において加点を行う。

＜対象工事＞
■技術提案評価型（WTO対象工事を除く）
■施工能力評価型（チャレンジ型、営繕チャレンジ型、地域防災担い手確保型を除く）

＜評価方法＞
■企業の表彰において、中国インフラDX表彰を確認できる場合、総合評価において加点を行う。
（加点内容）
・技術提案評価型（ＳⅠ型・ＳⅡ型）：１点～２点
・施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）：３点～４点
※試行の対象数により、表彰に係る加点割合が異なります。
（評価対象期間）
・過去２年間に中国インフラDX彰を受けた工事に対して評価する。
※添付される表彰の写しにより、表彰を受けた日から2年以内かを確認する。

○優良工事施工団体表彰・安全管理優良団体表彰との重複評価は行わない。
また、評価期間の考え方についても異なります。

労務費見積尊重宣言促進型

令和2年8月から

◇建設業の労務賃金改善の推進を図るため、見積尊重宣言した企業に加点評価

■平成25年7月「労務賃金改善等推進要綱」、平成26年4月「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」により、労務賃金の改善等を図ってきたところ。
■建設業の労務賃金が全産業の約2割低いことを受け、平成30年9月「労務費見積尊重宣言」を行い、日建連として取り組みを推進している。
■令和2年10月より、日建連の取り組みを踏まえ、下請企業からの労務費見積を尊重する企業に対して、総合評価において加点評価する。

＜対象工事＞

■一般土木工事（WTO対象工事で段階選抜方式）

＜評価方法＞

■総合評価において、下記条件①②の両方を満たす場合に、企業の能力等で加点（1.0点）

（条件①）
入札・契約手続き参加企業が自社HP等において、「労務費見積尊重宣言」を公表していること。（審査基準日までに公表）
（条件②）
労務費（労働賃金）を内訳明示する旨を記した誓約書を提出。

＜評価の担保＞

■労務費見積尊重宣言の取り組みを申請したにも係わらず、受注者の責により、労務費（労務賃金）が内訳明示されていないと判断された場合、労務費見積尊重宣言の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定を減点する。

鋼橋上部工事の総合評価について

【見直し】 令和3年度から
令和4年10月一部見直し
令和7年4月一部見直し

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

■技術提案評価型（WTO）は、工場製作時における溶接や塗装の品質確保等について評価している。
■令和3年度より、施工能力評価型において、工場製作における品質確保についても適切に評価出来るよう、評価項目の見直しを行う。
■国土強靭化において、橋梁補修等予防保全インフラメンテナンスを進めていくためにも、**鋼橋製作の技術を有する工場の安定的継続的な存続が必要不可欠であるため、令和4年度より中国地整管内に有する工場を有効に活用する社を優位に評価**する。

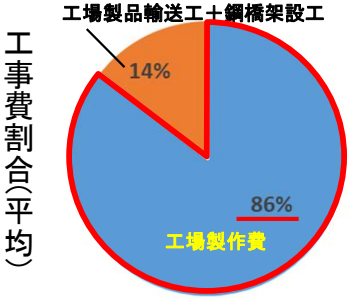

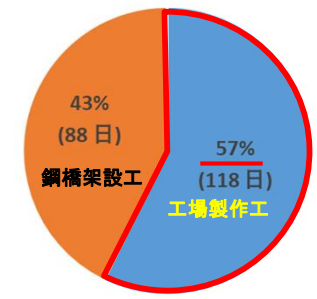

＜対象工事＞
鋼橋上部工事のうち、WTO対象外の工事
＜発注方式＞
施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）
＜総合評価の確認方法＞
■入札手続きにおいて、「工場製作における確認資料」の提出を求める。
Ⅰ）工場製作予定の確認

	配点
中国地整管内の工場で、鋼材重量90%以上を製作	~~2~~1
中国地整管内の工場で、鋼材重量90%未満を製作または、全て中国地整管内以外で製作	0

Ⅱ）技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））保有の設計照査技術者配置の確認
Ⅲ）工場製作における配置予定技術者の同種実績の確認
■技術者従事計画は、従来様式に「工場の従事計画」を追加。
■安全対策に関する評定点は、評定内訳書の提出を求め確認する。
＜留意事項＞
■工場技術者と現場技術者は兼務可能。
■設計照査技術者（技術士：建設部門（鋼構造及びコンクリート））は、工場又は現場技術者と兼務可能。
■工事成績優秀企業認定（ゴールドカード）をしている地整等から指名停止を受けている場合は、評価しない。

評価項目			従前	見直し	備考
施工能力等	企業の能力等	企業の施工実績	同種工事の実績	4	4	
			当該工事種別の2年間の平均成績	4	4．5	
			申請された工事成績のうち、施工状況による安全対策の評定点	2	2	
			工事成績優秀企業認定（ゴールドカード）	1	1	全地整を対象
			優良工事施工団体表彰・中国インフラDX表彰・安全管理優良団体表彰	2	2	全地整を対象
			維持修繕工事等の受注実績	2	2	評価対象工事（契約後1年間及び工期中）実績がある場合、件数に応じて加点
			【企業の施工実績　計】	15	15．5	
		工場製作の評価	中国地方整備局管内における工場製作	2	1	中国地整管内の工場で製作する鋼材重量に応じて加点
			技能者の従事計画（鋼橋上部工事：工場製作）	2	2	■塗装技術（登録基幹技能者：建設塗装、建設マスター：塗装工） ■溶接技術（建設マスター：鋼構造物工、溶接管理技術者特別級）
			【工場製作の評価　計】	4	3	
		現場作業の評価	協力表彰企業の活用	—	—	
			技能者の従事計画（※鋼橋上部工事は現場作業時）	1	1	■登録基幹技能者：橋梁 ■建設マスター：鋼構造物工、とび工、建設機械運転工、橋梁特殊工
			【企業の施工実績　計】	1	1	
		ワーク・ライフ・バランスの取り組み		—	0．5	
		【企業の能力等　計】		20	20	
	技術者の能力等	工場技術者の評価	設計照査技術者配置（鋼橋上部工事：工場技術者の評価）	4	4	■技術士：建設部門（鋼構造物及びコンクリート） ■RCCM（鋼構造物及びコンクリート）
			同種工事の実績（主任技術者等）	4	4	
		現場技術者の評価	同種工事の実績（監理技術者等）	4	4	
			同種工事の工事成績	3	3	
			優秀建設技術者表彰・安全管理優良技術者表彰	2	2	
			継続教育（CPD）	1	1	
			若手技術者育成型	1	1	
			女性技術者活用促進型	1	1	
		【技術者の能力等　計】		20	20	
【施工能力等　計】				40	40	
技術提案（施工計画）				可・否	可・否	
賃上げの実施を表明した企業等　*12				3	3	
施工体制評価点				30	30	
合　計				73	73	

賃上げ実施表明企業の評価

令和4年2月～

◇需要拡大による経済成長のため、対前年度比等で賃上げ実施を表明する企業に対して評価

■令和3年11月に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を導入。賃上げを表明した場合、総合評価において加点を行う。

＜対象工事＞■令和4年4月1日以降に契約する全ての総合評価落札方式

＜評価方法＞

※1：中小企業等においては、「給与総額」又は「給与受給者一人当たりの平均受給額」のいずれを採用することも可能とする。

■入札手続きにおいて、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けた場合、総合評価において右表のとおり加点を行う（加算点の5%以上の整数）。

■評価項目は以下のいずれかを入札者が選択可能な内容とする。

(1)契約を行う予定の会計年度に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※1）」を右表の率以上増加させる旨を従業員に表明。

(2)契約を行う予定の年の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※1）」を右表の率以上増加させる旨を従業員に表明。

＜賃上げ基準に達していない場合＞

■本取組により加点を受けた落札者の事業年度等が終了した後、賃上げ実績の確認を行い、賃上げ基準を達成していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合等は、その後の1年間は総合評価落札方式による入札へ参加する全ての工事において、加算点よりも大きな割合の減点を行う（右表※）。

■以下の場合のように天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を要しないこととする。

（1）特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律　（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

（2）各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

（3）（1）及び（2）に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。

①自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合

②主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合

③資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

工事の場合		評価基準	
		【大企業】 一人当たりの平均受給額を3%以上増加することを表明	【中小企業等】 給与総額又は一人当たりの平均受給額を1．5%以上増加することを表明
主な総合評価落札方式	S型	加算点　技術提案　60点 賃上げによる加算点　＋　4点（※5点減点） 計　64点 （※段階選抜の場合、一次審査では加点をしない）	
	Ⅰ型・Ⅱ型	加算点　企業の能力等　20点 技術者の能力等　20点 賃上げによる加算点　＋　3点（※4点減点） 計　43点	
	企業能力評価型	加算点　企業の能力等　20点 賃上げによる加算点　＋　2点（※3点減点） 計　22点	
	チャレンジ型	加算点　企業の能力等　5点 技術者の能力等　5点 賃上げによる加算点　＋　1点（※2点減点） 計　11点	

賃上げ実施表明企業の評価

令和4年2月～

＜賃上げ実施の確認＞

■落札者が本取組により加点を受けた場合、表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等（事業年度及び暦年）が終了した後、速やかに事後確認書類などを提出し確認する。

■提出書類及び確認方法

（1）事業年度単位での賃上げを表明した場合

契約を行う予定の年の４月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※1）」を定める率以上増加させる旨を従業員に表明した場合。

▼

賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」において

「労務費」＋「役員報酬」＋「従業員給与」の合計額 ／ 「期末従業員等の状況」の計　の金額を比較（※1）

（※1）中小企業等において、給与総額を採用する場合は（「労務費」＋「役員報酬」＋「従業員給与」の合計額）とする。

（2）暦年単位での賃上げを表明した場合

契約を行う予定の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※2）」を定める率以上増加させる旨を従業員に表明した場合。

▼

賃上げを表明した暦年とその前暦年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」において

「Ⓐ俸給、給与、賞与等の総額」の支払金額 ／ 「人員」　の金額を比較（※2）

（※2）中小企業等において、給与総額を採用する場合は（Ⓐ俸給、給与、賞与等の総額）の支払金額）とする。

■提出期限

(1)事業年度単位での賃上げを表明した場合は、「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに提出（※3）。

(2)暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の場合は、翌年の1月末までに提出。

(3) 賃上げを実施する企業の事業開始年月と賃上げ実施月が異なる場合　の取扱い

次のいずれにも該当する場合にのみ、事業年度開始月よりも後の賃上げ実施月から1年間の賃上げ実績を評価できるものとする。

①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること。
※ 暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていることとする。
②当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること。（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと。）※ この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後を基準とするのではなく、当該評価期間の終了時を基準とすることとし、確認書類等は、令和4年2月16日付け事務連絡による税理士等が認めた確認書類等によることとする。

＜備考：共同企業体の場合＞

■加点は、全ての構成員が表明書を提出した場合に加点対象とする。

■減点は、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

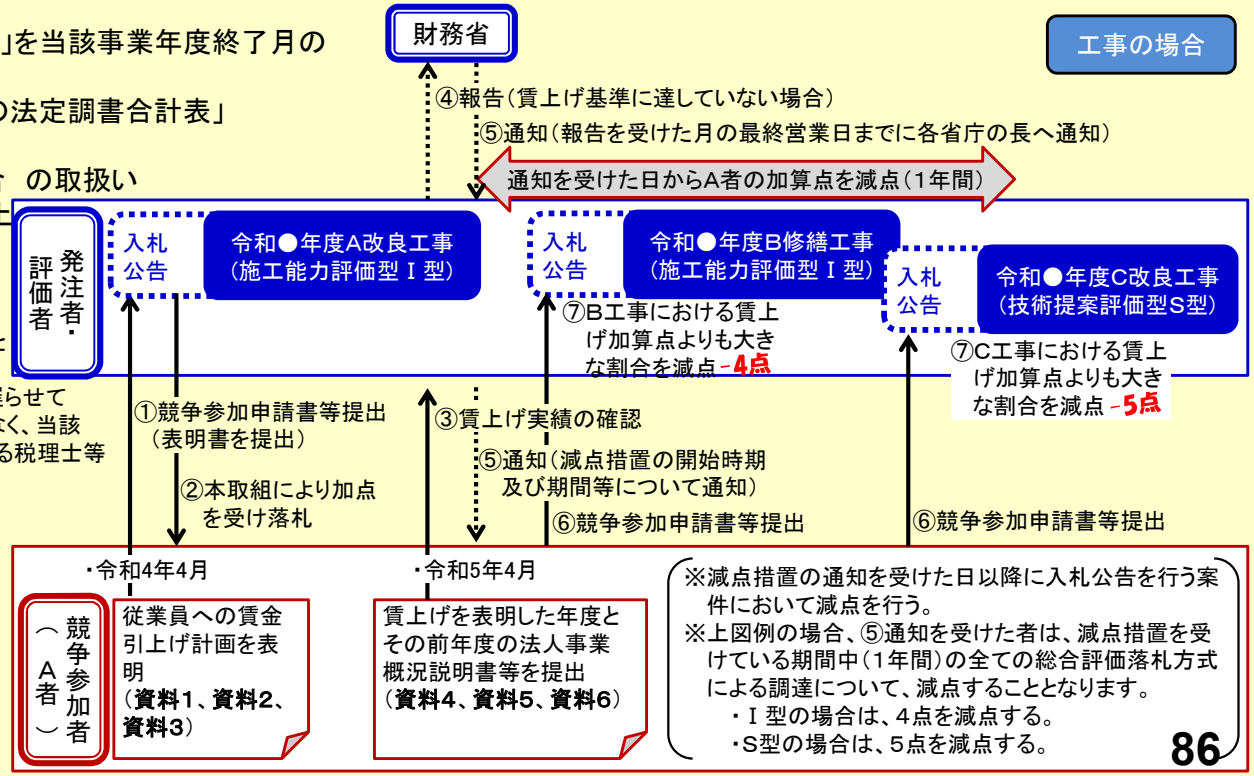

カーボンニュートラルの取り組み

【更新】
令和6年4月～

◇カーボンニュートラルの実現に向けてカーボンニュートラルに資する取組みを評価

■2050年のカーボンニュートラルに向けて、政府全体で様々な取組が進められているところであり、脱炭素社会を目指す中で、インフラ分野の役割も大きく、「カーボンニュートラルに関する取り組み」を評価する。
■令和6年4月より入札公告を行う工事から、総合評価において加点を行う。

＜対象工事＞
■技術提案評価型（WTO対象工事（段階選抜方式））

＜評価方法＞

①SBT※認定取得企業を評価（2024年3月1日現在904社認定取得）

②燃費性能に優れた建設機械※を工事現場で使用する場合に評価

（加点内容）
・技術提案評価型（WTO対象工事（段階選抜方式））において①又は②のいずれかで1点。

※SBT
パリ協定と整合性のある温室効果ガス排出削減目標を立てていることを示す国際認証

※燃費性能に優れた建設機械
「低炭素型建設機械認定制度」、「燃費基準達成建設機械認定制度」、「GX建設機械認定制度」に適合する建設機械

国土技術開発賞を評価

【見直し】 令和6年4月～

◇国土技術開発賞の受賞実績を評価

○国土技術開発賞
技術開発者に対する研究開発意欲の高揚並びに建設水準の向上を図ることを目的として、建設産業に関わる優れた新技術を表彰（国土交通大臣表彰）するもの

■令和6年4月より入札公告を行う工事から、総合評価において加点を行う。

＜対象工事＞
■技術提案評価型（WTO対象工事（段階選抜方式））

＜評価方法＞
過去2年間における国土技術開発賞（優秀賞、入賞、創意開発技術賞）の表彰実績を評価する。

（加点内容）
技術提案評価型（WTO対象工事（段階選抜方式））において、国土技術開発賞（優秀賞、入賞、創意開発技術賞）のいずれかの表彰実績で1点。

継続教育（CPD）の評価

平成18年度から

○平成18年度より、学習意欲のある配置予定技術者を評価することにより工事品質の向上を図るため、建設系C PD 協議会に加盟する団体のうち、推奨取得単位数を設定している団体の学習実績について評価対象としている。評価基準は、各団体が推奨する単位数及び年平均取得単位数を参考として、各団体の推奨する単位の2割程度を評価対象としている。

○近年のC PD 単位の取得状況及び本省ガイドライン（各団体推奨単位を評価）との整合を図るため、平成26年度より評価基準を見直し、推奨単位以上の取得には加算点の満点を与え、推奨単位の5割以上推奨単位未満の取得には半分の加算点とした。

○令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりCPD受講環境が整っていなかったことを踏まえ、令和3年度～令和4年度の総合評価においては、令和2年度を含め6年間の下表に示す単位取得で評価を行う。

○令和5年度からは、令和2年度からの運用を見直し、評価対象期間を5年とし、下表に示す推奨単位の80%を達成得点とする。営繕は評価対象を「過去5年間の任意の1年」から「前年度」に変更する。

評価対象となる建設系CPDプログラム（土木）

No	運　営　者	継続教育学習制度	推奨単位	R3～R4年度 評価基準			R5年度～ 評価基準		
				推奨単位以上の取得	推奨単位の5割以上推奨単位未満の取得	推奨単位の5割未満の取得	推奨単位の8割以上の取得	推奨単位の4割以上推奨単位未満の取得	推奨単位の5割未満の取得
				加算点：1．0点	加算点：0．5点		加算点：1．0点	加算点：0．5点	
1	（公社）空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発ｼｽﾃﾑ（SHASE-CPD）	50ポイント／年	250ポイント／6年	125ポイント／6年		200ポイント／5年	100ポイント／5年	
2	（一財）建設業振興基金	建築・設備施工管理CPD制度	12単位／年	60単位／6年	30単位／6年		48単位／5年	24単位／5年	
3	（一社）建設コンサルタンツ協会	建設コンサルタンツ協会CPD制度	50単位／年	250単位／6年	125単位／6年		200単位／5年	100単位／5年	
4	（一社）交通工学研究会	継続研鑽(CPD)制度	50単位／年	250単位／6年	125単位／6年		200単位／5年	100単位／5年	
5	（公社）地盤工学会	地盤工学会継続教育制度（G-CPD）	50ポイント／年	250ポイント／6年	125ポイント／6年		200ポイント／5年	100ポイント／5年	
6	（一社）森林・自然環境技術者教育会	森林分野CPD	20時間／年	100時間／6年	50時間／6年		80時間／5年	40時間／5年	
7	（一社）全国上下水道コンサルタント協会	水コン協CPD制度	50単位／年	250単位／6年	125単位／6年		200単位／5年	100単位／5年	
8	（一社）全国測量設計業協会連合会	設計CPD（継続学習制度）	20ポイント／年	100ポイント／6年	50ポイント／6年		80ポイント／5年	40ポイント／5年	
9	（一社）全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	20ユニット／年	100ユニット／6年	50ユニット／6年	加算点：0点	80ユニット／5年	40ユニット／5年	加算点：0点
10	（一社）全日本建設技術協会	全建CPD（継続教育）制度	25単位／年	125単位／6年	63単位／6年		100単位／5年	50単位／5年	
11	土質・地質技術者生涯学習協議会（社）全国地質調査業協会連合会	地質・土質関連CPD制度	50CPD単位／年	250CPD単位／6年	125CPD単位／6年		200CPD単位／5年	100CPD単位／5年	
12	（公社）土木学会	土木学会継続教育（CPD）制度	50単位／年	250単位／6年	125単位／6年		200単位／5年	100単位／5年	
13	（一社）日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD制度	50単位／年	250単位／6年	125単位／6年		200単位／5年	100単位／5年	
14	（公社）日本技術士会	技術士CPD（継続研鑽）制度	50CPD時間／年	250CPD単位／6年	125CPD単位／6年		200CPD単位／5年	100CPD単位／5年	
15	（公社）日本建築士会連合会	建築士会継続能力開発（CPD）制度	12単位／年	60単位／6年	30単位／6年		48単位／5年	24単位／5年	
16	（公社）日本コンクリート工学会	継続教育（CPD）	－	－	－		－	－	
17	（公社）日本造園学会	造園CPD（継続教育）制度	50単位／年	250単位／6年	125単位／6年		200単位／5年	100単位／5年	
18	（公社）日本都市計画学会	都市計画CPD制度	50単位／年	250単位／6年	125単位／6年		200単位／5年	100単位／5年	
19	（公社）農業農村工学会	農業土木技術者継続教育（CPD）制度	50単位／年	250単位／6年	125単位／6年		200単位／5年	100単位／5年	

※推奨単位を単年しか設定していない団体の評価基準は、単年の推奨単位を5倍している。

配置予定技術者評価の緩和

平成24年9月から

◇競争性の確保の観点から、同種実績の評価対象を緩和

■現場代理人（H21～）及び担当技術者（H24～）としての同種工事経験については、品質確保の観点から主任（監理）技術者の1／2を総合評価における加点としてきた。
■平成24年10月から、技術的特性や競争性確保の観点から段階的に、現場代理人や担当技術者としての実績を、主任（監理）技術者としての実績と同等評価を行うよう緩和してきたところである。
■令和3年より、更なる競争性の確保の観点から、令和2年10月より運用されている監理技術者補佐としての実績を主任（監理）技術者の実績と同等評価

《緩和対象工事　拡大のイメージ》

■令和2年度より

過去の実績＼発注方式	施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）	技術提案評価型（S型・WTO除く）
主任（監理）技術者としての実績	実績を評価	実績を評価
現場代理人としての実績	主任（監理）技術者と同等評価	主任（監理）技術者と同等評価
担当技術者としての実績	主任（監理）技術者と同等評価	主任（監理）技術者と同等評価

範囲拡大

■令和3年度より

過去の実績＼発注方式	施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）	技術提案評価型（S型・WTO除く）
主任（監理）技術者としての実績	実績を評価	実績を評価
監理技術者補佐としての実績	主任（監理）技術者と同等評価	主任（監理）技術者と同等評価
現場代理人としての実績	主任（監理）技術者と同等評価	主任（監理）技術者と同等評価
担当技術者としての実績	主任（監理）技術者と同等評価	主任（監理）技術者と同等評価

（これまでの経緯）

■平成24年9月より

過去の実績＼発注方式	施工能力評価型（Ⅱ型）	施工能力評価型（Ⅰ型）	技術提案評価型（S型・WTO除く）
主任（監理）技術者としての実績	実績を評価	実績を評価	実績を評価
現場代理人としての実績	主任（監理）技術者の1／2評価	主任（監理）技術者の1／2評価	主任（監理）技術者の1／2評価
担当技術者としての実績	主任（監理）技術者の1／2評価	主任（監理）技術者の1／2評価	主任（監理）技術者の1／2評価

■平成24年10月より

過去の実績＼発注方式	施工能力評価型（Ⅱ型）	施工能力評価型（Ⅰ型）	技術提案評価型（S型・WTO除く）
主任（監理）技術者としての実績	実績を評価	実績を評価	実績を評価
現場代理人としての実績	主任（監理）技術者と同等評価	主任（監理）技術者の1／2評価	主任（監理）技術者の1／2評価
担当技術者としての実績	主任（監理）技術者と同等評価	主任（監理）技術者の1／2評価	主任（監理）技術者の1／2評価

■平成27年度より

過去の実績＼発注方式	施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）	技術提案評価型（S型・WTO除く）
主任（監理）技術者としての実績	実績を評価	実績を評価
現場代理人としての実績	主任（監理）技術者と同等評価	主任（監理）技術者の1／2評価
担当技術者としての実績	主任（監理）技術者と同等評価	主任（監理）技術者の1／2評価

■平成29年度より

過去の実績＼発注方式	施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）	技術提案評価型（S型）
主任（監理）技術者としての実績	実績を評価	実績を評価
現場代理人としての実績	主任（監理）技術者と同等評価	主任（監理）技術者と同等評価
担当技術者としての実績	主任（監理）技術者と同等評価	主任（監理）技術者の1／2評価

若手技術者育成型の要件緩和

【見直し】
平成26年度から

◇若手技術者の活用促進による「やり甲斐向上」を図るため、若手技術者の同種実績の要件を緩和

■配置予定技術者の評価は経験豊富な技術者が高評価となるため、若手技術者が主任（監理）技術者に登用されにくい状況。
■品質を確保しつつも、担い手確保のために若手技術者が工事実績を積む機会の確保を目的に、若手技術者を主任（監理）技術者に配置する場合、経験豊富な専任補助者を配置し評価出来る工事を試行。
■H26より、本官工事（WTO対象を除く）を対象に試行を行ってきたが、主任（監理）技術者として配置する若手技術者の競争参加資格として求める同種実績は、当該工事に対し、構造要件や架設要件等の同種性を求めていたため、実績の少ない若手技術者は配置しづらい状況になっていた。
■R2より、①若手技術者がより登用されやすくするため、専任補助者を配置する場合に限り、若手技術者（配置予定技術者）の同種工事実績（競争参加資格）に、構造要件や架設要件等を求めないよう緩和する。
②対象工事を、全ての本官工事（WTO対象を含む）に拡大する。
③ 40歳以下の若手技術者を配置予定技術者として配置する場合、総合評価において加点を行う。
■R3より、若手技術者の主任（監理）技術者への登用について、競争参加資格確認申請時に若手技術者の配置を申請しない場合に限り、本工事の配置予定技術者を専任補助者とすることで、契約後、若手技術者を主任（監理）技術者として配置することを可能とする。
■R5より、対象工事に**分任官工事を追加**する。

■対象工事（営繕工事を除く）

■技術提案評価型ＳⅠ型・ＳⅡ型（WTO対象工事を含む）
■施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型（チャレンジ型、企業能力評価型、地域防災担い手確保型を除く）

■評価方法

- 40歳以下の若手技術者を配置予定技術者　として配置する場合、総合評価において1.0点加点
- 専任補助者を配置する場合、若手技術者の同種実績を大幅に緩和
- 契約後、若手技術者を監理技術者として配置する場合、配置予定技術者を専任補助者への変更を可能とする

若手技術者育成型の要件緩和

【一部追記】
平成26年度から

■技術者配置の条件

（H26～）　※専任補助者を配置する場合

	専任補助者	若手技術者（配置予定技術者）
技術者資格	■主任（監理）技術者となりうる資格	■主任（監理）技術者となりうる資格 ■審査基準日時点で満40歳以下
同種実績 （競争参加資格）	■競争参加に必要な同種工事実績 （トンネル工事の場合） ・NATMによる施工実績 ・トンネル内空断面積●●m2以上 ・トンネル施工延長●●m以上 （橋梁上部工事の場合） ・●活荷重又はTL-●以上 ・橋梁形式が●●橋 ・最大支間長が●●m以上	■競争参加に必要な同種工事実績 （トンネル工事の場合） ・NATMによる施工実績 ・トンネル内空断面積●●m2以上 ・トンネル施工延長●●m以上 （橋梁上部工事の場合） ・●活荷重又はTL-●以上 ・橋梁形式が●●橋 ・最大支間長が●●m以上
配置期間	■配置予定技術者（主任（監理）技術者）を専任で配置すべき期間と同期間	■主任（監理）技術者として専任配置すべき期間
その他	■現場代理人との兼務可能	■現場代理人との兼務可能

（R2～）見直し

	監理技術者又は専任補助者 （契約後専任補助者へ変更可能）	若手技術者（監理技術者） （契約後監理技術者として若手技術者登用可能）
技術者資格	■主任（監理）技術者となりうる資格	■主任（監理）技術者となりうる資格 ■配置時点で満40歳以下
同種実績 （競争参加資格）	■競争参加に必要な同種工事実績 （トンネル工事の場合） ・NATMによる施工実績 ・トンネル内空断面積●●m2以上 ・トンネル施工延長●●m以上 （橋梁上部工事の場合） ・●活荷重又はTL-●以上 ・橋梁形式が●●橋 ・最大支間長が●●m以上	■競争参加に必要な同種工事実績（緩和） （トンネル工事の場合） ・トンネル工事の施工実績 （橋梁上部工事の場合） ・鋼橋上部工事の施工実績
配置期間	■配置予定技術者（主任（監理）技術者）を専任で配置すべき期間と同期間	■主任（監理）技術者として専任配置すべき期間
その他	■現場代理人との兼務可能	■現場代理人との兼務可能

■契約締結後の制度活用

	総合評価	配置技術者	備考
ケース①　2名提出 （若手技術者 ＋ 専任補助者）	加点（任意） 評価対象	監理技術者 専任補助者	若手：40歳以下 ※着手時の交代不可 ※その後の交代の取扱いは各地整運用による
ケース②　配置技術者のみ提出	評価対象	監理技術者	※着手時の若手交代は可。ただし、配置技術者提出者は必ず専任補助者とする。 （同種実績を確認）

【多様な発注方式】

若手技術者・女性技術者活用促進型

【見直し】 令和2年度から
令和6年度より一部改定
令和7年度より一部改定

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

◇建設業への若手技術者・女性技術者促進を図るため、現場配置で加点評価

■平成27年8月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立、また、平成27年4月に、「次世代育成支援対策推進法」（時限立法）が令和7年度末まで延長されたところ。
■上記の社会的情勢も踏まえ、各産業において若手や女性の進出・活躍が進んでいるが、建設業での若手や女性進出は横ばい傾向であり、他産業と比べ進出が進んでいない。
■令和2年度より、建設業界における担い手の確保ならびに女性技術者の現場への進出・活躍推進を図るため、女性技術者を主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに配置する場合、総合評価において加点評価する。
■令和5年度より、若手技術者育成型の拡大のとあわせて、原則評価項目として設定する。
■令和6年度より、女性技術者の定義を定め評価する。
■令和7年度より、若手技術者（満年齢29歳以下）又は女性技術者の現場配置で評価

＜対象工事＞（営繕工事を除く）

■技術提案評価型S型（WTO 対象工事を除く） ■施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型（チャレンジ型、企業能力評価型、地域防災担い手確保型を除く）

＜評価方法＞

■主任（監理）技術者、監理技術者補佐、現場代理人又は担当技術者として**若手技術者又は女性技術者を配置する場合**に、**総合評価で加点【1．0点】** ※ 現場代理人、担当技術者として配置する場合、資格や同種実績の要件を求めない。
■女性技術者とは
・建設業法第7条第2号ハに示す資格（※）を有している者または国土交通省省令で定める学科（高校、高専、大学）の卒業者。
（※） 加点対象とする資格は建設業法に基づく技術検定合格者。（1級又は2級。種目は問わない。）とし、第一次検定合格者も資格として認めるものとする。
■若手技術者（満年齢29歳以下）とは
・建設業法第7条第2号ハに示す資格を有している者。（1級又は2級。種目は問わない。）

＜評価の担保＞

■受注者の責により、当初契約工期期間の全ての期間において、配置されていないと判断された場合、若手・女性技術者活用の加算点の満点に相当する点を工事成績評定から減点する。
※審査基準日以降、病休、妊娠、産前・産後休業、育児休業、介護休業、死亡、退職等により配置出来なくなり、発注者が認めた場合を除く。
やむを得ない理由により配置ができなくなった場合は、若手技術者、女性技術者のどちらかで交代することは可とする。（発注者が認めた場合）
※工場製作を伴う橋梁上部工事等について
若手・女性技術者の配置については、当初契約工期期間の全ての期間（工場製作・現場施工）に配置することとする。
ただし、工場製作時と現場施工時の若手・女性技術者については、それぞれ別の若手・女性技術者を配置することを認めるものとする。

海外施工実績の評価

令和3年度から

◇建設業の海外進出が必要な一方、海外での工事実績が国内工事等の受注にあたって評価されにくい状況。
◇このため、海外工事等の技術者の実績を国として認定・表彰するとともに、国内工事等の入札・契約手続きにおいて当該実績を評価する仕組みを構築。

■対象工事
・非WTO対象工事の本官・分任官発注工事
・WTO対象工事のうち、段階選抜方式適用工事

＜海外実績のある技術者評価の取り組み＞
■海外で従事した実績を国土交通省が認定・表彰（R3.2初回の認定・表彰対象者が決定）
■国土交通省認定・表彰を受けた工事は、CORINS登録が可能。

■認定・表彰の総合評価への直轄活用イメージ

※海外認定・表彰制度は技術者の実績を認定・表彰する制度であるが、企業の能力等についても実績として申請した場合は評価対象。

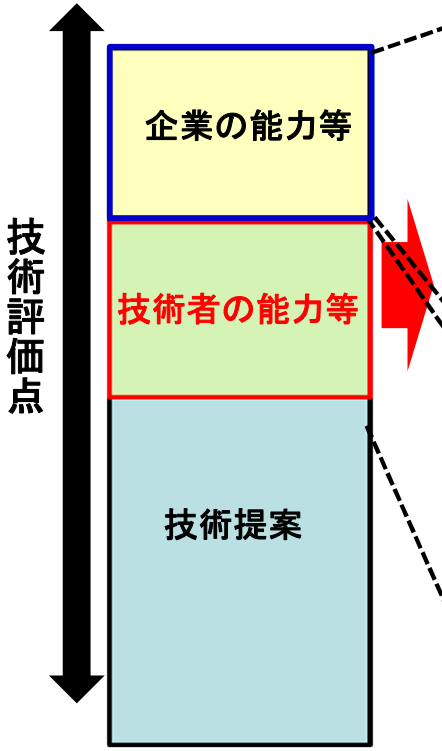

※「技術提案評価型」の場合の例

評価項目	認定・表彰実績の評価への反映
同種工事実績	提出された海外実績で評価 ※CORINSにより海外実績を確認。（未登録の場合は認定証）
表彰	―
成績評定点	【当該同種実績評価対象工事】 海外実績の場合は中国地方整備局平均点に対する評価点の1／2評価とする。 【過去の平均成績評価対象工事】 国内実績の平均点で評価、国内実績がない場合は、中国地方整備局平均点に対する評価点の1／2評価とする。

評価項目	認定・表彰実績の評価への反映
同種工事実績	提出された海外実績で評価 ※CORINSにより海外実績を確認。（未登録の場合は認定証）
表彰	表彰された海外実績を国内の優良工事表彰等と同様に加点 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞　：局長表彰と同等に評価 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通省大臣奨励賞：事務所長表彰と同等に評価
成績評定点	海外実績の場合は中国地方整備局平均点に対する評価点の1／2評価とする。

地域精通度・地域貢献度

【見直し】
平成18年度から

◇社会資本整備・管理に関する入札契約における評価項目としての妥当性を考慮し見直しを行う。

地域精通度・地域貢献度設定項目一覧

優先度	評価項目	着目点	評価基準	備考
●	災害対応協定等に基づく活動実績の有無	災害対応協定等に基づく支援活動の実績および災害対応協定締結の有無を評価	活動実績あり 協定の締結あり 無し	本省ガイドライン
●	若手技術者等の雇用の有無	若手技術者（満年齢29歳以下の技術者）の雇用および地域内の学校を卒業した若手（満年齢29歳以下）の雇用の有無を評価	若手技術者の雇用あり 若手（上記以外）の雇用あり なし	中国地整独自設定
●※	事業継続計画（BCP）の認定の有無	中国地方整備局長が認定した地域建設業の事業継続計画（BCP）の有無を評価（入門クラスは対象外とする）	あり なし	中国地整独自設定
○	地域内における本支店、営業所の有無	地域内における本支店、営業所の有無について評価	地域内に本店あり 地域内に支店又は営業所あり 地域内に拠点なし	本省ガイドライン
○	企業の近隣地域での施工実績の有無	地域内における元請けとして完成・引き渡しが完了した工事の施工実績の有無を評価	近隣地域での施工実績あり なし	本省ガイドライン
○	配置予定技術者の近隣地域での施工実績の有無	配置予定技術者の地域内における主任（監理）技術者等として完成・引き渡しが完了した工事の施工実績の有無を評価	近隣地域での施工実績あり なし	本省ガイドライン
○	ボランティアサポートプログラム等の活動実績の有無	地域内におけるボランティアサポートプログラム（直轄）又は同様の趣旨の活動（地方公共団体等）、定期的な清掃活動、担い手確保等を目的とした建設業をPRする現場見学会等の活動実績の有無を評価	活動実績あり なし	本省ガイドライン
○	道路除雪作業の実績の有無	地域内における国土交通省、県又は市町村から委託された道路除雪作業の実績の有無を評価	道路除雪作業実績あり なし	中国地整独自設定
○	河川・道路維持工事の実績の有無	地域内における国土交通省の河川・道路維持工事の実績の有無を評価	河川・道路維持工事の実績あり なし	中国地整独自設定
○	地域固有の資源等を活用した土木技術開発	地域固有の資源等を活用した土木技術開発の実績の有無を評価	実績あり なし	中国地整独自設定
○	中小企業の擁護・育成への取り組み	中小企業の擁護・育成への取り組み実績の有無を評価	実績あり なし	中国地整独自設定
○	通年維持工事等における自社作業員の有無	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者以外に、自社作業員の確保の有無を評価。	自社作業員を3名以上確保あり なし	中国地整独自設定

●：原則設定する項目
○：工事の特性等を考慮し設定する項目

注)1.入札参加要件に、地域要件として「本店限定」等の「営業拠点の有無に関するもの」を設定した場合には、
「地域内における本支店、営業所の所在地の有 無」は設定せず、別の評価項目を任意選択すること。
2.別途評価項目を設定する場合は、総合評価委員会（県部会）の承認を得ること。
3 .事業継続計画（BCP）の認定の有無については、一般土木Cランクのみ評価対象とする。
※令和7年度から、一般土木Cランクにおいては原則設定する。その場合「災害対応協定等に基づく活動実績の有無」は設定しない（企業能力評価型・チャレンジ型は除く）。

若手技術者等の雇用等

平成18年度から

【背景】
◇建設業就業者は3人に1人が55歳以上、29歳以下は8人に1人と高齢化が進行している。
◇建設業の入職率は年々減少傾向にあり、若年層（24歳以下）の入職者数は、6人に1人となっている。
◇この状況を鑑み、平成18年度から若年層の確保に向け、若手技術者の雇用を総合評価で評価する試行に取組んでいる 。
◇平成29年度より、雇用後の若手技術者の育成を推進している企業が評価されるよう、若手が新たに資格（※）を取得した場合の評価を加えるとともに、若手（技術者を除く）の雇用評価対象者を義務教育修了者に拡大。
~~◇令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、求人の減少、派遣契約や採用内定の取消等の動きが現れ始めている状況を踏まえ、令和2年10月より時限措置として、年齢に係わらず新規の正規雇用がなされた実績を評価するよう拡大を行う。~~
◇令和5年度より、従来の運用に戻す。

評価方法（評価の考え方）

① 当該年度より過去2年間の若手技術者の雇用及び若手（技術者を除く）の雇用について「若手技術者の雇用実績有り」、「若手（若手技術者を除く）の雇用実績有り」、「雇用実績無し」で評価。
※過去2年間（競争参加企業に雇用されている間に限る）に若手（技術者を除く）が新たに資格（※）を取得した場合に、「技術者の雇用有り」と同等に評価。

②「若手技術者の雇用」、「若手（技術者を除く）の雇用」、いずれの場合も入札参加希望者と直接的な雇用関係にあることを条件とする。
（必要に応じて人数等は各事務所で設定）

※資格とは
加点対象とする資格は建設業法に基づく技術検定合格者。
【1級又は2級施工管理技士。種目は問わない。】

○若手技術者とは
・建設業法第7条第2号ハに示す資格を有している者。又は
・国土交通省省令で定める学科（高校、高専、大学）の卒 業者。
上記に加え審査基準日（申請書の提出期限日）において満年齢29歳以下の者。

○若手とは
・若手技術者にあてはまらない者で、地域内の中学校、高校、高専、大学等を卒業した者で、かつ審査基準日（申請書の提出期限日）において満年齢29歳以下の者の雇用。

【配点事例】

評価項目	配点
■過去2年間に若手技術者（満年齢29歳以下の技術者）を雇用した実績がある場合、又は、 ■競争参加企業に雇用されている満年齢29歳以下の若手が過去2年間に資格（※）を取得した場合に加点する。	1.0点
■過去2年間に地域内の中学校、高校、高専、大学等を卒業した若手（満年齢29歳以下）の雇用（若手技術者を除く）実績がある場合に加点する。	0.5点
無し	0.0点

技術提案の評価

■コロナ渦により技術提案の作成者及び評価者の負担を軽減するため、令和2年度から求める技術提案数を従来の5提案から3提案に縮小。
■令和2年度の加算点では、満点との点数差が最少でも3段階評価で10点、4段階評価で5点となり、入札価格での逆転が困難なため、技術提案数の減少と点数差とのバランスを考慮し、令和3年度から良（〇）評価の加算点を15点に引き上げ。
■令和4年1月から**生産性向上の取組評価を加えて全ての工事において4提案**とする。

＜技術提案（施工計画）の取り扱い＞

総合評価落札方式	提出資料	評価	契約書への添付	工事着手に先立ち提出する施工計画書への記載
技術提案評価型（S型）	技術提案	提案毎に秀・優・良・可で評価し点数化	必要	必要

＜技術提案の加算点＞

土木工事
・改良工事等
（下記トンネル、PC、鋼橋上部以外）

〈3段階評価〉

従来

項目		加算点
優	〇	12.0
良	△	6.0
可	・	0.0
評価しない	―	協議結果により実施可能
認めない	×	実施不可

令和2年度

項目		加算点
優	〇	20.0
良	△	10.0
可	・	0.0
評価しない	―	協議結果により実施可能
認めない	×	実施不可

（R3.12月まで）

令和3年度

項目		加算点
優	〇	20.0
良	△	15.0
可	・	0.0
評価しない	―	協議結果により実施可能
認めない	×	実施不可

（R4.1月から）

令和3年度の加算点（見直し案）

項目		加算点
秀	◎	15.0
優	〇	13.0
良	△	11.0
可	・	0.0
評価しない	―	協議結果により実施可能
認めない	×	実施不可

土木工事
・トンネル
・PC、
・鋼橋上部

〈4段階評価〉

従来

項目		加算点
秀	◎	12.0
優	〇	9.0
良	△	6.0
可	・	0.0
評価しない	―	協議結果により実施可能
認めない	×	実施不可

令和2年度

項目		加算点
秀	◎	20.0
優	〇	15.0
良	△	10.0
可	・	0.0
評価しない	―	協議結果により実施可能
認めない	×	実施不可

（R3.12月まで）

令和3年度

項目		加算点
秀	◎	20.0
優	〇	17.5
良	△	15.0
可	・	0.0
評価しない	―	協議結果により実施可能
認めない	×	実施不可

営繕工事

〈3段階評価〉

従来

項目		加算点
優	〇	12.0
良	△	6.0
可	・	0.0
評価しない	―	協議結果により実施可能
認めない	×	実施不可

1提案の満点12点×5提案＝最大60点

令和2年度

項目		加算点
優	〇	20.0
良	△	10.0
可	・	0.0
評価しない	―	協議結果により実施可能
認めない	×	実施不可

1提案の満点20点×3提案＝最大60点

令和3年度

項目		加算点
優	〇	20.0
良	△	15.0
可	・	0.0
評価しない	―	協議結果により実施可能
認めない	×	実施不可

1提案の満点20点×3提案＝最大60点

令和3年度の加算点（見直し案）

項目		加算点
優	〇	15.0
良	△	11.0
可	・	0.0
評価しない	―	協議結果により実施可能
認めない	×	実施不可

1提案の満点15点×4提案＝最大60点

技術提案の評価

【見直し】

＜技術提案評価型S型の評価方法を見直し＞

◇令和2年度から求める技術提案数を3提案に縮小したこと及び提出される技術提案の内容が洗練されてきたことに伴い、満点評価となる者の割合が増加。

◇満点評価の者による価格競争となるケースを緩和するため、令和4年度から主提案の「具体的な施工方法」に発注者が予め設定した、着目すべき観点（生産性向上除く）が記載され、より具体性、確実性のある提案と認められるものを優位に評価する等の見直しにより、より詳細に技術提案を評価する。　※令和4年度早期発注は、WTO工事を対象とする。

◇**令和6年9月から「生産性向上に関する施工計画」についても、主提案の「具体的な施工方法」の記載の内容において、より省人化、省力化に資するため、着目すべき観点（5個前後）を設定し、より具体性、確実性のある提案と認められるものを優位に評価する**

◇**令和7年度契約工事から生産性向上の取組テーマを2提案、品質・耐久性向上の取組テーマを2提案とし、設定する視点について、工事毎の現場条件等を考慮し重要度を設定する。**

	令和２年度時点	令和４年度時点	見直し後（令和７年度契約工事から）
評価方法	・絶対評価	・絶対評価	・絶対評価
技術提案数	・3（品質向上）	・3（品質向上）＋　1（生産性向上）	・2（品質向上）＋　2（生産性向上）
加算点評価	・４段階（トンネル、ＰＣ、鋼橋上部） ・３段階（上記以外）	・全て４段階評価（営繕工事は除く）	・全て４段階評価（営繕工事は除く）
評価方法	・提案された主たる技術又は工法及び、その期待される効果の確保に必要な施工・管理に関する記載の有無によって評価する。	・主提案の「具体的な施工方法」に発注者が予め設定した、着目すべき観点が記載され、より具体性、確実性のある提案と認められるものを優位に評価する。 ・提案された技術又は工法が同じであっても、「具体的な施工方法」の記載内容（提案特有の施工技術、管理方法、確認方法等）によって評価に優劣をつける。	・基本的な評価方法は令和４年度時点と同様 ・新たに重要度（ウエイト）を設定 視点毎に３段階（1.1、1.0、0.9）の重要度を設定し評価する。
添付資料の記載	・特に規定なし	・技術提案の実績説明、使用機械・使用機器・使用材料の穂俗説名及び関係基準書の抜粋についてのみ記載可	・令和4年度時点と同様

【技術提案】

技術提案の評価（視点毎の重要度の設定）

【見直し】

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局

■これまで、技術提案の評価は、秀（15点）優（13点）良（11点）可（0点）の4段階評価で60点満点（4提案×15点）。
■求める視点は工事毎に変更しているが、ICTの普及や提出される技術提案の内容が洗練されてきたことに伴い、企業の技術力（技術提案）が向上している。
■一方で、設定する視点については、工事毎の現場条件や構造形式によって、視点の重要度（ウエイト）が異なる。
■企業の技術力向上や視点毎に同じウエイトの加点評価を行ってきたことを背景として、視点毎・提案者毎に評点に差異があったとしても、結果的に全体評価点では同点となっている場合※がある。
■企業の技術力（技術提案）の評価において、公平性・競争性を適切に担保する必要があることから、令和7年度契約工事から**工事毎で視点毎に重要度（ウエイト）を設定**し評価する。

◇工事発注時に現場条件、構造形式等を考慮し、設定した視点の重要度に応じた加算点を与え、評価を行う。
入札説明書等において、視点毎の**重要度に応じた加算点**を明示し、どの視点にウエイトをおいているかを明示（倍率非表示）

＜技術提案の加算点＞

（これまでの評価）

令和3年度(R4.1～)の加算点		
項目		加算点
秀	◎	15.0
優	○	13.0
良	△	11.0
可	・	0.0
評価しない	―	協議結果により実施可能
認めない	×	実施不可

（R7年度契約工事から）

令和7年度の加算点				
項目		加算点（重要度）		
		0.9	1.0（標準）	1.1
秀	◎	13.5	15.0	16.5
優	○	11.7	13.0	14.3
良	△	9.9	11.0	12.1
可	・	0.0		
評価しない	―	協議結果により実施可能		
認めない	×	実施不可		

1提案の満点15点（標準）×4提案
＝最大60点

※ 評価事例

これまでの評価

	A者		B者		C者	
視点 i	◎	15	○	13	○	13
視点 ii	○	13	◎	15	○	13
視点 iii	○	13	○	13	◎	15
計		41		41		41

3社とも同点となる

重要度の設定

	重要度	A者		B者		C者	
視点 i	1.1	◎	16.5	○	14.3	○	14.3
視点 ii	1	○	13	◎	15	○	13
視点 iii	0.9	○	11.7	○	11.7	◎	13.5
計			41.2		41		40.8

視点毎に重要度を設定することで、
技術提案の評価に差ができる

技術提案（生産性向上）の評価

◇技術提案等を設定していた生産性向上に関する施工計画について、観点を設定し評価

■建設現場におけるイノベーションの推進や生産性向上を図るため、令和4年1月から出来形管理において情報通信技術（ICT）等による計測技術を活用した省人化・省力化手法を求めた『生産性向上に関する施工計画』を設定

■一方で『品質・耐久性向上に関する施工計画」については、令和4年度より主提案の「具体的な施工方法」の記載の内容において、注目すべき観点を設定し、より具体性、確実性のある提案と認められるものを優位に評価することに見直しを行ったが、「生産性向上に関する施工計画」については、ICT活用による生産性向上の取組を推進する目的から観点の設定はせず、一定の基準（省人化・省力化）により評価を実施

◇令和4年1月から求めた「生産性向上に関する施工計画」について、ICT技術の推進による技術の向上及び提出される技術提案の内容が洗練されてきたことに伴い、満点評価となる者の割合が増加。

◇満点評価の社による価格競争となるケースを緩和するため、令和6年9月から「品質・耐久性向上に関する施工計画」同様「生産性向上に関する施工計画」についても、主提案の「具体的な施工方法」の記載の内容において、より省人化、省力化に資するため、着目すべき観点（5個前後）を設定し、より具体性、確実性のある提案と認められるものを優位に評価する等の見直しにより、より詳細に技術提案を評価する。

＜生産性向上に関する施工計画の評価イメージ＞

・ＩＣＴ活用技術での差を無くす（技術指定としない）必要があるため、事前に設定された観点に対し、提出された提案内容に記載された観点の数により、「秀」「優」「良」「可」を判定

・仮に事前設定された観点の数が６個の場合
記載された観点の数が６個・・「秀」、５個・・「優」、４個・・「良」、それ以外「可」

技術提案の評価

《オーバースペック防止のための評価方法の工夫》

1）背景及び必要性

○過去より、「総合評価落札方式」の技術提案において、過度なコスト負担を要する（オーバースペックな）技術提案を抑制するための対策を講じてきた。

○近年においては、提案に対する具体的な施工方法への記載として、主提案とは関連しない別の提案内容が多く含まれ、これらに履行義務が発生している。

2）オーバスペックの弊害

○提案の履行に過剰な費用を要す場合において、契約額の範囲で必要な品質を確保しようとすれば、受注者の利益が損なわれる可能性。

○さらには、技術提案以外の部分での疎漏・粗雑な施工（技術ダンピング）、受注者の赤字や下請企業へのしわ寄せに繋がる可能性。

→『過度なコスト負担を要する（オーバースペックな）技術提案』の抑制が必要

3）発注者の取り組み（技術提案の厳格化）

◆技術提案数は最大4提案（1視点当たり最大1提案）を原則（受発注者の負担軽減）

◆現場条件により必要と判断される要求レベルのものは標準案として積算計上し条件明示

◆過剰な要求レベル（数値等）を設定しない（舗装工表層の平坦性、濁水処理における水質（pH、SS）等）

※入札参加者が過剰な上限値を設定する形にならないように留意

◆事例等のHPへの公表（入札説明書にURLを記載し入札参加予定者へ紹介）

◆オーバースペックと評価した提案の通知（視点毎）

◆オーバースペックと判断した場合、当該技術提案は評価しない。（0点とし履行義務を負わない。）

※発注者は、求める視点において評価しない内容の一部を入札説明書に記載する。

◆提案に対する具体的な施工方法の記載として、主提案とは関連しない別の提案内容を含む場合は、当該技術提案は評価しない。（0点とし履行義務を負わない。）

技術提案の評価

■複数提案の評価方法

様式の記載場所	評価方法
・技術提案項目 ・提案目的 ・提案の概要 ・標準案との相違点 ・期待される効果及び提案の確実性	内容の異なる２つ以上の提案があったと判断した場合は、複数提案とみなし、評価しない。
・提案に関する具体的な施工方法	上記主提案とは関連しない別の提案内容が記載されていた場合、主提案を含む全ての技術提案を評価しない。

■複数提案の判定イメージ

技術提案	ケース	提案に関する具体的な施工方法					判定	判定の考え方
		準備段階	施工段階①	施工段階②	施工段階③	・・・		
A工法	①	A工法	A工法	－	－	・・・	OK	全ての工程で、**A工法に関する提案内容以外の記載が無い**。
	②	－	－	A工法	－	・・・	OK	
	③	－	－	－	A工法	・・・	OK	
	④	B工法	A工法	A工法	C工法	・・・	NG	工程の一部に、**A工法とは関連しない提案内容が記載**されている。
	⑤	－	－	－	C工法	・・・	NG	
	⑥	－	A工法	B工法	－	・・・	NG	
	⑦	A工法	A工法	－	B工法	・・・	NG	

［ OK： 複数提案ではないケース
NG： 複数提案のケース ］

※上表は評価イメージであり、全ての案件において上記段階で評価するという意味ではありません。

技術提案の評価

受注者への周知

【入札説明書記載例】
過度なコスト負担を要する（オーバースペックな）技術提案（以下「オーバースペックな技術提案」という）と判断した場合は「より優位な評価はしない」又は「評価をしない」場合がある。
「オーバースペックな技術提案」に関する事項については、下記「オーバースペックな技術提案の例」のとおりである。
【また、本工事においては「○○を設置」、「○○を○○に変更」に関する技術提案を提出した場合「オーバースペックな技術提案」と判断し、「評価をしない」場合がある。】※【 】は工事特性等を考慮して必要に応じ個別の工事において、記載する場合がある。

通知の記載例）
－（評価しない）：●●の使用
【理由】・・・・・は・・・・・・であり、オーバースペックな技術提案と判断し「評価しない」としたものです。

オーバースペックな技術提案の例（HP公表）

①同一の部位において、同一の目的で使用する材料の併用や複数の提案を実施することによる改善効果に対して過剰な費用を要すると判断される技術提案
Ⅰ：コンクリートの配合において、使用する必要性が低いと判断される同一部位へのコンクリート混和材料の併用に過剰な費用を要す提案
Ⅱ：トンネル工事における養生のための設備と材料の併用に過剰な費用を要す提案
Ⅲ：PC上部工における特殊なケーブルやシースの併用に過剰な費用を要す提案

② 要求水準に対し過剰な品質・性能を実現する設計図書や示方書等の規定の範囲を超えた高価な材料の使用など、使用する必要性が低いと判断される提案の実施に過剰な費用を要すると判断される提案
Ⅰ：コンクリートの配合における低発熱セメントを使用した高強度コンクリートへの変更に過剰な費用を要す提案
Ⅱ：コンクリートの配合において、使用する必要性が低いと判断される部位へのコンクリート混和材料の使用に過剰な費用を要す提案
Ⅲ：トンネル覆工コンクリート全面にわたるコンクリート表面改質剤（コンクリートの劣化抑制を目的とした表面含浸剤）の塗布に過剰な費用を要す提案
Ⅳ：鋼橋上部工事における塗装等の追加に過剰な費用を要す提案
（例）上部工鋼材全面又は大部分にわたる塗装等の追加 （提案範囲の理由に妥当性がない場合を含む）
Ⅴ：鋼橋上部工事において、主鋼材の材質変更を行い過剰な費用を要す提案
Ⅵ：提案範囲の理由に妥当性がないもの

評価結果の競争参加者への情報提供

令和3年10月一部改訂

《提案者に対する技術評価結果の通知》

◇技術提案の評価結果は、「－：評価しない」又は「×：認めない」とした提案について、**競争参加資格確認結果の通知**に併せての参加者に**通知**しているところであるが、平成22年度より**加点評価した項目についても通知**する。

通知事例

【「理由または条件」欄】
技術提案に基づく入札の可否については、下記によること。

記

〔凡例〕
○：可（加算評価する、履行義務あり）
・：可（加点評価しない、履行義務あり）
－：可（評価しない、協議結果により実施可能）
×：否（認めない、実施不可）

1. ○○○○の品質・耐久性向上
○：□□の使用
・：▽▽の使用
○：△△による施工
○：□□による施工
×：▲▲の使用
【理由】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

《提案企業から疑問点等を問い合わせることが出来る専用の窓口を設置》

◆「技術提案の評価結果の通知」に伴い、提案企業からの疑問点等を問い合わせることの出来る専用の窓口を設置。

・企　画　部　　技術開発調整官
・営　繕　部　　営繕品質管理官

メールにより受付

評価結果の競争参加者への情報提供

《通知した会社への加算点を公表》

◇技術提案の評価結果は、競争参加資格を有している企業に通知しているところであるが、工事契約後に技術提案等の加算点については、辞退者・無効者・予定価格超過者には公表していなかった。

しかし、H22年度より、技術提案毎に「加算点有り」等を通知していることから、面談時等に問い合わせが増加。

よって、「情報の充実」を図るため、評価を行った社(辞退者を除く)に対しては、工事の加算点を公表する。

公表例(～H22)

業者名	基礎点(標準点)	施工体制(施工体制評価点)		現場打函渠工コンクリートの品質・耐久性向上に関する施工計画(加算点1)	企業の施工実績(加算点2)				配置予定技術者の能力(加算点3)			企業の技術力(加算点4)	地域精通度・地域貢献度(加算点5)							現場技術者の能力(加算点6)	不正又は不誠実な行為等による減点	加算点合計	基礎点(標準点)+加算点	第1回					備考	摘要
		品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	技術提案	工事成績	工事成績優秀企業認定制度	施工団体又は安全管理優良表彰	下請表彰	工事成績	優秀建設又は安全管理優良技術者表彰	継続学習(CPD)	有用な新技術の活用	地域内における本支店、営業所の所在地の有無	企業の近隣地域での施工実績	災害活動の実績	地元の新卒者の雇用	河川・道路維持工事の施工実績	地元一次下請企業の活用率	元請企業(又は一次下請企業)の地元資材の活用					入札価格	評価値	評価値≧基準評価値	予定価格以下	調査基準価格以上		
																							(A)	(単位:円)(B)	(A)/(単位:億円)(B)					
(株)○○組																												追加資料未提出	無効
○○組(株)	100	15.0	15.0	20.0	6.0	1.0	1.5	1.0	2.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	3.0	2.0	0.0	0.0	69.5	169.5	366,000,000	46.311	○	○	○	平成23年2月22日	落札
(株)○○○	100	15.0	15.0	25.0	2.0	0.0	0.0	1.0	3.0	0.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	2.0	0.0	0.0	68.0	168.0	363,800,000	46.179	○	○	○		
○○工業(株)																												追加資料未提出	無効
○○建設(株)	100	15.0	15.0	15.0	4.0	0.0	1.5	1.0	4.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	1.0	0.0	63.5	163.5	365,200,000	44.769	○	○	○		
□□土木(株)	100	15.0	15.0	22.5	4.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	3.0	2.0	0.0	0.0	64.5	164.5	374,000,000	43.983	○	○	○		
○○建設(株)																												予定価超過	
△△工業(株)	100	15.0	15.0	7.5	4.0	0.0	3.0	1.0	2.0	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	3.0	2.0	0.0	0.0	59.5	159.5	362,900,000	43.951	○	○	○		
(株)◇◇◇建設																													辞退

見直し(H23～)

(株)○○組	－	－	－	【25.0】	2.0	0.0	3.0	1.0	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	3.0	2.0	0.0	0.0							追加資料未提出	無効
○○組(株)	100	15.0	15.0	20.0	6.0	1.0	1.5	1.0	2.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	3.0	2.0	0.0	0.0	69.5	169.5	366,000,000	46.311	○	○	○	平成23年2月22日	落札
(株)○○○	100	15.0	15.0	25.0	2.0	0.0	0.0	1.0	3.0	0.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	2.0	0.0	0.0	68.0	168.0	363,800,000	46.179	○	○	○		
○○工業(株)	－	－	－	【17.5】	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.5	1.0	0.0	0.0	0.0	3.0	2.0	0.0	0.00							追加資料未提出	無効
○○建設(株)	100	15.0	15.0	15.0	4.0	0.0	1.5	1.0	4.0	0.0	1.0	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	1.0	0.0	63.5	163.5	365,200,000	44.769	○	○	○		
□□土木(株)	100	15.0	15.0	22.5	4.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	3.0	2.0	0.0	0.0	64.5	164.5	374,000,000	43.983	○	○	○		
○○建設(株)	－	－	－	【12.5】	4.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.5	0.0	0.0	3.0	2.0	1.0	0.0							予定価超過	
△△工業(株)	100	15.0	15.0	7.5	4.0	0.0	3.0	1.0	2.0	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	3.0	2.0	0.0	0.0	59.5	159.5	362,900,000	43.951	○	○	○		
(株)◇◇◇建設																													辞退

※【　】加算点は、施工体制確認前の仮点である。

評価内容の担保

項　目	評価内容の担保の記載					不履行の場合のペナルティー		備　考
	入札公告	入札説明書	特記仕様書	契約書（特約）	施工計画書	違約金	工事成績評定点の減点	
技術提案(具体的な施工計画) ※定性評価の場合 【技術提案評価型】	○	○	○	○ ※ただし、別記様式30において「除く」とした提案については、該当箇所の白抜き処理を行う	○	当初契約額の10%を限度	最大10点を限度として減点 （特に悪質な場合は、最大20点を限度）	「可」の評価を受けた項目は、履行義務は発生するが、総合評価のペナルティーとしての違約金、工事成績評定の減点は行わない。 「可」は、共通仕様書と効果が同等の評価であるため、工事成績評定の通常の考査項目で反映させる。
技術提案(具体的な施工計画) ※定量評価の場合（施工日数の短縮） 【技術提案評価型】	○	○	○	○ ※ただし、別記様式30において「除く」とした提案については、該当箇所の白抜き処理を行う	○	当初契約額の10%を限度 （要求要件からの遅延日数に応じ、年5.0%の割合で計算した額）	最大10点を限度として（0.1点単位） （特に悪質な場合は、最大20点を限度）	
施工計画 【施工能力評価型】	－	－	－	なし	○	なし 履行義務は発生するが、総合評価のペナルティーとしての違約金、工事成績評定の減点は行わない。 （工事成績評定の通常の考査項目に反映）		
専任補助者	○	○	○	－	○	なし	最大10点を限度として減点	
協力企業表彰企業の活用	○	○	○	－	○	なし	加算点の満点に相当する点を減点	
技能者の従事計画	○	○	○	－	○			
地元企業等活用計画（地元企業一次下請活用率）	○	○	○	－	○			
地元企業等活用計画（地元資材活用）	○	○	○	－	○			
ICT活用工事	○	○	○	－	○			
若手技術者等の雇用	○	○	○	－	－			
新技術活用計画	○	○	○	－	○			
若手・女性技術者の配置	○	○	○	－	○			
鋼橋上部工事における工場製作	○	○	○	－	○			
賃上げの実施表明	○	○	○	－	－			
カーボンニュートラルの取り組み	○	○	○	－	○			

施工体制評価点の付与

令和4年度～ 調査基準価格	直接工事費97%	共通仮設費90%	現場管理費90%	一般管理費68%
平成31年度～ 特別重点調査判定基	直接工事費90%	共通仮設費80%	現場管理費80%	一般管理費30%

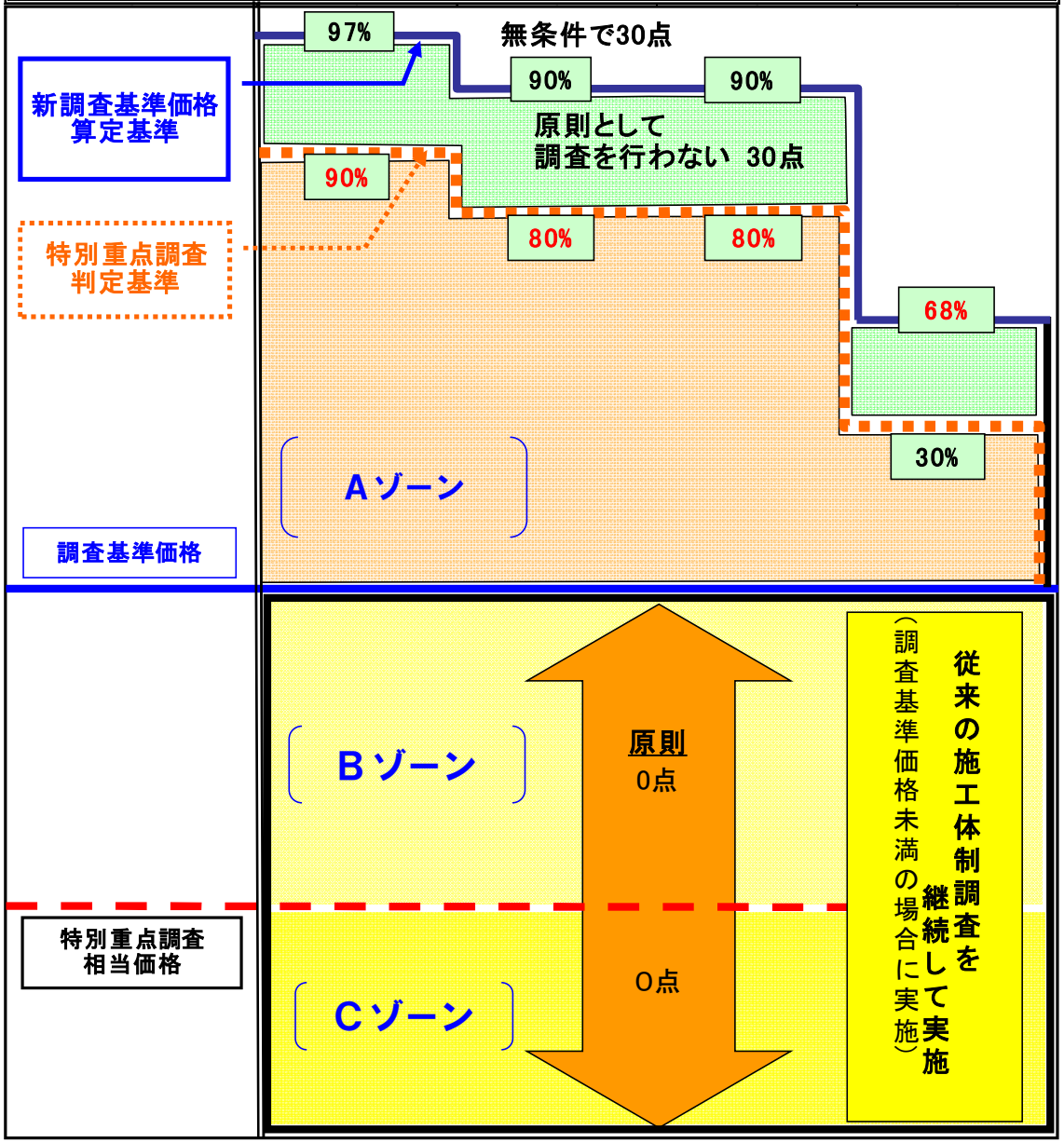

施工体制評価項目
「品質確保の実効性」　15点／5点／0点の3段階評価
「施工体制確保の確実性」 15点／5点／0点の3段階評価

〔調査基準価格以上〕
・無条件で30点を付与

〔特別重点調査判定基準以上
調査基準価格算定基準未満〕
・原則、調査は不要。
・30点を付与

〔Aゾーン〕
・特別重点調査判定基準を1項目以上、下回る場合は、必要に応じて内訳書等の提出を求め、確認する。
・30点を付与
※ただし、工事費内訳書と入札書に乖離がある場合等、疑義がある場合は、ヒアリングにより、必要に応じ「厳格な調査」を実施。

〔B・Cゾーン〕
・厳格な調査を実施
・提出資料
下請予定業者一覧表
配置予定技術者名簿
資材購入予定一覧
品質確保体制（品質管理のための人員体制）
安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
全13種類の資料を2日間で提出
・ヒヤリングの実施

低入札価格調査基準

■低入札価格調査基準（工事）

低入札価格調査基準とは

- ■ 予算決算及び会計令第85条に規定。
- ■ 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- ■ この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。
  履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札価格調査基準について

○令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
「一般管理費等×0.55」　⇒　「一般管理費等×0.68」

H23.4～

【範囲】
予定価格の
7.0/10～9.0/10

【計算式】
・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.80
・一般管理費等×0.30
上記の合計額×消費税相当額(1.05)

H25.5.16～

【範囲】
予定価格の
7.0/10～9.0/10

【計算式】
・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.80
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×消費税相当額(1.08)

H28.4.1～

【範囲】
予定価格の
7.0/10～9.0/10

【計算式】
・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×消費税相当額(1.08)

H29.4.1～

【範囲】
予定価格の
7.0/10～9.0/10

【計算式】
・直接工事費×0.97
（機械経費 0.95／労務費 1.0／材料費 0.95）
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×消費税相当額(1.08)

H31.4.1～

【範囲】
予定価格の
7.5/10～9.2/10

【計算式】
・直接工事費×0.97
（機械経費 0.95／労務費 1.0／材料費 0.95）
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×消費税相当額

R4.4.1～

【範囲】
予定価格の
7.5/10～9.2/10

【計算式】
・直接工事費×0.97
（機械経費 0.95／労務費 1.0／材料費 0.95）
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.68
上記の合計額×消費税相当額

・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った（下回った）場合には、上限（下限）値で設定。

施工体制確認型総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式おいて、調査基準価格を下回る応札者に対して品質確保体制を厳しく審査・評価し、技術評価点に適切に反映させることによりダンピングによる品質の低下を排除

$$\frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \text{評価値} \Rightarrow \text{評価値が最高の者が落札者}$$

〔導入前〕

技術評価点 ＝ 標準点100点 ＋ 技術提案加算点 10～50点

品質確保の体制までは未確認

〔導入後〕

技術評価点 ＝ 標準点100点 ＋ 技術提案加算点 40～60点 ＋ 施工体制評価点 30点

品質確保の体制を審査要素として加味

入札者の技術力を活かした提案への配点を引き上げ

○低入札調査基準価格（Y）

予定価格の75%から92%までの範囲内で工事ごとに下記の算定式で定める。
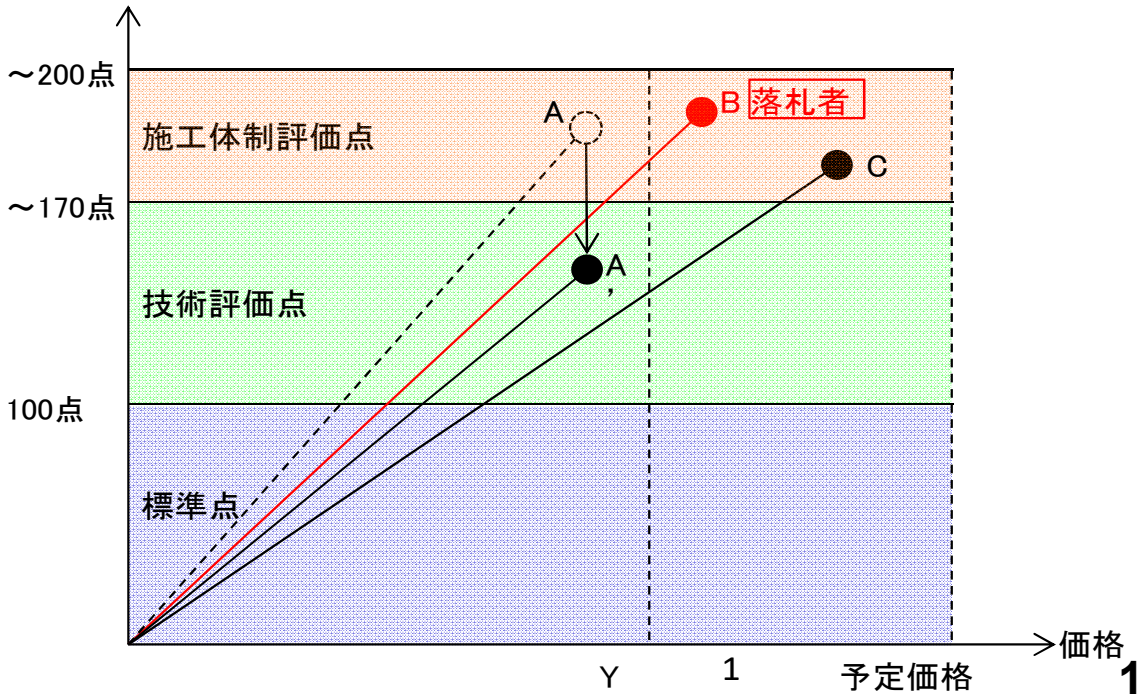
（直接工事費×97%
＋共通仮設費×90%
＋現場管理費×90%
＋一般管理費等×68%）×消費税相当額